

令和4年9月定例会

# 文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## (先議・委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、審査事件 .....	1
4、経過 .....	

### (福祉保健部)

#### 分科会

福祉保健部長予算議案説明 .....	2
感染症対策室長補足説明 .....	2
予算議案に対する質疑 .....	3
予算議案に対する討論 .....	1 2

#### 委員会

審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	1 2
--------------------------	-----

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	1 3
2、出席者 .....	1 3
3、審査事件 .....	1 3
4、付託事件 .....	1 3
5、経過 .....	

### (総務部)

#### 委員会

総務部長所管事項説明 .....	1 4
決議に基づく提出資料説明 .....	1 5
陳情審査 .....	1 6
議案外所管事務一般に対する質問 .....	1 8

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	3 1
2、出席者 .....	3 1
3、経過 .....	

### (教育庁)

#### 委員会

教育長総括説明 .....	3 1
総務課長補足説明 .....	3 4
議案に対する質疑 .....	3 5
議案に対する討論 .....	4 0
決議に基づく提出資料説明 .....	4 0
陳情審査 .....	4 1
議案外所管事務一般に対する質問 .....	4 8

### (第3日目)

1、開催日時・場所 .....	69
2、出席者 .....	69
3、経過	
(福祉保健部、こども政策局)	
分科会	
福祉保健部長予算議案説明 .....	69
こども政策局長予算議案説明 .....	70
予算議案に対する質疑 .....	71
感染症対策室長補足説明 .....	73
予算議案に対する質疑 .....	75
予算議案に対する討論 .....	82
委員会	
こども政策局長総括説明 .....	82
福祉保健部長所管事項説明 .....	84
議案に対する質疑 .....	86
議案に対する討論 .....	86
決議に基づく提出資料説明 .....	86
陳情審査 .....	88
障害福祉課長補足説明 .....	88
原爆被爆者援護課長補足説明 .....	89
国保・健康増進課医療監説明 .....	90
議案外所管事務一般に対する質問 .....	92
委員間討議 .....	124
・審査結果報告書 .....	126

### (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(先議)(福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料(総務部)
- ・委員会関係議案説明資料(教育委員会)
- ・分科会関係議案説明資料(福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料(福祉保健部)
- ・分科会関係議案説明資料(こども政策局)
- ・委員会関係議案説明資料(こども政策局)

# 先議・委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月12日

自 午前10時50分  
至 午前11時50分  
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	下条 博文 君
副委員長（副会長）	山口 経正 君
委 員	外間 雅広 君
”	前田 哲也 君
”	松本 洋介 君
”	坂本 浩 君
”	大場 博文 君
”	宮本 法広 君
”	饗庭 敦子 君
”	久保田将誠 君
”	鵜瀬 和博 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	寺原 朋裕 君
福祉保健部次長	石田 智久 君
福祉保健部次長	中尾美恵子 君
福祉保健課長	安藝雄一朗 君
感染症対策室長	長谷川麻衣子 君
感染症対策室企画監 (宿泊自宅療養・検査体制担当)	本土 靖 君
長寿社会課長	尾崎 正英 君
障害福祉課長	吉田 稔 君

6、審査事件の件名

・予算決算委員会（文教厚生分科会）

第89号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第7号）（関係分）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時50分 開会 —

【下条委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

まず、さきの補欠選挙に当選され、本委員会に新たに選任されました委員をご紹介します。

鵜瀬和博委員でございます。

それに伴いまして、委員席については、配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、前田委員、饗庭委員の2人をお願いいたします。

【下条分科会長】 初めに、第89号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、分科会による審査を行います。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、新型コロナウイルス

ルス感染症対策に関する国の追加支援に伴うものであり、本日午後の予算決算委員会及び本会議で審議する必要があることから、委員各位のご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、議案の説明をお願いいたします。

【寺原福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

初めに、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 福祉保健部の3ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第89号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大の対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で2,673万8,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で4億8,130万円の増となっております。

なお、各科目につきましては、3ページに記載のとおりであります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（休日等外来診療医療機関支援事業について）

在宅当番医の負担を軽減するとともに救急医療提供体制の確保を図るため、日曜日及び祝日等において、発熱などの症状がある方を診療する医療機関への協力金の交付に要する経費として、2億4,710万4,000円の増を計上いたしております。

（行政検査・入院医療費等事業について）

診療・検査医療機関や重症化リスクが低いと考えられる有症状者に対する抗原定性検査キッ

トの配布等に要する経費として、1億677万2,000円の増を計上いたしております。

（新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業について）

重症化リスクの高い高齢者等が入所する施設において、施設内感染を防止するため、高齢者施設職員への集中検査に要する経費として、1億32万円の増、障害者施設職員への集中検査に要する経費として、2,710万4,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】ありがとうございました。

次に、感染症対策室長より補足説明を求めます。

【長谷川感染症対策室長】新型コロナウイルス感染症対策に関する令和4年度9月補正予算の先議分について、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

補足資料の1ページ目をご覧ください。

行政検査・入院医療等事業費の(1)抗原定性検査キット配送事業のうち、まず、の診療・検査医療機関への配布につきましては、国から無償譲渡された抗原定性検査キットを、診療・検査医療機関における検査キット不足に対する緊急措置といたしまして、希望する診療・検査医療機関に配布を行っております。配布対象は、発熱外来にかかる診療・検査医療機関として指定を受けている医療機関であり、8月21日から配送を開始しており、これまで約7万1,000キットの配布をしております。

の有症状者への配布ですが、同じく国から無償譲渡された抗原定性検査キットを、発熱外

来診療の逼迫者状況の改善のため、自己検査を希望する個人に対し配布しております。配布対象は、発熱などの症状があり、重症化リスクのない小学校4年生から65歳未満の方などの条件に合致する方とし、Web申し込み後に個人宅へ配送しております。

なお、抗原定性検査キット配送事業につきましては予備費を充当し、先行して事業を開始し、9月2日から配送を開始しております。9月11日までに5,416キットを配布いたしました。

抗原定性検査キット配送事業につきましては、の診療・検査医療機関への配布、及びの症状者への配布を合わせまして、5,329万5,000円を補正予算として計上しております。

2ページ目をご覧ください。

(2)の陽性者判断センター設置・運営事業につきましては、発熱外来診療の逼迫者状況の緩和のため、無料配布した検査キットやPCR検査等無料化事業などで自己検査により陽性となった方で重症化リスクがないなどの要件を満たす場合に、当該センターに検査結果を報告することで陽性者の判断を行いまして、医療機関を受診することなく療養を開始するというものを図るものです。

令和4年9月2日から長崎県陽性者判断センターを開設しており、陽性者登録の受け付けや審査による陽性者判断業務を行っております。9月10日までに陽性者判断した件数は845件となっております。

(2)の陽性者判断センター設置・運営事業につきましても、配送事業と同じく予備費を充当し、先行して事業を開始しております。

(2)陽性者判断センター設置・運営事業につきましては、センターの運営経費及び専用システムの使用にかかる経費としまして、5,347万

7,000円を補正予算として計上しております。

続きまして、2の休日等外来診療医療機関支援事業につきましては、休日等の外来診療の逼迫を緩和するために、県の要請により、土日・祝日等の休診日において発熱外来診療を行う医療機関に対し協力金を交付し、対応医療機関の増加を図るものであります。

協力金の交付につきまして、各都市医師会への委託事業として実施することとしており、一医療機関につき1日当たり10万円、小児対応の場合には3万円を加算して協力金を交付することとしております。

事業の実施につきましては、先議により議決いただいた後、令和4年9月13日から令和5年3月31日までとしております。

医療機関への協力金及び各医師会への事業委託にかかる経費として、2億4,700万円を計上しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、質問させていただきます。

まず、先ほど説明がありました検査キットの配布について質問いたします。

こちらの趣旨としましては、無償配布となっておりますけれども、あくまでも有症状者への配布ということを伺いました。これは、恐らくコロナか普通の風邪かわからない状態で病院に行かれたら、医療現場が逼迫するから、事前に、通院するまでに確認してほしいというような意

図だと思うんですけども、こういった手続で無償で配布するのかと聞きましたら、ネットの申し込みというふうに伺いました。つまり、自分でインターネットのホームページから自己申告をします。

私もそのホームページを見たんですけども、要するに、クリックをしていって自分の住所を入力して送信するような手続で、簡易ではあるんですけども、一つ気になったのが、本当は有症状者しかだめなのに、これはもう任意で、無症状の人もやろうと思えば申告もできるし、また、こういう言い方をするとおかしいかもしれないですけども、転売目的で何回も、名前も変えたりとか、要は、システムができています。要するに、何回も、無料だからといって、これは自動販売機とかで買えば3,000円するんですね。これが無償でもらえるからといって、多くの方が多数仕入れてしまったりとか、そういうふうな悪用されるようなことがあってしまっただけは、公金ですので、あってはならないと思うんですけども、そちらの管理等はどのように考えているんでしょうか。

【本土感染症対策室企画監】松本委員の方からご指摘がありました件につきましては、同一の申込者が当日複数回申し込みがあった場合につきまして、検査キットの運営事業者が確認をいたしまして、必要に応じて削除を含め対応することになっております。

なお、申込者が違う日付で申し込んだ場合には、運営事業者でも複数回の申し込みを確認することができませんので、申込時の同意書及び抗原検査キットの配布についてのチラシというものを作成しておりますが、そちらの方に、「検査キットの転売・譲渡等を行った場合には厳正に対処します」という文言を入れて、不正に使

用しないということで警告の内容を掲載して対応をさせていただいております。

また、抗原検査キットにつきましては、法律上、薬局での転売しかできませんので、ネットでの販売も許可事業者以外は販売できないということになっております。そのような不正販売につきましては、許可がないネット販売での販売はできないものと考えております。

【松本委員】どうしてもシステム上は完全に押さえることは難しいと思いますので、やはり警告をしっかりと出して、そういう不正を出さないように、必ず「無料」となると、やはりそういうふう考える方が出てくるかもしれないし、本当に必要なところに届かない場合も出てくると思いますので、そちらは運営の方と、あと、告知の仕方もしっかりと進めていただきたいと思います。

それと、今回、個人が自己申告で検査キットを注文するということですが、ちょっと気になるのは、最近の感染者の構成割合が、どちらかといったら、もちろん高齢者が重篤化しているのはわかるんですけども、感染者の割合は、10代や10代未満が、構成の大体4割を占めているという報道があったんですけども、そういうことを考えたときに、14万個も用意しているのであれば、一番気になるのは、やはり学校とか10代が多いところでの確保というのも必要になってくるのではないかと思います。そちらに対しての検査キットとかは考えてないんでしょうか、お尋ねします。

【本土感染症対策室企画監】今回の検査キット配布につきましては、国から無償譲渡をされておりますが、令和4年7月下旬に、事務連絡において、「外来医療の逼迫に備え、薬事承認された抗原検査キットを重症化リスクが低いと考え



られる有症状者に対し、診療・検査医療機関、発熱外来を行っているところにおいて、受診にかえて配布する体制の整備」について要請がされております。そういったことから、今回、この事業を開始しております。

なお、国の検査キットの不足に備え、診療・検査医療機関へ配布するということが可能となっておりますので、医療機関に対して、現在、約7万キットを配布させていただいているところでございます。

また、診療・検査医療機関に新たに指定された医療機関に対しましても、随時実績の方を確認して配布をさせていただいております。

したがって、今回、無償譲渡された抗原検査キットの配布対象といたしましては、学校等は含まれていないということで理解をしております。

【松本委員】説明はわかるんですけども、ただ、どうしても学校現場でも部活動とか様々な学校活動の中で、周囲の方が感染者が出た場合に、やはり登校や部活動に対して躊躇する場合、学校側から抗原検査キットで検査するようにと指示がある話も聞いています。

だから、そういう意味では、逆に周知の部分で、教育委員会にも協力要請して、小学校4年生から使えるということですから、学校現場にもこういうものがありますよというものを、県民は誰でも使えるわけですから、そのことを周知することによって、学校でストックしなくても、学校に通っている人たちが注文することはできると思うので、周知方法のツールの一つとして、教育委員会との連携もぜひしていただきたい。

要するに、これは注文がないと出荷できないもの、ただ持ってくるだけですから、本当に必要とされるのは、多分、人が多く集まっている

ところこそ必要だと思うんですね。だから、そういうところに、本当に必要なときに、注文してから翌日にしか届かないわけだから、その部分は迅速に対応していただくようお願いいたします。

次に、休日等の外来診療の医療支援事業です。

こちら、恐らく外来診療の逼迫に対応するためだと思うんですけど、一つ確認したいのは、対象の要件が、県が要請する日時に外来診療を実施するというので、本来、休日診療というのは、それぞれの地区の医師会で担当医が決まっていっていらっしゃるけれども、恐らく、それではもう対応できないレベルまできているから、今回、この事業が出たと思うんですが、この要請する基準というのはどの部分を考えているのか、お尋ねいたします。

【長谷川感染症対策室長】県が要請する日時の期限につきましては、現在は第7波の収束が見込めないことから、当面の間は、9月13日以降10月までの土日は実施するという想定をしております。

その後につきましては、新規感染者数であったりとか病床利用率、また、外来患者等の動向を見極めながら、専門家の予測も参考にして判断したいと考えております。

【松本委員】9月13日からということで、予算可決したらすぐだと思うんですが、それでは、2億4,700万円予算計上しているということは、休日診療以外でも受けてくれるところ、しかし、追加で受けるということは、受けてくださる病院は担保しているのか、現状としての状況をお尋ねします。

【長谷川感染症対策室長】既存の休日当番医体制もございまして、その中でどのような発熱に対応する外来について拡充をしていくかとい

うところは、郡市医師会の方で協議をしていた  
だき、郡市医師会でまず必要な、対応できる医  
療機関というところを、手挙げを、今調整をし  
ていただいているところです。

【松本委員】現状で、今、休日当番医をお願い  
している中で、発熱外来が受けられるところと  
いうのは限られてくると思うんですね。当然、  
整形外科とか眼科とかで発熱外来してないところ  
がかなりあると思いますから、その方々にさら  
に負担をお願いするわけですが、そのところで  
やはりしっかりその部分を打合せしておか  
ないと、予算を可決しましたけれど、受けて  
くれる病院がないとなってしまうと、ただ計上  
しただけになってしまうし、もう一つは、協力  
金の1日10万円という根拠、これも大きな負担  
になる中で、なぜ1日10万円にしたのか、その部  
分についてのご見解をお尋ねします。

【長谷川感染症対策室長】今回の協力金につ  
きましては、土日に開院いただくための協力金  
として支給するものでありまして、医師一人分  
の人員費相当として、県が実施いたしましたワ  
クチン接種の際の時間単価を基に積算をしてご  
ざいます。

【松本委員】この金額に関しては、事前に県  
医師会ともすり合わせをして合意の上での金額  
ということによろしいでしょうか。

【長谷川感染症対策室長】県医師会の方に  
事業の趣旨等についてのご説明をいたしまして、  
協議をして決定しております。

【松本委員】それであればよろしいかと思  
うんですが、万が一協力金についての合意が  
できなければ、受けてくれるところがない  
ということが、せっかく予算を通した後に  
ないよう、すり合わせをして、そして、  
県内全域になると思うので、そちらに  
対してもし、欠ける

地域がないようにフォローしていただ  
きたいと思えます。

以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はござ  
いせんか。

【坂本(浩)委員】それでは、質  
問します。

基本的なところをまずお伺いしたい  
んですけれども、今日、先議という  
ことで今あっているんですけれど  
も、事業開始時期との関係上、先  
議で対応したいというふうな  
ことで、たしか総務部長の方  
から議運等への説明があった  
というふうなふうに思  
うんですけれども、内容を  
見ると、結構継続事業とい  
うのもあって、それでいく  
と、知事専決でもよかつた  
んじゃないかというふうな  
、ちょっとそういう思  
いがあるんですね。

一つは、いわゆる医療提供の  
逼迫に対応するための緊急  
避難的な措置であるとい  
うふうなことで、全数把握  
見直しに伴う陽性者判断  
センターの設置もそう  
でしょうし、それから、  
高齢者施設等への検査  
キットの配布、これは  
8月に予備費で先行  
して、もう既に実施  
している事業です  
よね。そういうのが  
あるということと、  
それから、財源も  
国庫の臨時交付金  
というふうな事業  
で、であれば、  
もちろんこの分  
科会の中で、本  
予算の方できち  
んと、事業を  
継続しながら  
も、それをより  
充実するため  
に議論はでき  
るというふう  
に思ったもの  
ですから、そ  
こら辺の判断  
というのが、  
もしあれば  
聞かせて  
いただ  
きたいな  
という  
ふう  
に思  
うん  
です  
けど、  
あ  
えて  
先  
議  
とい  
う、  
私  
は  
知  
事  
専  
決  
で  
も  
よ  
か  
つ  
た  
ん  
じ  
ゃ  
な  
い  
か  
と  
い  
う  
ふ  
う  
な  
気  
が  
し  
た  
も  
ん  
で  
す  
か  
ら  
ね。  
そ  
こ  
ら  
辺  
、  
い  
か  
が  
で  
す  
か  
ね。

【安藝福祉保健課長】予算の考  
え方につきましては、議  
会開会中  
でなければ  
予備費  
での対応  
ということ  
もさせて  
いただ  
いて  
いる  
部分  
もあ  
りま  
す  
け  
れ  
ど  
も、  
や  
は  
り  
議  
会  
が  
本  
日  
開  
催  
さ  
れ  
た  
と  
こ

るでございますので、9月13日から実施する事業等がありますので、先議でお願いをしているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。そういうことであろうとは思いますが、ただ、形式上はそれでいいと思うんですよ。議会が今日から始まって、あしたからの事業ということもありますから、形式上はいいんですけども、ただ、高齢者等施設ですね、障害者福祉施設を含めて、これは8月に予備費で先行したときに、8月8日の週から5回分ということをやっている、9月5日の週で5回分終わっている。そうすると、今週からどうするんですかというふうな話になると思いますし、それから、病院の検査キットですね、これは14万キットで不足分を補うというふうなことで、これは8月21日から約20日間でもう7万キット出しているということですよ、先ほどの説明で。それから、有症者に対しては12万キット用意していて、9月2日からもう既に開始をして、11日の1週間で約5,600キットをもう配送しているというようなことで、結構、先行事業でやっているんですね。

もちろん、そういう手続は大事なんですけれども、ただ、検査キットの配布とか、あるいは医療機関への協力金、これもあしたからというふうなことで、調剤薬局はどうするのかというのは、まだ検討段階ということになっているようですし、それでいくと、形式的な手続で、そういう緊急を要するものが滞ったら本末転倒じゃないかというふうに思うわけですよ。

ちょっとそういうのがあったものですから、たまたま、今日から議会が始まっているということなんですけど、先ほど委員長からあったように、審議時間もあまり取れないということになれば、専決でやって、それできちんとやった

方がよかったんじゃないかなというふうに思ったものですから、ちょっとそういう質問をさせていただきました。

個別に幾つかお尋ねなんですけれども、今言いました休日等外来診療医療機関支援事業ということで、調剤薬局もセットでというふうなことで、これは検討を進めているというふうなことで、事前にもらった資料には書いてあるんですけど、これは先議で、今日決める内容のはずですよ。協力金も10万円ということで予算化しているんですけども、そこはまだ検討中なんですか。事業を進めながら考える、相談するということですか。

【長谷川感染症対策室長】調剤薬局につきましては、基本的に、現在も休日当番医に合わせて薬局の方は対応いただいている状況がありまして、当初、新たな医療機関についても同様に開けていただくか、営業がかなわない場合には、これまでどおり既存の在宅当番医付近の調剤薬局をご利用いただくということで考えていたところですよ。

しかしながら、やはり調剤薬局にご協力いただけない場合には、休日営業の調剤薬局のほうに患者さんが集中するということがあったり、発熱等の症状がある患者さんの負担も大きい、また、陽性診断がされたのにすぐに自宅に帰れないなどのデメリットが生じるために、予算が許せば、県民サービスを考えるということと併せて、薬局を開けていただくための協力金を支給することが適当ではないかという考え方に至りまして、現在検討を行っているところです。

予算につきましては、新規感染者が減少傾向になってきているところもありまして、総枠の中で調整ができるのではないかと、今考えているところです。

【坂本(浩)委員】 予算上はわかりました。ただ、コロナに感染した人、あるいは発熱して不安がまずあるわけですよね。そういう方に対しては、もちろん医療機関とか、あるいは今回の陽性者判断センターということでもあるんですけども、やっぱり解熱剤とか何らかの薬が欲しいというのは、ものすごく心情的にあるわけですよね。だから、そこはせっかく病院がそういうことで協力してくれるんだったら、調剤薬局もセットでしてもらわないと、診察だけじゃなかなか、なった人が安心感というんですかね、あると思いますので、ぜひそこはよろしく願いいたします。

それから、陽性者判断センターはここで質問していいんですかね。検査キットの配布だけじゃなくて、いわゆる陽性者判断センターの設置・運営に関する事業費もこの先議でよかったんですかね。

これは9月2日に設置したということなんですけれども、場所は長崎市に置いているのか、あるいは業務形態、これは業務委託という方式だと思えるんですけども、何人体制で、問い合わせが多いと思いますので、例えば電話回線がどうか、そういうふうなことはどうなっているのかとか、あともう少し業務内容というんですかね、検査キットの配布・回収、それから判定をするということとか、システムに入力をするとかいろいろあると思うんですけども、もうちょっとそこら辺を少し詳しく聞きたいということ。

それから、実際、もう2日から始まって、登録するんですかね。登録が少なければ問題じゃないかなというふうに思うものですから、それはどうなっているのか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

【本土感染症対策室企画監】 陽性者判断センターを9月2日から開設をさせていただいておりますけれども、これらは無料検査であったりとか自己検査をされた方が検査キットで陽性となった場合に、ここの陽性者判断センターの方に連絡をしていただきます。ここの陽性者判断センターの方で、オペレーターとドクターの方で判断をして陽性を確定させるということになります。陽性を確定した後に、陽性者の方にメールで通知をするというふうな流れになります。

その後の体制としましては、陽性になった方の健康観察につきましては、健康観察センターを判断センターの方から陽性者へ案内をしまして、症状が出たりとか、あと、生活支援の関係で相談をしたいとか、そういったところが出てきたときには、健康観察センターの方で対応するというふうな流れになります。

9月2日から開始をしておりますけれども、体制としましては13人体制で行っております。オペレーターが8人、管理をする方が3人、あと、入力作業等で2人ということで13人。電話回線数としては8回線で対応をさせていただいております。

陽性者判定の人数でございますけれども、9月2日から9月10日の24時までで845人の判定をいたしているところでございます。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。また動き出してから、始まったばかりですから、またいろんな足らざるところ等々あるかと思えますので、それは、ぜひ動きながら修正を加えていただきたいと思うんですけども、健康観察センターはここじゃないんですよね。またそれは、先議じゃなくて別の機会がいいですかね。わかりました。

それと、高齢者施設等における職員の一斉検

査の分です。これは8月5日から予備費で対応しているというふうに思うんですけども、今回補正で1億2,700万円ぐらいついていますが、予備費で先行した分が、先ほど言いましたように5回分ということでしたかあったと思うんですけども、今回、この補正で何回分ということになるのでしょうか。対象となる職員、利用者に接する従事者ということで、そこら辺は変わらないのか、施設とかですね、そこら辺はいかがですか。

【尾崎長寿社会課長】今回の先議でお願いしております予算につきましては、8月から予備費を活用して行いました1回目に引き続きまして9月以降の2回目、及び感染状況が続けば3回目というふうな形の合計2回の分につきまして、予算を計上させていただいているところでございます。

対象施設につきましては、入所系の施設ということで、長崎市、佐世保市を除く管内の施設について、介護従事者に対して検査キットを配布するというのを予定しておりまして、週1回を5回分というのを2回行うという形で計画をしているというふうな予算になります。

【坂本(浩)委員】わかりました。そうしたら、これは補正ですから、当然感染の状況次第では、また追加補正がゆくゆくはあり得るというふうな理解でいいんですかね。

【尾崎長寿社会課長】検査の需要等が続く場合、必要な場合については、また必要な予算について計上させていただきたいというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。その対象者なんですけれども、介護職員など利用者に接する従事者というふうなことでお伺いしておりますけれども、それ以外の方はほぼリスクがないだ

ろうというふうな理解でいいんですか。

【尾崎長寿社会課長】基本的には、事業の目的につきましては、利用者の方への感染、いわゆる高齢者の方がやはり重症化リスクが高く、それに伴いましてクラスター感染が起きますと病床逼迫につながるということになりますので、利用者の方に接する従業員の方を検査していこうというふうな形で考えておりまして、例えば事務職員とか、施設において直接利用者にケアを行わないような職員については対象外とさせていただいております。

【坂本(浩)委員】わかりました。クラスター等がそういう施設で発生する場合は、複数箇所、例えばデイサービスとか行かれている方だとか、そういう事例もあったようですし、それから、必ずしも直接接する介護職員だけじゃないところからの感染事例もあったというふうなことで聞いておりますので、そこは最終的には、その施設がそういう検査というのをどういうふうにするかということはあるかと思っておりますけれども、今後、そういった施設の方のご意見も聞きながら、負担が増えないように、そういうのもぜひ、今後検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【宮本委員】引き続き質問させていただきます。

部長、そして室長から説明がありまして、あと松本委員、そして坂本(浩)委員と重複するかもしれませんが、私の視点で質問させていただきます。

休日等外来診療医療機関支援事業についてです。

私、これを最初に見たときに、事業概要、医療機関における外来診療の逼迫に対応するため、

休診日に診療を行う医療機関へ協力金を支給するとなっているんですけど、すみません、そもそも普通の、日常の診療自体も逼迫しているにもかかわらず、さらに土曜日・日曜日、もしくは祝日にしていただくということについて、協力いただける病院が多ければ多いほどいいんでしょうけれども、そもそも協力していただける病院があるのだろうかなど。いやいや、もう休日は休みたいよという病院が多いんじゃないかなと、逆に思ったんですね。

県としては、この約2億4,700万円をどれだけの医療機関が協力していただけるという見込みでされているのか。県全体としてなのか、それとも医療圏ごとなのか。例えば医療圏ごとでも、逼迫の状況というのは違うと思うんですね。長崎市とか佐世保市とかでは逼迫している状況はあるけれども、郡部とかに行けばちょっと違うという現状もあるかと思います。

県として、この予算でどれくらいの協力医療機関を想定されているのかというのを教えていただければと思います。

【長谷川感染症対策室長】想定している箇所数につきましては、県内の各都市医師会ごとに想定箇所数を設定しております。

人口等も勘案しまして、県内全体で30か所を想定しているところです。

【宮本委員】わかりました。県内に30か所ということは、少ないなという気もするんですが、土日・祝日に開いているということで、逆にそこに集中したりすることがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。日常仕事をしていらっしゃる方は、日曜・祝日に開いているんだと、発熱があるんだけど、ちょっと具合が悪いから行こうという診療も受け付けられるんでしょうから、発熱以外は受け付けませんというこ

とではなくて、一般診療も受け付けるということでしょうから、そこで逆に、これをする事によって、そういった機関も逼迫するんじゃないかなとちょっと考えるんですが、そういった疑問とか、そういった想定はしていращるのかどうか、お聞かせください。

【長谷川感染症対策室長】休日の発熱外来を強化することで、そのような患者が集中することも想定されることから、やはりできる限り平日の診療時間内での受診をということを促す広報・啓発活動というのは力を入れてやっております。

そのほか、今回ご説明をいたしました抗原キットの配布と陽性者判断センターの登録ということで、症状が軽く医療機関を受診するまでもなく療養できそうだと考えられる方については、そちらの方もご利用いただくと。そちらの方は土日でも対応しておりますので、そういったことで少し分散をしながら、しかしながら、やはり土日で発熱がある受診を希望されている方がなかなか受診できないという声も多数寄せられていたところでしたので、このような事業を行い、強化を図りたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。いろんな声を聞いてこの事業をしたということは、確認させていただきました。

その一方で、小児科とか見てみると、本当に大変な状況というのがありまして、次から次に電話がかかってきて、ガウンを着て検査に行く、戻って一般診療をするということもあるということも聞いておりますので、どうか丁寧な説明を心がけていただきたいと思います。

県でホームページ上で公表して周知を図ることなので、その医療機関の名前が出たらそこに集中することもあるけれども、先ほどお

っしかったとおり、平日の診療をできるだけしてくれということ徹底していただければと思いますし、各医療機関においても、県がこれをやるんだというのではなくて、より一層丁寧な説明をしていただきたいということを要望させていただきます。

同時に、医師会によっては在宅の当番医もありますが、それはそれで動かしながらこれもするという考えでよかったですでしょうか。再度確認をさせていただきます。

【長谷川感染症対策室長】この事業に関しましては、在宅当番医をされている医療機関においても対象になりますので、在宅当番医の体制の中で発熱を既に診ていただいている医療機関もごございますので、それも含めて強化を図っていきたいと考えているところです。

【宮本委員】わかりました。ともあれ、外来診療の逼迫に対応するというので、この休日等外来診療医療機関支援事業をするということは認識をさせていただきました。

あともう一点、先ほどもありましたけれども、調剤薬局についてですが、例えば、今かかりつけ医師、かかりつけ病院、かかりつけ薬局というのが言われていて、それが定着していればいいんでしょうけれども、やはりどうしても一つの医療機関の隣、もしくは近隣に薬局があるという現状がありますので、医療機関が開けていれば薬局も開けざるを得ないと思うんですが、逆に、今、調剤薬局についても考えてらっしゃるということであれば、医療機関は開けてないけれども、薬局は参加したいと、休日でも開けて患者さんに対応したいという薬局についてはどう考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

【長谷川感染症対策室長】具体的に、その地域

でどの薬局にご協力をいただくかというところは、県薬剤師会、郡市薬剤師会を通して、地域の実情に合った形で手挙げをしていただければと考えているところです。

【宮本委員】手挙げ方式ということで確認をさせていただきました。

長崎県全体でこの事業で医療の逼迫が改善され、そして困ってらっしゃる方が、もう本当に苦しんでらっしゃる患者さんのためになるという思いで、今聞かせていただきました。

今後、これを運営するに当たっているいろんな声が現場から、恐らく出てくるんじゃないかなと想定していますので、そういったのもしっかり県としても確認、キャッチしていただきたいなと思いますが、様々な、苦情・相談窓口ではありませんけれども、県が一括してそういったのも対応していただくということはお願いしたいと思いますが、そういった声については、医療機関からの声については、医師会を通じて県となるかもしれませんが、そういった一つひとつの声についても対応していただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

【長谷川感染症対策室長】事業の立ち上げが急であったことから、事業の実施においては、現場の方からのご意見も多数寄せられることと思います。郡市医師会、また薬剤師会を通してそういったご意見をお聞かせいただいて、事業の実施に反映できるよう検討したいと考えます。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひそういった声に対応していただきと思います。

医療機関、そして調剤薬局、長崎県内にこうやって医療体制が、感染症について体制が確立できれば、また次の感染症が発生したときにも、一つのいい事例として構築できると思いますの

で、対応の方をよろしく願いいたします。

以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第89号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第89号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時37分 休憩

-----  
午前11時37分 再開

-----  
【下条分科会長】分科会を再開します。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

この後、委員間討議のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時38分 休憩

-----  
午前11時38分 再開

-----  
【下条委員長】委員会を再開いたします。

審査方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和4年9月定例会における

本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時39分 休憩

-----  
午前11時49分 再開

-----  
【下条委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、理事者へ正式に通告することといたします。

ほかにご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午前11時50分 閉会



# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月26日

自 午前10時 0分  
至 午前11時25分  
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	下条 博文 君
副委員長(副会長)	山口 経正 君
委 員	外間 雅広 君
"	前田 哲也 君
"	松本 洋介 君
"	坂本 浩 君
"	大場 博文 君
"	宮本 法広 君
"	饗庭 敦子 君
"	久保田将誠 君
"	鷓瀬 和博 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総務部長	大田 圭 君
学事振興課長	門池 好晃 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第88号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第91号議案

職員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第92号議案

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例

第93号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・要望書
- ・国政・県政に対する要望書
- ・諫早市政策要望
- ・要望書
- ・令和5年度離島振興の推進に関する要望書
- ・長崎県議会は厚生労働省に潜在看護師を活用する意見書を提出する事に関する陳情
- ・要望書
- ・要望書
- ・令和4年度 長崎県の施策に関する要望・提案
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・要望書

8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【下条委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算

委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第91号議案「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分外2件でございます。そのほか、陳情11の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、総務部長より所管事項説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明申し上げます。

総務部の文教厚生委員会関係資料及び追加1をお開きいただければと存じます。

今回、ご報告いたしますのは、長崎県公立大

学法人の業務実績評価について、情報セキュリティ産学共同研究センターについての2点でございます。

まず、長崎県公立大学法人の業務実績評価についてであります。長崎県公立大学法人の第3期中期目標期間の5年目に当たります令和3事業年度に係る業務実績につきまして、地方独立行政法人法の規定に基づき、長崎県公立大学法人評価委員会をこれまでに3回開催いたしまして評価を実施しているところでございます。

委員会におきましては、商店街のシャッターに県立大学の学生が佐世保の風景を描いたシャッターアートの活動が地域活性化につながっていること。地域の政策課題に関する研究活動においては、県議会との連携事業や、産学官が連携した五島市における健康寿命延伸に関する調査研究などが積極的に実施されていること。また、大学を新型コロナウイルスワクチン接種の拠点施設として提供し、地域住民のワクチン接種の促進に取り組んだことなどについて高く評価するとの意見をいただきました。

一方で、県内就職率や3年修了時までには9割以上の学生に卒業要件を修得させる取組につきましては、前年度を上回る成果は見られるものの、目標達成には至っておらず、特に県内就職につきましては、学科の特徴、県内企業等のニーズなどを考慮した目標達成に向けての取組を計画的に行うことも必要ではないかとの意見をいただいております。

さらに、令和3年度に発生した大学入試合否判定ミスにつきましては、公平・公正な手続の下で行われることが大前提とされる大学入試におきまして、こうした重大なミスが発生したことは、評価委員会としても大変遺憾であり、県民等から信頼される大学として二度と同様な事

案が発生しないよう、理事長、学長のリーダーシップの下、教職員は常に緊張感を持って取り組んでほしいとの厳しい意見もいただいております。

評価結果につきまして、現在、最終的な取りまとめを行っており、11月定例会において、改めてその概要を報告させていただく予定としております。

次に、文教厚生委員会関係説明資料(追加1)をご覧ください。

情報セキュリティ産学共同研究センターについてであります。現在、県立大学で整備を進めている情報セキュリティ産学共同研究センターの名称については、学内から公募を行い、6月下旬に審査委員会を開催し、正式名称を「情報セキュリティ産学共同研究センター」、愛称を「NAGASAKIセキュリティベース」に決定したところでございます。

また、県立大学が6月から7月にかけて公募しておりました当センターに設置する共同ラボの入居企業につきましては、9月5日に使用者選定委員会で審査し、9月15日に株式会社ラックなど応募していた5社全ての入居を決定しております。

なお、同センターの建物は10月中旬頃の竣工予定であります。その後、ネットワークシステムや機器類を整備するため、センター施設の完成は、令和5年2月頃を予定しております。

今後も、入居企業との共同研究、地場企業との連携、県や産業振興財団が推進する企業誘致の支援などにより、本県の産業振興に貢献できるよう、令和5年度からの供用開始に向けて準備を進めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【下条委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望結果」について、説明を求めます。

【門池学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

3ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年6月から8月の実績は、7月20日、7月28日及び8月19日に開催しました長崎県公立大学法人評価委員会3件と、8月29日に開催しました長崎県私立学校審議会1件の計4件となっております。会議の結果については、資料の4ページから9ページに記載のとおりでございます。

続きまして、去る7月21日及び22日に実施いたしました「令和5年度政府施策に関する提案・要望」について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

「令和5年度政府施策に関する提案・要望について（総務部関係）」をご覧ください。

総務部関係におきましては、「私学及び県立大学に対する財政支援の充実・強化について」、「私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について」の2項目の重点項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、文部科学省の鯉淵文部科学大臣政務官ほか2名に対し、副知事、副議長、総務部長により要望を行いました。

まず、「私学及び県立大学に対する財政支援の充実・強化について」は、本県の私立学校は小中規模が多く、財政基盤が脆弱であることから、経常費助成費補助金の拡充や保護者負担の

公私間格差を是正するための高等学校等就学支援金のさらなる拡充について強く要望を行い、これに対し、「重要な問題であると認識している」とのご意見をいただきました。

また、私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充については、本県は、他の都道府県と比べて耐震化が遅れていることから、必要とされている事業費の確保及び国庫補助率を公立学校と同率まで引き上げることや、令和4年度までの時限措置となっている耐震改築構築に係る補助制度の延長について強く要望を行い、これに対し、「補助制度の延長については、今後検討したい。県でもしっかり働きかけをしてほしい」との意見をいただきました。

以上が総務部関係の要望結果であります。今回の「政府施策に関する提案・要望」の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

当委員会の審査対象の陳情番号は、51番になっております。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【松本委員】 陳情書番号51番の長崎県私立中学高等学校協会からの陳情について質問いたします。

先ほどの政府要望の中にもございましたが、少子化の中で本県の私学は小中規模が多いということで、今後も公私間格差というものをいかに是正していくかということが重要になると思

うんですが、まず、耐震化について公立と私立の耐震化率の格差がどれほどあるのか、現状をお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 公立学校の施設については、ほぼ100%、耐震化は終了しておりますけれども、長崎県の私立学校、小中高におきましては、今年の4月1日現在で約90%の整備率となっております。

【松本委員】 公立の100%に対して私学は90%ということで、これはやはり耐震化に必要な資金が足りないことが原因と考えられますが、残り10%に対して、ほかの至っていない学校の対応はどのようになっているのでしょうか。

【門池学事振興課長】 耐震化が進まない理由としましては、経営状況に鑑みて、なかなかそこに対する投資ができていないというのが多くの学校の理由になっております。

【松本委員】 もう一つ、国の方で、全国の公立学校はタブレットの配付が公費で支給されましたが、私学に関してはICT環境の整備というのは、公私間の格差というのは、どれくらいあるのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 私立学校におきましては、学校がそういう端末の導入について、どういう方法が一番いいのかということを検討されているということもあります。公立については、県教委の方から端末の予算について措置されているんですけども、私学については、そういった導入方法の検討、学校で用意するのか、もしくは生徒保護者に負担していただくのか。パソコンというのは日進月歩というのがあって、ちょっとたてば、すぐ古くなるということがあるので、そういうことを考慮して考えられているというところで、まだ100%、整備には至っていないというような状況でございます。

【松本委員】国の方針で全国の小中高とタブレットが支給されている中で、私学の場合は保護者負担も一定考えられるというところは格差かなというふうに思います。

しかし、政府でも2020年4月から高等学校就学支援金の拡充ということで、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の實質無償化実現ということは一つの大きな進展になっていると思うんですが、私立中学校に対してはどのような支援がされているんでしょうか。

【門池学事振興課長】昨年度までは年収400万円未満の世帯に対して年額10万円の授業料軽減の支援金が出ております。それが実証事業という形で令和3年度までということだったんですけども、今年度からは家計急変世帯を対象に、年収400万円未満に下がった場合、年間30万円程度の支援がなされるような形になっております。

【松本委員】物価高騰で、今、経済も大変厳しい状況の中で私学に通わせている保護者の負担も大変増えている中で、今後もニーズは増えてくると思います。私立大学に関しても同じでございますが、そちらの声を今回、政府施策要望にも上げていらっしゃるんですけども、いかに厳しい状況かというのは、しっかり現場の声、私学の声を聞いていただいて、その実情を国に届けるということは大変重要だと思います。

最後に1つだけ、私学の県内就職率というのがある程度高くなっているという話を聞いたんですが、公立に比べて私学の県内就職はどのようになっていますか。

【門池学事振興課長】公立のデータは、今ちょっと持っておりませんが、今年の3月の私学の高校卒業者の県内就職率は78.1%ということで、公立よりも高い状況にあります。

【松本委員】こういった中でも地元で私学はしっかり根ざして、公立よりも高い県内就職率を保っているということは、私学も地域に大変大きな貢献をしてくれているというふうに思います。

ただ、これだけ厳しい経済状況の中で私学に通わせることができない、途中で進学を諦めるようなことがないように、やはり実情を把握した上で、国も政府も前向きにどんどん制度を拡充していただいていますけど、引き続き要望していただくようお願いいたします。

以上です。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望結果」について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】おはようございます。

「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご説明いただきましてありがとうございます。確認の意味も踏まえてちょっと教えていただきたいことがありますので、質問いたします。

資料の7ページですが、第264回長崎県私立学校審議会が8月29日に行われているんですが、この議事内容で長崎玉成高等学校の収容定員に係る学則の変更とあります。この確認をいたしましたところ、志願者が増加傾向にあると、令和3、4年度は100%を越えるということで、さらに入学定員を5名増員すると、1学年25名にす

るといふことで書いてあります。現状、少子化の波で公立に関しては定員を下回るところがちょっと出てきているような感じではあるんですが、私立においては、このような形で増員ということが言われてます。

この玉成高校の取組、増員した背景を教えてください。

【門池学事振興課長】玉成高校につきましては、医療福祉科の志願者が、ここ数年、増加傾向にあるというところで、これは手に職をつける実務系学科が人気があるということとか、あと学校の広報努力とか、生徒育成に対する信頼度がある程度、保護者、生徒の方に理解されてきたというのが背景にあるというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。8ページは、島原中央高等学校も増員をすることによって変更申請がなされているという議事概要があります。先ほどご答弁いただいたとおり、私立ならではの取組によって、こういう増員につながっている現状であるということを確認いたしました。

どうなんでしょう、今後もこういった形、私立学校に入学する方が増えるような傾向に県内であるというような背景は、学事振興課で何かつかんでいらっしゃいますでしょうか。それであれば教えていただければと思います。

【門池学事振興課長】少子化が進んでいるという関係で、高校に進学する方は減少傾向にあるというのは、もう間違いのない話で、今後も引き続きそういう傾向が続いていくというふうに認識しております。

ただ、公立と私立のすみ分けというのがあるんですけれども、令和2年度から就学支援金というのが拡充されたということもあって、近

年では私立学校の入学生については、通常、公立と私立が7対3ぐらいの割合で入学しているんですけれども、若干、私立の方が3割を少しずつ上回っているような状況にあるというのは、傾向としてはございます。

【宮本委員】わかりました。先ほど、松本委員からも話があったとおり、実質無償化なんかも背景にあるんだろうと思います。公私間のバランスを教育委員会とも対応なされて努めていただければと思います。こういった形で特色ある教育をされるというのは、受験者からすれば幅が広がって、そういう人材が社会に出ていくという、いい傾向にもあると思いますので、県としてもしっかり協議をしていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

ご説明いただいた中で情報セキュリティ産学共同研究センターの共同ラボについてお伺いしたいと思います。

ご説明の中では、9月15日に、5社全ての入居を決定したということですが、5社全てを決定した理由と、その5社に対してどのような事業内容でされていくのか、お伺いします。

【門池学事振興課長】共同ラボの入居企業の関係ですが、もともと公募の段階では3社というふうにして募集をかけてたんですけれども、実際、5社から応募がっております。その5社の申請内容を精査した結果、新規性、それから発展性が高い研究テーマが提案されたことや、あ

と、知名度が高い企業と共同研究することで、大学の評価の向上が期待されること、また、各社から県立大学の学生に対するインターンシップの受入れであったり、採用であったり、地元企業との連携といった大学や地域にプラスとなるような計画が示されたということで、5社、決定させていただいたところでございます。

各社の研究テーマですが、一つは、網屋というところがあるんですが、ここはサイバー攻撃情報の安全な情報に関する研究であったり、ラックという企業については、スマートシティのセキュリティ検証のテスト環境の構築であったり、エヌ・エフ・ラボラトリーズについては、SIMアプレットを活用したセキュリティ対策技術の研究開発であったり、大成建設であれば最新スマートビルにおけるセキュリティの対策の研究であったり、こういったことをテーマにして実施しているところです。

【饗庭委員】それぞれ会社の特徴を生かして研究をしていくということで理解してよろしいですかね。その中で1社は公表できないということでしたけれども、その理由が、ここで話せることがあれば教えてください。

【門池学事振興課長】これは企業様の意向で、現時点では公表しないでほしいというふうなお話があります。今後、企業と協議が整い次第、公表したいと考えているところです。

【饗庭委員】理解しました。

入居されるということですが、入居料がそれぞれ違うのか、1社に対して幾らと全体的に決まっているのか、教えてください。

【門池学事振興課長】入居料については、月額1㎡当たり1,700円と規定しておりまして、共同ラボの1室の面積が45㎡ぐらいになりますので、年間90万円ぐらいの使用料となっております。

【饗庭委員】理解しました。

次に、情報セキュリティ学科ですが、最近、人気がずっと上昇しているかと思います。希望する方が、県内、県外からいらっしゃって、県外の方がそこで卒業して県内で就職していただくというふうな人口減少対策にもなるかなというふうに思うんですけども、最近の中で県内、県外の学生さんの割合がどれくらいなのか教えてください。

【門池学事振興課長】今年度の5月1日現在の情報セキュリティ学科の県内生、県外生の割合ですが、1年から4年までトータルして、県内生の比率が44.9%、県外生の比率が55.1%ということで、県外生が少し多いという状況にあります。

【饗庭委員】その中で県外の方が、今後、県内で就職する可能性、なかなか難しいんですけども、そういうことが増えてくるように県としては捉えておられますか。

【門池学事振興課長】この情報関係の学科についての就職に関する大きな課題というのが、県内企業にそういった学生の受け皿となるような企業が少ないというのが一番の大きな問題でありまして、今、ICT企業関係の誘致を進めておりまして、今回の共同ラボに入っているのは、ある意味、お試しということで原則3年間の入居期間で、その後、長崎で少し感触がつかめてやっていけそうな状況であれば県内進出も検討してもらおうというふうな、そういう仕掛けをつくっておりますので、そういった企業に長崎県に進出していただいて、そこで採用していただくというふうなところで県内就職率を上げていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ県内就職率も上げていただいて、長崎県の強みとして情報セキュリティ学科



をもっとPRしながら、していただければと思います。

以上で終わります。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【松本委員】それでは、関係説明資料の3ページ、県立大学の活動の部分で評価委員会を3回開催したという中で、評価の部分で県議会との連携事業というのが挙げられております。令和3年、昨年から県立大学と長崎県議会が連携事業ということで調印をいたしました、令和3年度から本年度にかけて主な事業内容についてお尋ねします。

【門池学事振興課長】まず、令和3年度ですけれども、県議会議長様に県立大学で記念講演を行っていただいたことを皮切りに、男女共同参画に関する県議会議員と県立大学の学生の意見交換会であったり、あと、学生が県庁に出向いて県議会議員の方々へインタビューを行ったり、こういった取組を令和3年度は実施しております。

今年度については、県議会議員による大学での講演や、あと、ちょうど今の時期に学生が議会事務局でインターンシップを実施しており、今後、また議員さんとの交流事業も予定しているというふうに聞いております。

【松本委員】どちらかというと、議員の話を聞くことが主で、それも一つの経験であると思えますけれども、聞いて終わりであったら、やはりもったいないなど。要は、主体的な学習というか、学生がそれを聞いてどういうふうに思ったか。また、学生側からの政策提言も今後必要になってくると思うんですが、そういった学生の反応、また、学生側からの動きというか、ただ聞くだけではなくて、そういったことは考えてないんでしょうか。

【門池学事振興課長】今回の県議会との連携事業を通しまして、学生の方から、「県議会議員の方々は自分にはない視点の政治的な構想というのを持ってらっしゃる、そういう中で得るものが非常に多かった」というご意見だったり、「議会に対する印象が変わった」とか、「またこのような交流機会があったら積極的に参加したい」といったような学生さんの声が上がっているところでございます。

聞くだけではなくて、今後、学生の方から政策提案等の意見を述べるべきだということについてですけれども、県立大学は地域貢献の取組を実施しておりまして、例えば、ゼミ活動とか島のフィールドワーク、こういったものを通じて地域の課題に対する政策提言というか、課題解決の提言を実施しておりまして、市町に対してそういった提案をやっているところでございます。

今回、県議会との連携協定でこういった交流の取組を実施している中で、学生の政治的な関心が高まりを見せているということでございますので、こういった地域貢献活動の延長線上で今回の協定を契機として県や議会に対して政策提案ができないかというのは、大学の方と協議をしていきたいと考えております。

【松本委員】一つは、参加された方が行政や県議会に興味を持っていただいたということは、非常に大きなプラスだと思います。県内就職率は県立大学は高くはないところがある中で、それがきっかけで、やはり長崎県に関心を持っていただいたり、長崎県の課題を、議会でこういうことを議論されているということを知っていただくことが大事だと思いますが、連携をしているわけだから、できれば地域課題を、フィールドワークで離島なんかでも学生さんが課題を

認識したものに対して、やはり県議会にぜひ提案をしていただいて、それを私たちが議論の俎上に、大学生からこういう意見が上がっているということは、議員とはまた違う観点からの学生の意見というのは非常に大きいし、そのためにわざわざ連携協定を結んでいるわけですから、ただ議員の話聞いていただくだけではなくて、やはり政策提言や意見交換をもうちょっと重視して、そして、その得たものを全ての議員の方々に、こういう結果が出ましたということを報告する責任もあると思うんですね。一部の議員さんだけとお話しして、それで終わりだったら、やっぱり全ての議員まで情報は入っていきませんし、どういうことをその議員さんが話されたということも重要になってくると思いますし、そういうところまでもう一步踏み込んで、せっかくの機会ですからやっていただきたいと思えます。

それともう一つ興味があったのが、五島市における産学官が連携した健康寿命延伸に関する調査研究ということが積極的に実施されているということで評価されているということですが、五島市で産学官連携の調査研究の事業概要についてお尋ねします。

【門池学事振興課長】もともと五島市においては、メタボリックシンドロームの方が多いとか、朝食をとらない方が多いとか、そういう健康に対して少し課題があるような状況がありました。県立大学では、そういった離島振興もやっておりまして、県立大学の知見を生かして五島のそういう健康の課題について何かできないかというところで五島市とお話をしたところ、こういった協定を結ぶような形になりました。

協定自体は昨年11月に締結をしているんですけども、今年の2月から3月にかけて、

五島市の成人の約300名の方に生活習慣等の調査を行っておりまして、解析も行っているところです。

あと、今年の8月には、五島市の小学生を対象にしたオンラインの工場見学であったり、今後は食育セミナーとか健康講座をやるように伺っております。

【松本委員】概要を伺いましたが、非常にいい事業だと思うんですね。五島市民の方のリアルな健康寿命延伸の阻害要因を実際に300人を対象に調査すると。民間の方は森永乳業という、かなり大手がここに関わってくださって、そして、大学法人では栄養健康学科が健康講座の開催とか、大学、五島市、森永乳業等で連携してする取組というのは非常に大きいものがあると思いますし、これはモデルケースになるのではないかと期待しております。

ただ、やはり調査して終わりではなくて、その調査した結果をどう政策に転化していくかということが重要だと思うんですが、今後の取組についてどのように考えているのでしょうか。

【門池学事振興課長】今、大学の方で生活習慣の調査の関係で解析を行って、来年3月までに詳細な解析を行った上で最終報告を出すことになっております。来年度については、この最終結果報告を踏まえて健康長寿を延伸するための実践モデルの構築を検討するようしております。これは国保健康増進課で所管されているんですけども、確認したら、モデルが構築された後、その実践モデルについては、県内の各市町に横展開ができないか検討するというふうに聞いております。

【松本委員】実際に研究調査した結果というのが実際にエビデンスになる、そのことが政策にもつながるといえるのは大きいと思いますし、そ

の実践モデルの効果の情報発信というものを、テレビ番組では全国にばんと出て一斉に食品がなくなったりした実例もよくありますけれども、やっぱり体にこうした方がいいよというのをどこまで横展開できるかということが大事だと思うんですね。

今回も、長崎県はもちろん関わっているし、長崎新聞さんにも情報発信に協力していただくということで、これをぜひつなげていけば学生もやりがいがあると思うんです。自分たちが調査したことが社会の役に立っているということですね。その辺も含めて、調査した後のフォローまでしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【前田委員】部長説明の中で公立大学法人の業務実績評価ということで報告がありました。これまで3回開始し、11月に結果を議会に報告したいという説明であったかと思いますが、その手前で、第1回の中でも述べられてますけれども、大学法人自身の自己評価が今どういう状況になっていて、どういうところに課題というか、進捗の遅れがあるのか確認させてもらいたいと思います。

【門池学事振興課長】令和3年度の大学の業務実績に関する自己評価につきましては、中期計画が56項目あるんですけれども、その中で計画を上回っているとか、順調に実施しているというふうに評価している項目が53項目あるということで、概ね計画どおりに進んだというふうな評価をされております。

しかしながら、その項目の中で卒業要件の早期達成であったり、県内就職率であったり、管理栄養士の国家試験の合格率、こういったとこ

ろが未達成となっております、そこに課題があるのではないかと考えております。

【前田委員】今ご答弁いただきましたけれども、56項目中53項目が概ね達成できているということで、ただ、今説明のあった3項目の中で卒業に伴う学力の向上、質の向上、そういった部分にまだ難があるということです。今、第3期は今年度が最終年度ということで、来年度の第4期に向けての計画を立てる中で、まさに今言った卒業要件をどうクリアするかということを含めて、教育の質をどう向上させるかというのは非常に大事な要素だと思うんです。

そういう点を併せて県内就職ですね、これは多分、COCプラスに指定される中で何年も取り組んでいる状況だと思うんですけど、今現在の県内就職の状況の率についてと、併せて今2つ報告があった中での課題の認識について、もう少し詳しく答弁いただきたいと思います。

【門池学事振興課長】卒業要件の早期の取得については、なかなか達成できてないという状況があるんですけれども、これまでも学生に対して面談を行ったり、特別指導とか補習授業とか、講座の開設とか、カリキュラムの見直しとか、こういったことを行っておりまして、卒業要件の取得率、3年次までですけれども、これが年々増加傾向にあることは間違いありませんが、ただ、目標の90%には届いてないというふうな状況であります。

これまで評議委員会の中でも議論されておりますが、大学の教職員に限らず、学生に対してもこういった目標に取り組むんだという意識を高めることが重要であるというふうにされておりまして、学生に対しては、この卒業要件を早期に取得することのメリットとか意義について説明を行うなどの取組をやっているところでござ

います。

県内就職率については、令和3年度が33.2%ということで、目標値の44%にはまだ及ばないような状況にあります。

これまで県内企業のセミナーとか、企業見学会とか、意見交換会、そういった多くの学生を広く対象にした取組を実施していたんですけども、なかなか成果が上がってこなかったということもありまして、県内生の県内就職率が高いというところであったり、あと、個別の学生に対する県内就職への働きかけというのが、例えば高校なんかもそういったことをやって上昇しているということもありますので、そういったことが効果的じゃないかというところを踏まえまして、まず、県内生の県立大学への進学を促進するというところで、県内高校を大学の方が回って、学部学科再編の成果とか、そういったところに就職しているんだといったところのPRを実施して進学を促進させようという取組、それから、個別の学生に対する働きかけにつきましては、今年度から県内就職支援員というのを6月補正で予算化させていただきまして、採用企業の開拓であったり、採用枠の拡大であったり、あと、個別の学生の面談を実施しまして、学生のニーズに応じたような県内企業の情報提供などを行うように今年度から実施しております。

【前田委員】部長にも答弁を求めたいと思うんですけども、今のような形で足らざるというか、評価がまだ低いところに対する取組というのは十分評価をするわけですけども、ただ、聞く中で卒業に対する資格の目標の数字の設定とか、県内就職の企業のよさとか、そういうものをPRしたということですよ。

そもそも第4期中期計画をつくるに当たっ

て私が足りてないと思うのは、例えば、卒業の資格にしても、それは学校側が目指す目標であって、学生から見た時に自分たちの教育の質をどう見ているのかということ、アンケート調査をしているということはお聞きしているんですけども、その部分が中期計画の中でももう少し反映されるべきだと一つ思っています。

それと就職、COCプラスの取組については、44%を目指す中で、それに近づくことはとても大事だと思うんですけども、そもそもCOCプラスの原点を考えた時に、地方を知ってもらう、長崎に対しての愛着を持ってもらうということに関して、もう少し初期の段階での取組で、どう言えばいいんですかね、例えば長崎学を学ばせるとか、そういった取組からしていかないと、目標だけの県内就職率を上げるということだけでは、なかなか学生に通じていくものがないと思っています。今まさに第4期中期計画を策定していく中で、新たな視点というか、見直すような視点があるとするならばそういったものがあるのか、今の私の意見も含めて部長から少し答弁いただければなと思います。部長にこだわらないけれども、どうぞ。

【大田総務部長】今、委員からご指摘いただきました2点でございます。

1点目、学生から見た時に大学がどう映るのかといいますか、そういった視点を盛り込んでいくべきではないかというご指摘でございます。

今、ご紹介いただきましたとおり、アンケート調査なんかやりながらということで学生の考え方ということの確認も行っております。一方で大学としての経営ということが中期目標としての原点という形になりますので、そういったこともしっかりと取り入れる取組もしながらではありますけれども、やはり大学の経営をど

う考えていくのかというところに主眼を置きたいと思っています。ただ、そこに学生のご意見を取り入れていくことは重要でありますので、その取組をアンケート以外に何かできるかというのは引き続き考えていきたいと思えます。

後段でおっしゃっていただいた愛着というところにつきましては、私自身もそこは非常に思うところがありまして、実は着任したときにいろいろ議論させていただきました。

確認しますと、先ほど話がありましたしななびプログラムなんかの取組も含めてでありますけれども、いわゆる郷土教育というところは他の大学に比べてもしっかりやっていたところがございます。ただ、そこを余りPRできていないところとか、あるいは卒業に当たってそういうところが本当に身につけているかどうかというところは再確認が必要だと思っております。おっしゃるとおり、出口のところだけでなく、入り口あたりの県への愛着というところは非常に重要だと思っておりますので、引き続き、どういったところができるかというのは考えていきたいと思えます。

【前田委員】ありがとうございます。よろしくをお願いします。

運営についてという話が、今、部長から出ました。運営というか、収支、経営という意味で。そういう意味で言えば大学の教育の質を上げるということ、それがまた評価されるということが大事だと思います。

1つだけ、突飛なことに聞こえるかもしれませんが、県立大学であるがゆえに、一定、自由度がいろいろきくと思っておりますね、国立と比べて。そうした中で優秀な国内外の学生に入学してもらおうという中では、一定、秋入学について検討が必要じゃないかというふうに

思っているんですが、全国を見渡しても秋入学というのがなかなかやれてない中で、ただ、交換留学もコロナの関係で令和3年はゼロだったというふうに聞いていますけれども、これから海外の子どもたちも入学させるということを含めた時に、秋入学は一つの大きなメリットがあると思っています。それは海外に限らず、国内についても秋入学というものが非常に先進的な取組だと思っているんですが、秋入学について検討がなされる状況にあるのかどうかということと可能性について少しご答弁をいただきたいと思えます。

【門池学事振興課長】県立大学の入学時期というのは、基本的には4月1日ということで規定されているんですけれども、学則上は、教育上支障がないと認められる場合は入学の時期を学期の始めとすることができるということで、現在、クォーター制を取ってますので、10月入学というのは可能な規定にはなっております。

大学院では、平成24年度から10月入学ということで募集をしております、昨年度の10月も4名の入学者があったということで、その中では社会人が3人であったり、交換留学生在が1名であったという状況です。

ただ、学部においては、学生募集の主体が国内の高校生ということもありまして、1月に共通テストが実施されているということ、秋入学の希望がないということ、あと、秋入学をもし実施する場合は、4月入学の方と秋入学の方と両方いらっしゃるということで、なかなかカリキュラムの設定というのが難しい。教員のローテーションというか、そういうのが難しいというところがあって実施してないような状況でございます。

【前田委員】そういうことでしょうけれども、

海外との相互の交流とか学びということを考えて時に、世界的には秋入学が主流ですので、そういったことに県立大学が先んじて取り組むということは、一つの経営というか、県立大学の質を上げる上でも一つの魅力になると思っていますので、今後も引き続き検討していただきたいと思います。

最後に、先ほどの陳情の中で私学助成の充実に関する陳情審査がありましたけれども、耐震化とかICTの機材のようなハード面はともかくとしながら、ソフト面の対応という中では公私の格差というのがまだまだあるんだろうなと思っているんです。あくまでもそれは国に対して充実を求めるということが一義的だとは思いますが、そこで足らざるものがあれば、やはり県において速やかに是正するというか、少し格差をなくしていくことも必要だと思います。

一例を挙げて質問しますけれども、6月定例会の教育委員会の議案外の中で、スクールソーシャルワーカーの中核市との格差について質問させてもらったんですけれども、私学について、今、スクールソーシャルワーカーの配置がどういうふうになっているのかということと、事前にレクを受ける中では、学校側が求めているも、なかなかスクールソーシャルワーカーを導入することが難しいという現状があるというふうに見たんですけれども、そこに対して少し支援をしてほしいという趣旨の質問になるんですけれども、状況や今の情勢について県としての考え方をご答弁いただきたいと思います。

【門池学事振興課長】私立学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置の状況なんですけれども、基本的に学校が採用するかどうかということになってくるんですが、令和4年度は高校が23校中6校、中学校は12校中1校というところ

で配置されております。別途、高校1校、中学校1校が、今、ソーシャルワーカーを募集しているような状況でございます。

配置がなかなか進んでないというところでございますけれども、スクールソーシャルワーカーの未配置の34校については、今、学校の先生とかスクールカウンセラーで対応されているというところですが、34校中18校が人材の確保が難しいとか、予算の確保が難しいとか、そういったところで配置が進んでないというふうな回答がっております。

現在、県の方では、各学校がスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を助成しております。ただ、上限が20万円ということで、各県の状況と比べれば決して高くはないと。実際、やってない県もあるので、そういう意味では20万円というのをどう評価するかというのはあるんですけれども、少し低いのかなというふうな認識はあります。

もう一つの課題である人材確保が難しいというところについて、教育庁では公募してやっているとか、あと、社会福祉協議会の方に紹介していただくとか、そういった取組なんかもやっていたらっしゃるということなので、そういった情報を私立学校にも提供しまして人材確保の支援をしていきたいと考えているところです。

【前田委員】県内の小・中・高校の児童生徒数に対しての私学の割合というのは、今どれくらいですか。

【門池学事振興課長】高校については、大体7対3ということで、大体3割が私学に通っているというところなんです。

【前田委員】高校だけ見ても3割ある中、小中学校でも一定数、私学に通っている子どもたちがいる中で、今ご答弁があったような、これま

でもですけど、これからもスクールソーシャルワーカーの存在というのが非常に重要になる中で、今の状況というのは、子どもたちとか保護者にとってみたら改善を求められるような状況であると私は認識をしています。

そういうことも含めて人材とか予算とかいうふうに課題も見えてきていることも含めて、ぜひその点については教育委員会とも連携を取りながら、私学にも求められるものがあるんだったら適切に応えられるような配置ができるように努力をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【坂本(浩)委員】1点だけ申し上げます。

先般、県立高校で運動部の競技用の用具を台風で備えて移動していて、それが倒れて生徒がけがをするという事故がありました。県警にお聞きしましたら、県立学校については、2回、それぞれ学校に通知を出したと。一つは、競技用用具の安全性に関するマニュアルがあるということで、それを改めて各学校で徹底するという。それから、今回は台風で備えて設置してあるものを移動する時の事故ということで、例えば、移動する時に人数が適切だったのかどうかとか、その時に学校の教員がいなかった、クラブのコーチがいただけということでしたので、必ず学校の教員が、顧問というんですか、立ち会うというふうなことを含めて通知を出したということでした。

県立はそうだったんですが、私立の高校の運動部も県内でもトップを争うようなところもあって、そうした競技用の用具を結構揃えているところもあるもあると思います。そういったところについて県から改めて安全性の確認というか、そういったことの通知とか、教育委員会と

連携して出されたのかどうか、そこら辺はいかがですか。

【門池学事振興課長】先般、事故があった高校の関係ですけれども、現在、その事故の原因の調査を進められていると聞いております。私立学校でも同様の事案が起こることは当然想定されるところです。

県としましては、先般、教育庁が県立学校に対して注意喚起をされていると聞いておりますので、その情報を私立学校についても情報共有を図りたいと思っております。近日中に私立学校の校長会が開催されるということなので、その中で働きかけていきたいと考えております。

それから、事故の原因がわかった時点で、また必要に応じて対策についても教育長の情報を私学にも共有していきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。よろしく願いいたします。

それで、こういった事故が例えば私学の場合に、最近といいますか、2~3年の間にあったのかどうか。仮にあっていった場合にそうした競技用具の安全性を確保するために、耐震化じゃないですけど、何らかの措置をする。そういう場合に私学に対して県から、耐震化では指定避難所になっているところは補助率を引き上げたりとかしてますよね。そういったものがそもそもあるのかどうか、そこら辺はいかがですか。

【門池学事振興課長】近年、そういった事故に関する報告というのは、学事振興課には上がっていない状況でございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。生徒さんたちの安全性の問題とか、あるいは学校の教職員の皆さんの安全性にも関わる問題ですので、ぜひそこら辺は各学校とも連携を取ってきちんとしていただきたいということを要望として申し上げ

げます。

以上です。

【下条委員長】ここで休憩をしたいと思います。  
11時10分から再開いたします。

-----  
午前10時59分 休憩

-----  
午前11時 9分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。  
ほかにご質問はございませんか。

【山口(経)副委員長】先ほど実績評価のところ  
で松本委員から、五島市における健康寿命延伸  
プロジェクト事業についてお尋ねが  
あります。これも一つの地域貢献だ  
と思っております。経営状況報告  
の中で、地域貢献に関する目標  
を達成するための措置ということ  
の報告が上がっております。

その中で民間企業、研究機関、自治体等の連携を深めることでニーズを把握し、共同研究、受託研究を推進するということになっております。令和4年度の目標が15件以上となっております。15件といえは数が大分多いなと思うわけですが、継続事業あるいは新規を含めて内容がわかればお知らせいただきたいと思いません。

【門池学事振興課長】地域貢献の目標として共同研究と受託研究を年間15件以上実施するという目標を立てているんですけれども、令和4年度の状況は今持ち合わせておりませんが、令和3年度の状況でいけば受託研究を8件、共同研究を40件、実施しております。その中では、例えば波佐見焼のマーケティングの調査の研究であったり、長崎型スマート農業の導入の検討であったり、先ほどの森永とのプロジェクトもその中に入っていたり、あと、県産品の商品開発におけるマーケティング調査の研究であったり、

こういった地域貢献に関する研究も実施しているところでございます。

【山口(経)副委員長】今、実績を伺いましたところ、共同研究で40件ですか、地元貢献としてそういう共同研究をいっぱいやっていらっしゃるなという思いがします。

そういう中で、そういう成果が出た部分、あるいはまだ調査段階であるけれども、それが成果が出そうにあるとか、そういった時に地元と一緒に考える機会が必要だと思っただけですけれども、そういうことに対して何かやっておられますか。

【門池学事振興課長】今回の五島市のプロジェクトについては、今年、生活習慣の調査を実施しまして、その結果については、9月下旬には調査を受けられた住民の方には説明会を開いております。今後、最終的な報告をまとめた段階でも公表するように考えております。

そういった研究に関わる市町なり、調査に協力された方々に対しては、県立大学としても調査結果のフィードバックを実施するようにしているところであります。

【山口(経)副委員長】以前、栄養健康学科が機能的食品の実証を深めるのに長与町民に対して血液の採取を行って、そして機能的食品がどう反応したかという形で研究がありました。同時に採血に協力してくださった方々に今の健康状態はこうですよというお知らせをしてあるわけです。

ですから、そういう地元貢献という形でやっていただく以上は、しっかりと結果なり途中なり、ちゃんと地元貢献という形で、さっきおっしゃったフィードバックという形をしっかりとっていただきたいと思っております。40件もやった中でどういうふうにフィードバックされたのか、その辺を伺いたいと思っております。



【門池学事振興課長】それぞれのフィードバックの状況については、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、基本的には、そういう調査結果がどうだったかというところは地元の方々には返すような方針で進められているところでございます。

【山口(経)副委員長】この報告書の中にも、地域への積極的な還元という形で書いてありまして、企業に対してはセミナーの開催、あるいは地元住民に対しては地域公開講座の開催とか、そういったことが載っているわけですが、調査に協力してくださった方々に対しての、あるいは地元自治体に対しての還元のあり方が、なかなかそこに載ってないわけですね。そういったことを今からちゃんと、大学でも、県立大学でも、研究をやってこうでしたから、地元貢献としてこういうことを出しましたということのアピールが下手じゃないかと思うわけです。その辺のことを考えていただきたいと思うんですけども、総務部長、いかがですか。

【大田総務部長】ご紹介いただきました、例えばセミナーの開催ですとか、県民に対する講座というところは、ここと、今おっしゃっていただいた研究とは別の次元で行っているところでありまして、それはそれでこれまでと同様、しっかり地域貢献をしていくということだと思っております。

今おっしゃっていただいた共同研究の関係、特に大学のアピールポイントとなる場所だと思っておりますので、どのような形で地域に貢献しているのかという姿を見せられるかというのは、今申し上げたように基本的な姿勢とは持っているんですけども、具体的などころをより勉強していきたいと思っております。ありがとうございます。

【山口(経)副委員長】そういう形で、地域貢献もしっかりやっている、研究もちゃんとやりますよということで、県立大学の志願者が増えるという形を、地元に着した大学なんだということをしかりやっていたら、目標としておられる県内就職のアップとか、いろんなことにもつながっていくと思いますので、よろしくおっしゃりたいと思っております。

終わります。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、次に、自由民主党会派より、「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

（文案配付）

【下条委員長】それでは、鵜瀬委員から意見書（案）提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【鵜瀬委員】それでは、私から「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」について、朗読をさせていただきます。

私立学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、国際情勢が緊迫化し急激な円安をはじめとして経済情勢が混乱する中で、我が国では少子高齢化がさらに進行していくことが予想されている。このような状況にあっても、今後も我が国が国力を維持し発展していくためには、社会的資本ともいえる子供たちを時代の状況変化に対応できる真のグローバル人材として育成することが重要となっている。

先の見えない状況の中で、私立中学高等学校

が新しい教育への移行、教職員の資質向上、学校運営の効率化を進めていくには、経常費助成の拡充による学校経営の安定的継続を図ることが必要である。

また、これからの公教育の共通基盤となるICT環境をはじめ、学校施設の耐震化及びコロナ禍における空調・換気設備等の教育環境の整備が喫緊の課題となっている。

授業料支援においても、私立高校において年収の違いにより生じている支援金格差の是正とともに、私立中学校生徒に対する経済的支援の拡充が強く求められている。

公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、新しい教育、特色ある教育を提供するためには、多大な予算が必要となるが、学費負担における公私間格差や少子化による生徒数の大幅な減少等もあって、私立学校の経営は厳しい状況にある。

とりわけ、長崎県の私立学校は小・中規模が多く財政基盤が脆弱であり、また、本県の人口減少は全国より進んでいることから、私立学校を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと見込まれている。一方で、若者の県外流出など人口減少に歯止めをかけることは本県が抱える喫緊の課題であるが、県内就職割合が高い私立高校は、地域における若者の定着に大きな役割を果たしている。

私立学校が、今後とも我が国の学校教育の先駆的实践と健全な発展に寄与し、将来を担う優れた人材を育成するためには、財政基盤の安定が必要不可欠である。

よって、政府及び国会におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成にかかる国庫補助制度を堅

持し一層の充実を図るとともに、公教育の新たな基盤となるICT環境の整備充実や学校施設耐震化への補助拡充、私立学校の保護者の経済的負担の軽減のための就学支援制度の拡充強化を図るように要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、そして参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣となっております。

以上です。

【下条委員長】ただいま、鶴瀬委員から説明がありました「私学助成の充実強化等に関する意見書(案)」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご質問がないようですので、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時23分 休憩

-----  
午前11時23分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

意見書(案)の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書(案)を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「私学助成の充実強化等に関する意見書(案)」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、総務部関係の審査結果について整

理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時24分 休憩

-----  
午前11時24分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、9月28日、水曜日は、午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

総務部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

-----  
午前11時25分 散会  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月28日

自 午前 9時58分  
至 午後 2時26分  
於 委員会室2

義務教育課長	加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監	谷口 昭文 君
高校教育課長	田川耕太郎 君
高校教育課人事管理監	初村 一郎 君
高校教育課 ICT教育推進室長	岩坪 正裕 君
特別支援教育課長	分藤 賢之 君
児童生徒支援課長	大川 周一 君
生涯学習課長	山崎 由美 君
生涯学習課企画監	三好 素子 君
学芸文化課長	日高 真吾 君
体育保健課長	松山 度良 君
体育保健課体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	立木 貴文 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	下条 博文 君
副委員長（副会長）	山口 経正 君
委 員	外間 雅広 君
”	前田 哲也 君
”	松本 洋介 君
”	坂本 浩 君
”	大場 博文 君
”	宮本 法広 君
”	饗庭 敦子 君
”	久保田将誠 君
”	鵜瀬 和博 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前 9時58分 開議  
-----

【下条委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

委員会による審査を行いません。

議案を議題いたします。

教育長より総括説明を求めます。

【中崎教育長】 おはようございます。

それでは、お手元に文教厚生委員会の関係議案説明資料をよろしくお願いいいたします。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第91号議案「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第93号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」であります。

第91号議案「職員の定年等に関する条例等の

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

教 育 長	中崎 謙司 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	狩野 博臣 君
総 務 課 長	桑宮 直彦 君
総 務 課 県立学校改革推進室長	竹之内 覚 君
福 利 厚 生 室 長	市瀬加緒理 君
教育環境整備課長	山崎 賢一 君
教 職 員 課 長	高稲 稔也 君

一部を改正する条例」は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布等に伴い、職員の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げて65歳とするとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正をしようとするものであります。

第93号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」は、教育職員免許法の一部改正による教員免許更新制にかかる規定の削除等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（損害賠償の額の決定について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンライン開催へと変更となった協議会にかかる旅行代金の損害賠償金4万2,410円を支払うため、去る8月19日付けで専決処分をいたしました。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（障害者雇用について）

県教育委員会における障害者雇用率については、本年6月1日時点で2.10%となっており、法定雇用率2.5%を下回っております。

今後も、法定雇用率の達成に向けて、障害のある方にとって働きやすい職場環境づくりに努め、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

（全国学力・学習状況調査の結果について）

本年4月19日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学、理科の全国学力・学習状況調査が実施され、その結果が、去る7月28日に文部科学省から公表されました。

県教育委員会では、今回の結果を詳しく分析し、各学校の取組の充実等を支援するための情報提供や、教職員一人一人の指導の改善等に役立てることができる研修の実施、児童生徒を取り巻く学習環境の改善などの対策を推進し、本県児童生徒の学力向上に努めてまいります。

（高校生の活躍について）

7月27日から28日に広島県を会場として開催された「第17回若年者ものづくり競技大会」において、長崎工業高校の生徒2人が「機械製図（CAD）」職種と「電子回路組立て」職種で全国1位である金賞となり、厚生労働大臣賞を受賞しました。

引き続き、本県高校生が意欲的に学習に取り組み、より高い専門性を身につけられるよう、高等学校教育の充実に努めてまいります。

（通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について）

本県においては、合同点検の結果、対策が必要と判断された危険箇所は868か所あり、このうち、教育委員会による対策が必要な箇所は522か所で、そのうち510か所において、令和4年3月末までに通学路の変更やボランティアとの見守り活動等による対策が実施済みとなっております。

県教育委員会といたしましては、今後も各種研修会等を通して、教職員の資質向上や保護者・地域住民の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、地域や関係機関等と連携・協働して、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

（「しま」の未来を担う子どもの育成について）

離島に住む小学生を対象とした、「令和4年度しまの『ミライ』応援事業」を8月1日から3日の2泊3日で実施しました。

今年度は、対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町の5市町から、計31名の児童が参加し、地域創生に取り組む企業の方からの講話や県を代表する企業の見学、体験活動や参加者同士の意見交換などを通して、ふるさと長崎県と「しま」の魅力や未来について考え、理解する機会を得ました。

今後とも、体験交流活動を通じた子どもの豊かな心や社会性の育成、ふるさと長崎県の魅力の再認識を図る取組を推進してまいります。

（子どもたちの文化活動について）

去る7月31日から8月4日にかけて、「第46回全国高等学校総合文化祭」が開催され、マーチングバンド・バトントワリング部門において佐世保東翔高校吹奏学部が2年連続で講評者特別賞を受賞したのをはじめ、自然科学部門や放送部門、新聞部門など、9部門において上位入賞を果たすなど優秀な成績を収めました。

今後とも、文化活動のさらなる育成に努めるとともに、子どもたちの文化活動の活性化をより一層推進してまいります。

（スポーツにおける活躍について）

8月15日から行われた第14回アジアU18男子バレーボール選手権大会において、大村工業高校、土井優太選手が全試合出場する活躍をみせ、優勝に貢献しました。

また、7月23日から8月23日まで、四国地方4県を主会場として「全国高等学校総合体育大会～躍動の青い力 四国総体 2022～」が開催され、団体では、バドミントン競技男子で瓊浦高校、ソフトボール競技男子で大村工業高校、剣道競技男子で島原高校、登山競技女子で長崎北陽台高校がそれぞれ優勝を飾ったほか、ソフトボール競技女子で長崎商業高校、登山競技男子で長崎北陽台高校、ホッケー競技女子で川棚高

校が3位入賞を果たしました。

そのほかの状況につきましては、記載のとおりでございます。

選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとともに、さらなる競技力向上とスポーツの振興を推進してまいります。

8ページでございます。

また、今年5月から8月にかけて、熊本県を主会場として開催された国民体育大会第42回九州ブロック大会では、本県選手団は16競技36種目において国体本戦出場への代表権を獲得いたしました。

10月1日から栃木県で開催される第77回国民体育大会では、競技団体と一体となって、「総合成績20位台前半」を目指してまいります。

追加の1でございます。

（県立学校における重大事故発生について）

9月5日の16時頃、県立佐佐見高等学校のグラウンドにおいて、台風11号接近のため、野球部員7名でバッティングケージの移動中に、何らかの原因でケージが倒れ、1年生1名が下敷きとなる重大な事故が発生しました。

現在、当該生徒は、入院中であり治療を続けております。まずは、被害生徒の一日も早い回復を願っております。

県教育委員会としましては、事故原因の究明を行い、再発防止に努めてまいります。

教員の不祥事につきましては、直近の状況につきまして、本日、提出しました資料によりご説明をさせていただきます。

（教職員の不祥事について）

令和3年10月に、長崎市内のホテルにおいて、SNSを通じて知り合った県内在住の中学生に対し、相手が18歳未満であることを認識しながら、現金を渡して児童買春を行った中学校

講師を、7月15日付けで懲戒免職処分といたしました。

さらに、令和4年7月に、昨年度まで顧問を務めていた部活動の部員である生徒3名に威圧的な指導を行い、うち1名の生徒の左わき腹の骨盤あたりを一回蹴るという体罰及び不適切な指導を行った中学校教諭を、9月27日付けで停職1月の懲戒処分といたしました。

加えて、令和4年8月に、自宅にて、知人の女性に対し、相手の意に反して、複数回にわたり抱きしめ、キスをするなどの行為を行った県立高等学校教諭を同じく9月27日付けで停職3月の懲戒処分といたしました。

そのほかの状況につきましては、記載のとおりでございます。

裏面の2ページ、4行目からでございます。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる最中、また、本委員会においても厳しいご指摘を受けたにもかかわらず、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会ははじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

また、教職員の不祥事等が相次いで発生している現状を重大かつ深刻に受け止め、9月6日に、「不祥事根絶のための教育長緊急メッセージ」を発表いたしました。今回は、教職員のみならず保護者の皆様に対しても動画により配信しております。

今後も、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図りますとともに、すべての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向

けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【下条委員長】次に、総務課長より補足説明を求めます。

【桑宮総務課長】今回、ご審議をお願いしております第91号議案「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分について、補足してご説明を申し上げます。

横長の令和4年9月定例県議会文教厚生委員会の説明資料の7ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、1の改正要旨ですが、今回の条例改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布等に伴い、職員の定年を段階的に引き上げて65歳とするとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正をしようとするものであり、国家公務員と同様の措置を講ずるものであります。

2、改正内容の（1）定年の段階的引き上げにつきましては、職員の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げて65歳としようとするものであります。

8ページをご覧いただきたいと思っております。

（2）管理監督職勤務上限年齢制の導入につきましては、いわゆる役職定年制の導入であり、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために、管理監督職の職及びこれに準ずる職に就いている職員は、60歳以降の最初の4月1日に管理監督職以外の職に降任、または転任するものであります。



次に、(3)管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例につきましては、役職定年制の対象職員について、他の職に異動することで公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、1年単位で期間を延長し、引き続き、管理監督職として勤務させることができるとするものであります。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。

(4)定年前再任用短時間勤務制の導入につきましては、定年の引き上げにより、65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、退職しなかった場合の定年退職日に当たる日までの間、短時間勤務の職で再任用できる制度を導入するものであります。

(5)60歳に達した職員の給与につきましては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、職員が受ける給料月額、当分の間、当該職員に適用される給料表の級号給に応じた額の7割とするものであります。

10ページをご覧いただきたいと思います。

イ\_管理監督職勤務上限年齢による降任等をした職員の給料については、管理監督職であった職員について、降任前と降任後の給料月額の7割の差額を、管理監督職勤務上限年齢調整額として支給することにより、給料月額の水準が降任前の7割となるよう措置するものであります。

ウ\_60歳に達した職員の諸手当等の支給については、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、11ページをご覧いただきたいと思います。

(6)定年前再任用短時間勤務職員の給与については、現行の再任用短時間勤務職員と同様の

ものであります。

(7)現行定年退職日以降に退職する場合の退職手当につきましては、現行定年の60歳で定年退職した場合との比較で不利益が生じないように、7割となる減額前の給料月額及び定年退職の退職事由による支給率により退職手当の算定を行う等でございます。

(8)職員への情報提供、勤務継続の意思確認制度につきましては、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めることとするものであります。

最後に、施行日につきましては、一部を除き令和5年4月1日とするものであります。

以上で第91号議案の内容について、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【下条委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】おはようございます。

何点か確認をさせていただきます。

今、説明があったとおりで、なかなか定年の引き上げに伴う制度が細分化するというんですか、少しそういったイメージがあります。

まず、定年前の再任用短時間勤務制を導入するということが、これは先ほど説明があったとおりなんですけど、一つはこの短時間勤務制、現在も退職後に再任用でフルタイムとハーフとあるだろうと思うんですけども、現行制度で退職されて再任用で短時間勤務を選択される教職員の方々というのは、毎年退職される方の中で再任用される方は平均してどの程度あるのか、そ

こら辺を教えてください。

【高稲教職員課長】再任用の職員として60歳の退職後に雇用される方ですけれども、現状、おおむね定年退職をされた方の約6割が再任用になられるということが一つございます。

その中で、実際のフルタイムと再任用の部分の内訳ですけれども、実際の再任用職員の数の状況で申し上げさせていただきますと、現在、再任用の方のフルタイムの方が、5月現在の人数ですけれども560人、それに対して短時間の方が391人、合わせて951人という状況でございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。951人中560人がフルで、391人が短時間ということ。そういう意味でいくと、この60歳以降、現在でも短時間の勤務というのを選択している方が結構いらっしゃるなという感じがします。

この新たな制度の中の短時間勤務制を選択した方というのは、定数で言うと定数に入るんですか、入らないんですか。

【高稲教職員課長】再任用で任用されました職員につきましても定数内になります。再任用フルタイムの職員の方と比べて勤務時間が半分になりますので、定数上は0.5のカウントということになってまいります。

【坂本(浩)委員】わかりました。総務省の通知では、定数外というふうに新たな制度ではなっていますよね。新たな制度でも、今言われたようなことなんですか。

【高稲教職員課長】委員がおっしゃいますのは、知事部局等に勤務する職員の取扱いでございます。教職員等につきましては別の法律、いわゆる標準法と言われます定数を定める法律がございまして、この中で取扱いとして定数内に入るということになっております。

【坂本(浩)委員】そうすると、ハーフといいますが、短時間勤務の方は定数で言うと0.5ということですね。そうすると、体制として、今からの話になるかと思うんですけれども、例えばこの制度が始まって、3月末で退職して、その方が引き続きその学校で短時間勤務を選択してそこに残るといったことになった場合は、いわゆる1という定数が0.5になるわけですから、その0.5を新たにどがんかせんばいかんということになるんじゃないかと思うんですけれども、当然そういう体制で、定数は、例えばその学校の定数が20とした場合に、1の方がそういうふうになると19.5ですから、その0.5というのは必ず補充するという理解でいいんですか。

【高稲教職員課長】委員おっしゃいますように現行の再任用職員につきましても定数上の取扱い等変更ございませんので、おっしゃるように基本的に配置人数、その定数に沿って配置していくということになってまいります。

【坂本(浩)委員】わかりました。ぜひこの定数は、今でも学校現場は結構定数ぎりぎり、欠員もあったりして大変な状況ということをお伺いしておりますので、この制度の導入に伴って働き方、多様なニーズに対応するという一方で、これはこれで趣旨としてはいいと思うんですけれども、やはりそこを定数にどうカウントしていくのか。そして、その定数が仮に0.5という減り方をしても、そこはきちんとやっていくというふうなことで、今後、これは今からいろんな協議の場もあるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、60歳に達した職員の給与の関係です。7割措置ということですが、例えば賃金が7割、定年前の再任用の短時間じゃない勤務をされた方は定数1になるんじゃないかと思う

んです。そうなった場合に、賃金が7割になる、定数は1、業務内容も変わらないということになった場合に、現場の方からいろんな不満というんですか、これでいいのかという声が上がってくるんじゃないかと思えますし、何年かたった後もいろいろ出てくるんじゃないかと思うんですけれども、この7割措置というのは、もう固定してこれですといくのか、そこら辺はどういう考えなんでしょうか。

【高稲教職員課長】 給与の7割措置でございますけれども、もともとその7割となりましたのは国の準拠ですけれども、考え方としましては、民間の高齢層の方との比較、50歳代後半の層と60歳代前半層の方の給与の比較として7割の水準であったということを前提に制度としてできているものでございます。

給与自体は7割ということになってまいりますけれども、従前から、いわゆる給料表におきましても、同じ職であってもその水準といたしますのは、一定の差というのはございますので、当然その範囲内での金額というところの設定になってくるということでございます。

【坂本(浩)委員】 制度上はわかるんです。民間にほぼ準拠をして、定年後7割という水準も理解はしているんです。ただ、今回、60歳から65歳に引き上げる中で、もう実際は現職の皆さん方も55歳ぐらいで賃金カーブは頭打ちしますよね。そうすると、今は55歳で頭打ちして60歳ということで、5年間ぐらいは頭打ちの状態。それから、60歳から、現行で言うと、いわゆる再雇用ということになると7割ということになるんです。今回、これを65歳まで引き上げるといふことになれば、要するに完全な退職年齢までいふと、55歳で頭打ちして、10年間そのまま全く動かない。途中で下がってくるという状況に

なって、しかも、今、学校現場の働き方の状況を私もいろいろ聞きますと、なかなか現在の再雇用、再任用の方も、そんなに業務が極端に減るわけではない。やっぱり学校の若い先生方を支えながら一生懸命やっているということで、どうしてもこの7割というのは少し不満といたしますか、いろんなご意見があるというふうに聞いております。

この7割措置というのは、当面ということで国の方も対応しているということでありまして、その当面のところをどう解釈するかというのはあるんですけれども、ぜひこれはそういう国の動きを、あるいは場合によっては国に対する要望として、少し7割措置の状況改変といたしますか、そういうのも含めてやっていただければと思いますけれども、その辺いかがですか。

【高稲教職員課長】 この7割措置の当分の間ということですが、現在、国におきましては、この制度が完成します令和13年度の前まで、令和12年度末までに高齢層の給与の制度についても改めて検討するということになっておまして、本県としましては、まずはその状況を注視してまいりたいと思っております。

【坂本(浩)委員】 よろしくお願ひします。

それから、今回、令和5年度から2年に1回、1歳ずつ引き上げて65歳という制度設計ですが、2年に1回ということは、例えば令和5年は退職者がいないということになりますよね。2年に1回ですからね。そういうのが令和5年、令和7年、2年に1回は必ず退職者が出ないということになると思います。

今、教員の採用で、最近では応募が少ないということで教員の確保というのが課題になっているわけですが、その定年退職がある年とない年というのが1年ごとにずっとくる中で、

どうやって採用枠を設定していくのか。要するに平準化させていかないと、またいびつな年齢構成にもなるんじゃないかと思っているんですけども、そこら辺の考え方はどうなんですか。

【高稲教職員課長】委員ご指摘のとおり、定年の段階的引き上げの期間中、2年に1回になりますので、定年の退職者が2年に1回ということになってまいります。そのため、通常でありますと、いわゆる定年退職者が生じない年度の翌年度というのは、新規採用者数がかなり減少するということになってきますけれども、一定優秀な教職員を安定的に確保するためには、毎年度、なるべく平準化して採用することが必要であると考えております。

そのため、具体的には、いわゆる定年退職以外にも自己都合ですとか、勸奨退職の方、あるいは再任用職員の方は年金受給の65歳まで継続というふうに1年単位で延長が可能になっておりますが、その中で延長を希望されない方等々、そういった退職者の状況も十分確認しながら、なるべく平準化を図ってまいりたいと思っております。

【坂本(浩)委員】なかなかそれは難しいんじゃないかなと率直に思うんですけども、中途退職だとか、もちろん再任用になれば、定年前再任用でも1年ごとの更新ということですけども、少なくとも、しかし65歳までは働き続けることができるわけですよ。そういう中で、あまりにも平準化するために肩たたきみたいながないように、ぜひそこは注意をしていただきたいと思えます。

それから、最後です。先ほど聞き忘れましたが、定年前の再任用勤務です。

先ほど、現在の制度での再任用のフルタイムと短時間の差がありましたけれども、私がよく

聞くのは、短時間勤務というのが働きやすいというのを聞くんですよ。そうすると、要するに新しい制度での再任用の短時間の方々が増えるんじゃないかと、ちょっとそういうことも予想されるんじゃないかと思うんですけども、そうすると、定数の問題でいろいろあるということで、例えば、定年前再任用短時間勤務制を希望した方というのは、基本的に全員そういう働き方でできるのかどうなのか、そこら辺はどう考えられていますか。

【高稲教職員課長】再任用勤務の職を希望される方につきましては、基本的に、最終的には任用の行為ですので、任命権者の方で判断をするということになってまいりますけれども、今回の制度ができました趣旨は、なるべく高齢層の方の多様な働き方、このニーズに応えるというところがございますので、極力その意向に沿った形での任用というものを検討してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。先ほど説明があっただけでも、本当に段階的な引き上げ、それに伴って、いわゆる役職定年制だとか、今回、新たに定年前再任用の勤務制の導入だとか、あるいは給与の7割措置の問題だとか、様々な課題がたくさんあるなということを感じます。

それで、もちろん今回、この条例でスタートをするわけですけども、そういったたくさんの課題が恐らく積み残っているんじゃないかと思っておりますので、ぜひ現在の学校現場の働き方の改革の問題と併せて、60歳まではもちろんですけども、今回、60歳から1歳ずつ上がって65歳になるということで、いろんな働き方ができるように制度設計されているというふうに思うんですけども、やっぱり65歳まで、しっかり現場で働き続けられる、そうした環境づく

りというんですか、そういうのを、ぜひ今後もきちんと追及をしていただきたいということを最後に要望として申し上げまして、終わります。

【下条委員長】ほかに質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

私からも、今の内容の中で1点だけお聞きしたいと思います。

この職員の給料の7割措置ということで決まっているかと思えます。今言われたように、働き方のニーズに合わせているんな取組をしているということでございましたので、この7割になった場合に、教員として働く時に仕事がどれだけ軽減できるのか、働きすぎにならないように軽減できるのかということころは、どういうふうにお考えかお伺いします。

【谷口義務教育課人事管理監】現在の再任用制度においても、60歳以降給与が下がるわけですが、それと同様に、今回の定年引き上げに伴っても給与が下がるということで、そこと職務内容とのバランスをどうとるのかということだと思っております。現在も、職としては教諭という形になります。ですから、業務内容については、学校運営上様々なことがありますので、その学校によって、それぞれ校長と相談をしていただいて業務を担っていただくということになります。そのあたりで、体力であるとか、様々な家庭の事情を抱えている方もおられますので、相談をしていただきながら業務内容は決定をしていくということになっております。

【饗庭委員】その学校によって違うということですが、具体的にどんなふうに取り組んでいくかというのがわかっていれば教えてほしいのと、7割になっても、結果的には内容がほぼ変わらないというような声を聞くので、今後も心配をしておられるようですので、学校単位で

と任せるのではなく、県としても7割になるので、こういうことを軽減するとかということが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

【谷口義務教育課人事管理監】そのようなご意見があることも承知をしておりますので、今後の検討課題として進めてまいりたいと思っております。

【饗庭委員】来年施行に向けて、より具体的に、本当に働く人のニーズに応えるようにしていただきながら、過重労働にならなく、なり手不足もということで、大変課題は多いかと思えますけれども、ぜひともお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

【下条委員長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】1点確認ですけれども、坂本(浩)委員とのやり取りの中で少し出てきた、55歳で頭打ちになって10年ぐらい続くというのは、これは事実ですか。

【高稲教職員課長】現在の給与制度におきまして、55歳、高齢層の職員については、一定そこで昇給停止というところで現在運用されております。いわゆる定期昇給としては、55歳でストップするといった状況がございます。

【前田委員】承知してなかったんですけれども、今回の条例は、教職員だけじゃなくて、県庁の職員も含めてだから、庁内全部というか公務員の方、もちろんこれは全国一律という認識をしているんですけれども、55歳で昇給停止というのは、教育の現場だけではなく、全てのところがそういう状況であるという認識をしていいんですね。

その上で、今、坂本(浩)委員、饗庭委員の方からも種々、教育現場に絞った中での課題というか、やり取りを聞かせてもらっていて、確かにそうだなという思いもしているんですけれども、

ただ、答弁において、そこはしっかり見守っていくというか、認識していくという答弁だったけれども、一旦これを可決してしまうと、じゃ、そういう問題点が出た時に、来年度以降を含めて、県独自にここをいじることができるんですか。

やり取りでは、答弁として、しっかりとそこも注視していきますよというやり取りで私は聞いておったけれども、さりとて、一旦これが始まったら、なかなかそこをいじるのは難しいと思うんです。それに対して、県独自に何か上乘せとか、別の要素も含めてやれるということは、教育委員会の中でできるんですか。そこだけ確認させてください。

【高稲教職員課長】今回の定年引上げに伴う諸制度につきましては、委員もおっしゃいましたように、法律の改正に伴って基本的に全国同様の内容で実施していくと、国家公務員も含めてということになっております。

確かに、新たな制度として始まることとなりますので、当然それを実施していく中で、いろいろな諸課題が出てきた時には、当然法律、条令等の範囲内ということになってはいますが、こういった運用のところで、より適切にできるかというところは逐次検証していきたいと思っております。

【前田委員】そこは、現場を見る中で認識されることは改善していく方がいいと思うので、今おっしゃったように、どういう方法があるかというのは他県の事例も参考にしながらやってほしいと思います。

ただ、60歳過ぎて多様な働き方というのは、一定理解はしますけれども、やっぱり教育現場においては、その相手としては学校の子どもたちがいるから、子どもたちの教育の質をきちん

と上げていくというか、高めるということを考えた時に、どこまで先生方に多様な働き方の中で選択して働いてもらう。そのことによって不利益が学校現場、子どもたちにかからないような形で、もちろんそれは教職員の方も子どものことを思って全部勤めておられるんだから、そこにモチベーションが個々によって差が出ないような形で、こういう制度はありながらも、そこで足らざるものが見えてきたら、その改善には努めてほしいということを要望しておきたいと思います。

【下条委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第91号議案のうち関係部分及び第93号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望結果」について説明を求めます。

【桑宮総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関

する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明を申し上げます。

対象期間は、令和4年6月から8月まででございます。

資料の3ページをご覧ください。

3ページにつきましては、県が箇所付けを行って市町等に対し内示を行った補助金についての実績であり、直接補助金として、東日本大震災被災児童生徒就学支援事業費補助金など計5件となっております。

次に、4ページになりますが、1,000万円以上の契約案件の実績計3件であり、競争入札の結果については、5ページから7ページに記載のとおりであります。

次に、8ページから25ページでございます。これは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛にも同様の要望が行われたもので、内容は、西海市の県に対する要望など12件となっております。

最後に、26ページから29ページでございます。これは、附属機関等会議結果の報告であり、第36期長崎県社会教育委員の会議など3件の会議結果を掲載しております。

続きまして、別紙の1枚紙になります。「令和5年度政府施策に関する提案・要望結果」について、教育委員会関係をご覧ください。

去る7月21日及び22日に実施いたしました令和5年度政府施策に関する提案・要望について、教育委員会関係の要望結果をご説明いたします。

教育委員会関係におきましては、離島の学校教育の充実について、水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化についての2項目の重点項目について、当時の鰐淵文部科学大臣政務官、伯井初等中等教育局長に対し、副知事、副議長、

教育長により要望を行いました。

また、6項目の一般項目につきましては、関係省庁の幹部職員に対し、教育長及び関係課長により要望を行いました。

このうち、離島の学校教育の充実については、離島の学校に対する教職員加配制度の充実について強く要望を行い、文部科学大臣政務官から現在の高校の加配制度について、離島振興法の改正・延長により、子どもたちの学ぶ環境づくりにしっかりと取り組んでいきたいとのご回答をいただきました。

以上が教育委員会関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、取組を行ってまいります。

説明は以上です。

【下条委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、27、28、34、37、45、46です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【饗庭委員】 では、陳情の37番について質問をさせていただきたいと思います。

37番の中学校部活動の地域移行に伴う財源の確保についてということで、一般質問でもいろいろ質問させていただいたところでございます。これは、地元長与町からの要望ですけれども、国への要望はもとより、県においても、ぜひ財源確保をお願いしたいということのご要望です。これに対して県の考えをお伺いします。

【松山体育保健課長】 部活動の地域移行でございますけれども、地域移行につきましては、スポーツ庁の方で概算要求としまして約100億円

が計上されております。今後、国の方の支援のあり方というのが具体的に示されるかと思いますが、そういったところも踏まえまして、県としましても、市町との役割分担をしっかりと整理をしながら、支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】その中で市町と連携してということですけども、県としては、今、国の予算が100億円ということでしたけれども、県の予算としてはどれくらいをお考えか、教えてください。

【松山体育保健課長】まだ、概算要求が出されているような状況でございます、国の具体的な支援のあり方というのが、まだ見えてないような状況でございますので、そういったところをしっかりと確認をしながら、今後、必要な予算については計上していきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、移行をスムーズに進めるためにも、国の予算が出て、早めに取り組んでいただければと思います。

以上です。

【下条委員長】ほかにありませんか。

【松本委員】陳情番号27番の県立高等学校の再編整備について質問いたします。

西海市の方からきている要望ですが、第三期長崎県立高等学校改革基本方針では、県立高等学校の再編整備について、「入学者数の状況や将来的な見通し等総合的に判断し指定した高等学校について、学校・市町・県・地元関係者等で組織する協議会を設置し」、「協議を開始した年から起算し3年目以降、2年続けて、5月1日現在の第一学年の在籍者が募集定員の2分の1（40人）未満の場合、原則として統廃合（募集停止も含む）を検討する」と明記されていると。

それに対して、定員割れが続く西彼杵高等学

校に対して、取組の一定の成果が見えるまで猶予のうえ判断するなど、特段の配慮をお願いしますという陳情です。

陳情・要望対応状況の8ページのところに県の対応が記載されています。それを見た時に驚いたんですけども、もう既に、この協議会は令和3年度に設置をしていらっやって、9ページのところに入学者の推移がもう記載されていて、80名定員に対して、令和2年24、令和3年32、令和4年27ということですから、もう令和5年が40人を切ったら、これは法的に統廃合になることになるんですが、県としてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

【竹之内県立学校改革推進室長】西彼杵高校におきましては、令和3年度から、おっしゃるとおり活性化協議会を設置して、学校、そして市、県、地元関係者が一体となって魅力化に取り組むための会議を推進し、実際にその会議の中で決定されたことについて推進をしているところでございます。

委員お尋ねの部分でございますが、令和5年度、それから令和6年度と2年間の5月1日現在の在籍者を見まして、そこで検討するというようなことでございますので、自動的に統廃合というわけではなく、その2年間の入学者の推移を見据えながら募集停止も含めて検討していくということになるかと思えます。

【松本委員】8ページの陳情に対しての県の対応のところには、「入学者数を増加させるためには、市における主体的な取組が不可欠であると考えています」と。要するに、市が頑張りなさいよということなんですが、陳情書の7ページには、西海市が市内の高等学校の魅力向上に対しての予算計上の詳細が書かれています。

もう一つの次の陳情対応のところには、対応



として、「市と県が一体となって西彼杵高校の入学者数の増加を図る必要があると考えています」と。市も頑張りなさいよと言いながら、県も一体となって対応します、それは県立高校ですからですね。

その時に思ったのが、8ページのところで、少子化というわけではなくて、西海市内の中学校から市内3高校への進学状況を見ると、毎年、中学校の卒業生は200名程度をキープしているんですね。その中で地元の3高校への進学率が大体3割台にとどまっていることが大きな要因だと思っただけですね。要するに子どもが少ないわけではなくて、やはり7割ぐらいが西海市外に出てしまっていると。ですから、ここは、令和5年、6年がもう定員割れしてしまえば学校がなくなるおそれもあるわけですから、西海市も危機感を感じていると思うんです。ただ、そこは西海市も西海市で独自に対応していると。

だから、もうちょっと県が踏み込んだ支援というものを西海市と一緒にやって、これは市立じゃなくて県立高校ですから、していけないと、間違いなく令和5年、6年に40名超えるという保障がないんじゃないかと。特に、今、夏の時期にオープンスクールとかやって、これから3年生が進路を決める時に、例年どおりのやり方で果たして40名超えられるのか。これはもう学校が維持できるかどうかの瀬戸際だと思うんですけれど、どのようにお考えですか。

【竹之内県立学校改革推進室長】西海市からは、既に入学に関して、または就学に関しての様々なご支援をいただいている状況でございます。大変ありがたいと思っております。

その活性化協議会の中で出たのは、大瀬戸中学校を含め地元の中学校からの入学者、これを多くするのが一つ大きな課題であるということ

で、さいかい交通の協力を得まして、通学、それから下校のバスの時間帯の改善等も行っていただいております。そういったような働きかけです。

それから、地元の地域商社と連携しまして、PRポスターを作りまして、それを市報の中に入れていただいたり、また、動画等も作成して、いわゆる地元の中学校の生徒さんたちに見ていただくなどの取組をしているところでございます。

おっしゃるとおり、いわゆる地元の中学校の方々に、まずは魅力をしっかりと伝えて、そして入学者の増加を図る。

さらに、これまで来ていただいていた三重地区でありますとか、長崎市の北部地区のところの生徒からも志望していただくような取組を市と一緒にやっていきたいと考えております。

【松本委員】やはり私立高校も一生懸命営業して、スクールバスもどんどん走らせていますし、そういった中で、これは西彼杵高校だけの問題だけじゃなくて、今後、島原半島や離島も含めて出てくる課題になってくると思うんですね。要するに、地元の県立高校に行くということを選ばれない、3割ほどしか行かないということが、やはり魅力が私立高校の方があるというふうに判断をされたら、お金出してでも行きたいと。そのところに、やはり学校がなくなるというのは地域に対して大きな損失にもなるし、もちろん教員が維持できなくなることもありますし、そういった中でOBであったり、地元の地域の方々とか、市に財源をつくっていただいている以上、県としても、協議会ももうつくって具体的に取組みもしていらっしゃるけれども、もっと危機感を持って、もう一步踏み込んだ取

組をすることで、ここを何とかしのいだとなれば、ほかの地域にもプラスの要素として、モデルケースとしてなると思うんですね。

教育長は、統廃合について、どのようにお考えがえられるか、お尋ねします。

【中崎教育長】今、委員がご指摘になったことについては、私も深く受け止めているところでございます。

少子化に伴いまして、どちらかというところ、今までは生徒の数が減ると高校を再編統合するというようなところを進めてまいりました。ただ、今、子どもの数も大分減ってきておりまして、特に、離島・半島部における県立高校というのは、ほとんどが定員割れしている状況でございます。

では、本当にこのまま進んで高校を廃止していいのかと。これも委員おっしゃいましたとおり、いろんな首長さんと話をすると、やっぱり町に高校があるからその町は元気になる、あるいは、この町に高校がなくなると、若い人が来ることもないというような危機感も非常に持っております。

ですから、我々は、じゃ、どうやって県立高校に魅力を持たせていくのか。

今、長崎県の子どもたちの動きを見ますと、小・中学校までは自分たちの町ですけれども、やっぱり高校になりますと、一定長崎、佐世保、諫早の大規模の進学校、あるいは私立高校に行く流れが加速しております。

これは教育の観点からいくと、勉強とかスポーツとかというところで、1ランク上の中でそういう学びをするというのは当然あるとは思いますが、ただ、子どもたちによっては、大規模進学校の中で埋没している子どもたちもいるんじゃないかと。そう考えると、自分

たちの地域の中で特色ある学びをして、伸び伸びとして育つというのも、これも教育の選択肢の一つだと思っています。それが、また地域で育った子どもたちを地域で守ることが、先ほど話しましたような人口減少対策にもつながっていくと思っておりますので、今、県立高校を回りまして、地元の市町の首長さんとも話ししながら、それぞれの町に高校を核とした協議会をつくって、そして、県も支援するけど、地元の魅力をまた教材として提供して、特色ある学びにつなげていくというような動きを今しているところでございます。

西海市についても、私も直接入りまして、市長、あるいは教育長と意見交換をしたところでございますので、しっかりと地域の実情も汲み上げながら、この人口減少対策の中で県立高校をどういうあり方にしていくかというのは、しっかりと考えていきたいと思っております。

【松本委員】大規模な私立高校がだめと言っているわけではなくて、やはり大規模な私立高校も努力して集めていってほしい。公立よりも私立がもちろんお金も払っているわけです。でも、やはり親御さんや生徒さんが見たら、オープンスクールで比べたら、やはり私立高校に魅力があると感じて動いているということはもう事実として受け止めなきゃいけないと思います。

ただ、やはり大規模の私立高校にない地域ならではの教育というものを、県立高校として売りとして出せると思うし、そのところを、今までと同じことではなくて、今までのだけでは足りないんだという認識を持って、ただ、市だけでは限界があるので、県や地域と一緒にやって取り組んでいただくことをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】おはようございます。

要望・陳情について質問いたします。

陳情番号の28番になります。長崎県町村会から出ておりまして、32ページ、通級指導教室の設置校増設に向けた人的配置及び財政措置についてということです。

別の陳情・要望事項対応要旨で言えば15ページになるんですけども、ちょっと教えていただきたいんです。

まず、県の対応として、通教指導教室は毎年増設していると、人材不足であるということ、あと、巡回型も設置に努めているという対応があります。

初歩的な質問で申し訳ありませんけれども、まず、通級指導教室に配置される教職員の先生方は、特別支援教員免許というものの、そういった特別支援の教育に特化した先生方を配置していらっしゃるという認識でよろしかったでしょうか、確認をさせていただきます。

【谷口義務教育課人事管理監】通級指導教室の担当の教員は、基本的には特別支援教育のある程度の見識を持った教員が担当しております。長崎県の場合は、ほとんどが本務者の教員がやっております。

【宮本委員】この通級指導教室、今、ニーズも非常に高まってきていると思います。やはりいろいろな生徒さんがいらちゃって、学校の現場でも大変な状況であるということは一定理解しております。

この県の対応の「人材不足によりすべての要望に応えることはできていない」ということは、これは、教員採用試験の時に、募集する時に、通級指導教室が増えるので、あらかじめ、財源

不足もあるんでしょうけれども、見越して採用するような対応というのはできないものか、教えてください。

【谷口義務教育課人事管理監】採用を増加すればというお話かとは思いますが、先ほど申し上げたとおり、通級指導教室を担う教諭というのは、ある程度の特別支援教育の知識なりを持った人間が今やっております。それだけ経験も必要だということです。

そうした時に、実際、それに特化した採用というのは、なかなか難しいところがあるというのが現状であります。

【宮本委員】わかりました。いろいろ要望が出ているという現状を踏まえて、何とか対応できないものかという考えがあります。

ちなみに、毎年増設しているということで参考のところにもいろいろ書いてあるんですが、来年度はどれくらい予定しているというものがわかれば教えていただければと思います。

【谷口義務教育課人事管理監】来年度の予定は、これからの作業になってくるわけですけども、昨年度で申し上げますと、各学校からの要望数が229件ございました。実際に開設している通級指導教室の数は236教室開設をしております。昨年度比で言いますと、14学級の増になります。次年度も、これよりも増える予定は見込んでおります。

【宮本委員】ありがとうございます。ニーズに応じて増設ということが望まれますが、おっしゃったとおり知識とか経験を持つ先生が必要であるということ、ここは非常に大事なんだろうと思います。情緒であったりとか、知的とか、いろいろな生徒に対する指導をされる先生というのは、非常に配慮も必要ですし、スキルというのは一定理解するところです。そういった先

生の指導についても、県教委としても育成をしていただきたいと思います。

あと一点、巡回型指導教室の設置ということで書いてあります。

先の佐世保市議会の一般質問においても、佐世保市でも、いよいよ通級指導教室を増加するとともに巡回指導も検討という内容が新たに出てきており、今検討されている状況ですが、今後、この巡回型指導教室、その参考にもちょっと書いてあるんですが、こういったものが増えてくる、逆に言えば、先ほど言った先生の経験であったり、知識を持つ先生方がいない、人的不足ということを考えれば、この巡回型指導教室というのも一つの対応策なんだろうと思いますが、この巡回型も増やしていくような予定であるかどうかを教えていただければと思います。

【谷口義務教育課人事管理監】通級指導教室に係る教員の配置につきましては、国の基準として、原則13名に1名というのがございます。

要望の中には、この条件に満たないものもあるわけですが、13名以上の対象児童生徒がいないから、そこに通級指導教室を配置しないということではなく、小規模校の学校であったり、地域の事情によっては近隣の学校に通級指導教室がない、通うこともできないという地域もございますので、そういった地域の事情なりを市町教育委員会ともよく相談をしながら、通級指導教室の適切な配置については、努めているところであります。

その改善の方策としては、委員おっしゃるような巡回型の通級指導教室というのがございます。今年度は、28校、35学級を、兼務であるとか巡回型の指導教室でやっているところであります。

【宮本委員】その設置基準もあれですね、13人以上というのなかなか、もうちょっと減らしてもいいんじゃないかなという気持ちではおりますが、これは国の設置基準なので動かしようがなく、なかなか難しいのだろうと思いますが、巡回型であれ設置型であれ通級指導教室を、県教委も市町教委といろいろ連携をとって、さらに増設に向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それともう一つ、陳情番号45番になります。これは長崎市からの要望です。陳情・要望事項対応要旨では、23ページになります。

これも一つ教えていただければと思います。スクールカウンセラーの配置拡充と総配置時数の確保についてという要望が出ているんですね。

スクールカウンセラーについては、この委員会でも様々な議論があって、一般質問でも様々な議論があっています。陳情書の55ページ、56ページ、57ページ、58ページ、非常に詳しく書いてあります。スクールカウンセラーの職務内容も非常に多岐にわたって、カウンセラーの業務も非常に大変なんだろうなということを考えるんですね。

一方の23ページの対応要旨のところについては、参考のところスクールカウンセラーの配置状況というのがあって、長崎県では令和4年度290校、60.4%。対して長崎市は74.3%。これは一見すると、設置状況としては県を上回って非常に多いパーセンテージになっているんだらうなと思いますが、未設置校が、それだけ母数も多いので、また再度スクールカウンセラーの配置を要望されているんだらうなと思います。県内については、スクールカウンセラーは要望があった学校に対して配置するという考えでは

いるんですが、その考えでいいのか。そして、県内全体でばらつきがあるような気はしますが、一概に比較はできないかもしれませんが、それについて県内の状況を改めて教えていただければと思います。

【大川児童生徒支援課長】長崎市からの要望のスクールカウンセラーの配置状況についてのご質問がございましたが、資料にありますとおり、長崎市においては全体で74%の配置となっております。それに対して、県の平均としては60.4%と。確かに県の平均よりは高い配置というふうになっておりますが、一校一校の学校の規模が大きくて、児童生徒の数が他の市町に比べて多い学校が多々ございますので、その部分を勘案して少し手厚く配置をしているということです。

配置の方法、スケジュールですが、基本的に各市町教育委員会から、まず配置希望を踏まえて、不登校児童生徒であったり、いろんな過去のいじめ等の相談事案等も勘案した上で総合的に判断して決定をしております。

具体的には、各市町への配置希望調査を10月から12月上旬にかけて実施いたします。それを受けて、各市町の方で学校への聞き取り、校長とのいろんな調整をしていただいて、その結果を本課の方に上げていただく。その時点で、例えば調査時点における不登校児童生徒数であったり、いじめの認知件数、または、現在スクールカウンセラーを配置している学校については10月までの相談実績、そういったことを記載していただいて、最終的にその情報を総合的に集めた上で、市町教育委員会と調整しながら、年度末までに次年度の配置学校を決定するというふうにいたしております。

【宮本委員】ありがとうございました。24ペー

ジには、いろいろ予算とか国の制度とかも書いてあります。財源の問題もありながら、しかも現場では、先ほどの通級指導教室もそうですけれども、いろんな問題があって対応に追われている状況も一定は理解しますので、また引き続き、要望にお応えいただきますようによろしくお願いたします。

以上です。

【下条委員長】陳情について、ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

ここで一旦休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

-----  
— 午前11時 7分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時18分 再開 —  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

それでは、まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望結果」について、ご質問はありませんか。

【外間委員】政府施策に関する提案・要望について、総務課長より、陳情なされた内容について、離島の学校教育の充実と水中遺跡保護に関する調査研究の強化についてということでご説明がありました。

我々委員会メンバーも、コロナ禍にあって鷹島の水中遺跡等の現調査もままならないまま、なかなかこの要望がどのようになっているのか、非常に気になっているところでもあります。

先ほどのご報告を受けて、教育長以下、副議長と副知事が関係先にご要望されているということで、その結果、反応とか手応えとか、一体この実現に向けて、この水中遺跡に関する状況がどのような状況なのかということで、その辺、実際関係所管のトップに会ってこられた教育長はじめ、その手応え、反応状況をお聞かせいただけないでしょうか。

【日高学芸文化課長】鷹島水中遺跡の要望につきましては、大臣政務官から水中遺跡に関しては特化した発言はございませんでしたけれども、最後のご挨拶の中で、「国としても、いただいた要望をしっかりと受け止め、少しでも前に進められるよう頑張っていきたい」との発言がございました。

また、当日は、水中遺跡に関しまして、文化庁の担当課長様と中崎教育長、それと私も入りまして協議の時間を持つことができました。その中で、文化庁担当課長からは、文化庁としても水中遺跡に取り組む必要があると思っていること。また、松浦鷹島は、水中遺跡のトップランナーとして全国で断トツの先進地であると。しかしながら、全国的な取組は進んでいないので、他地域における取組をどう盛り上げていくかが課題であると、世論の喚起が必要であるというようなご発言がございました。

現在、松浦市では、今週末の10月1日、2日で木製いかりの引き上げを行う予定でございます。その後、10月8日からは一般公開の予定と聞いておりますので、全国的な注目も集まるのではないかと考えております。

さらに、県と文化庁の共催で、来年2月に全国の埋蔵文化財担当者講習会を佐世保市で開催する予定にしておりまして、その際にも松浦鷹島における現地視察等を行うなど、全国の皆様に

知っていただく機会を設けたいと思っております。

今後も、松浦市と連携しながら、水中遺跡の保護について取り組んでいきたいと思っております。

【外間委員】ただいまのご答弁を了といたします。ここに、文教厚生委員会のメンバーで宮本委員は鷹島ご出身であるということで、殊のほか、この水中遺跡に関しましては、委員をはじめ関係の先生方、大変力を入れて取り組んでおられる内容でもありますし、県にとっても極めて重要な要望の一つでありますし、最近ちょっとコロナ禍にあって、その要望段階がどの辺にいついていて、実現に向けてどの段階まできているのか全くわからなかったものですから、ただいまの答弁を了といたしますが、ぜひとも、今後も国に積極的に働きかけをよろしく願いいたします。

以上です。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【大場委員】議案外として数点お伺いさせていただきます。先ほど松本委員からも県立高校の定員割れ、また地域の活性化に向けた話というのがありましたが、実情は各地域あまり変わらない状況で、島原半島も実際のところ、公立高校の定員割れが続いています。

そこで、今回、島原市が音頭をとりまして、島原市内にある県立高校5校による共創プロジェクトというのを今回発表されております。名前は「共創プロジェクト」として、新たな取組としてされています。主として目的は、各校の

特色をまず打ち出したいと。それに対する、各学校の定員割れと、または少子化に向けた取組を進めたいと。また、ふるさと・地域愛の教育を進めていきたいと、そのような目的があつてされるようですが、そちらの方の会議が先日あつたとお聞きしておりますが、このプロジェクトに対する県の受け止め、どのように今受け止められているのでしょうか。

【田川高校教育課長】今、ご質問されました島原市内における5校の共創プロジェクトにつきましては、少しばかり経緯をご説明させていただきますと、この4月に中崎教育長が教育長として就任されまして、県立学校のさらなる魅力化を図っていくためには、地元の自治体ともっと連携をすべきだという方針を掲げられまして、まず、我々が最初にご訪問いたしましたのが島原市の古川市長のもとであつたというところからスタートしてございます。

その折に古川市長の方からは、島原市内に5校ございますけれども、このような近接したところに県立学校があるところは非常に珍しいと。連携・協働すれば、全国に例を見ないような高校の魅力化、県立学校の魅力化が図られるのではないかとこのところで共創プロジェクトがスタートしたという経緯がございます。

今回、先ほどご説明いただきましたように、10月15日に高校生カフェ、名称が先日決まりまして、「Mijoかふえ」という名称に決まったということを伺っております。「みじょか」というのは、島原の言葉でかわいいという言葉だということで、みじょかとカフェを合わせまして「Mijoかふえ」というネーミングになったようです。

工業高校は看板を作りますし、そして特別支援学校は窯業の学びを取り入れていますので、

コーヒーカップですとかコーヒー皿を作って提供するというようなことで、それぞれの強みを活かす形で県立学校の魅力化、さらには地域の活性化という形で取り組んでいく予定にしております。

この島原地区におけるこの5校の共創プロジェクトは、非常に先進的な取組でございますので、私たちとしましては、各地域、地域にそれぞれの強みを活かした、高校生が核となって地域の活性化に寄与できるような取組を全県下のに広げていきたいと、そういうふうに考えております。

【大場委員】今回、そういった形で県がサポートに回るとのことですけれども、先ほどご紹介があつたように、島原市には普通高校、商業高校、工業高校、農業高校、特別支援学校と、県下で唯一なんですね、そういった各高校がそろっているというのはですね。そういった中で今回のプロジェクトに私自身も非常に注目をしておりますし、ぜひ成功させていただきたいと思つてはいるんですが、県として具体的にサポート体制に入られると思いますが、どのような支援ということを考えていらっしゃるのでしょうか。

【田川高校教育課長】現在、県立学校の5校と、それから市が中心となって進めているところでございますけれども、やはりそこには県教委としまして仲立ちをしながら、先日も市長のところに行ってまいりましたけれども、経費の負担割合ですとか、そういったところの調整役としまして、県立学校と市の仲立ちに入りながら、うまく全体が機能するように、コーディネーターのような役割を県教委としても果たしてまいりたいと思つております。

【大場委員】 お願いいたします。

そこで、今回の目的にあるように、各校もしっかりとその特色を打ち出して、その学校がここに存在するというまず存在意義を含めてやっていただければと思います。

ただ、運営に当たっては、あくまでも生徒が主体にやりますけれども、中にはどうしても、ある程度一定の方向性に向かっていくためには、そういったところで見守っていくというのが必要かと思しますので、その辺はよく見ながら、市と県と各校、また各生徒の皆さんと、この事業の成功に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいと思しますのでよろしくお願いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症、第7波がようやく下火になりつつはありますが、3年前と比べて、最初の時には休校とか、各事業が全て中止になったりとかありましたけれども、近年の、最近のこういった新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、各学校の学校行事、授業も含めて学校行事に対する影響はどのようになっていますでしょうか。

【加藤義務教育課長】この9月に学校がスタートするというところで、やはり大きな警戒感をもって各学校感染対策を講じてまいりました。

夏季休業中に大幅に増加した中で、学校が始まることによって、さらに感染が拡大するのではないかというところがございました。ただ、実際のところは、9月の最初の週と比べますと、全体の感染者も減っておりますので、児童生徒の感染の数も4分の1程度まで、今、減少してきているところでございます。

また、県内の休校数、小・中学校で申しますと、大体1日当たり3校程度、学級閉鎖等があるような状況でございます。

このような中で、2年前と比べますと、各学校感染対策を講じながら、通常の行事の取組であ

ったり、教育活動であったりということ、今展開しているところでございます。

先日、ある校長会の役員と話をしたところ、以前は、感染者が出た時に、感染対策に力を費やしていたが、現在は、長期で休む子どもたちをオンラインでどう学習支援するか、そういった段階に入ってきているという話を聞いております。

【田川高校教育課長】県立学校の取組についてもご報告をいたします。

学校行事におきましては、高校生にとっても青春時代における学校行事は、やはり人間性を育む重要な機会だというふうに我々も認識しています。

そういった中で、9月の上旬には多くの高校で体育大会が行われました。入場者数ということで保護者は一部制限した学校が大変多うございましたけれども、通常の学校のあり方に戻ってきているという実感を受けております。

9月上旬の体育大会を受けまして、学校閉鎖、学級閉鎖している学校もございましたけれども、9月の下旬、今週に入りましては学級閉鎖している学校は1校ということで、コロナの感染状況も落ち着き始めたのかなというふうに考えております。

【大場委員】そうですね。当初に比べると、だいぶ混乱はなくなってきていると思います。確かに3年間の、その間の体験とか、いろんな知識の蓄えというのは非常に大きなもので、学校におかれても、まずは生徒のそういった体調管理を含めて学校運営、そういったものはしっかりと今後も意識を持って対応していただきたいと思えます。

最後に、県内の児童生徒のヤングケアラーの状況についてお尋ねしたいと思えますが、昨年、



県で児童生徒に対する調査を行われております。そういった状況の中で、現在の県内の児童生徒に対するケアラーの状況はどのようになっていますでしょうか。

【大川児童生徒支援課長】 令和3年度、県のこども家庭課が中心となって実施しましたヤングケアラーの実態調査です。

公立小・中・高と特別支援学校の調査になりますが、小学校が71名、全体の0.1%、中学校が89名、全体の0.3%、高校が154名で全体の0.6%、特別支援学校が2名で全体の0.1%ということで、計316名、0.3%がヤングケアラーに該当する可能性があるというような結果が出ております。

今年度については、同じようにこども家庭課と連携しながら調査をやっておりますが、今年度については10月末にその集計が各学校から集まって、実態調査をまとめる予定にしております。この調査結果については、また後ほど委員の皆様にもご報告をしたいと考えております。

【大場委員】 状況としては、316名、0.3%ということですがけれども、やはり一定数の児童生徒がそういうふうにヤングケアラーとしているという実態があるということがわかったと思います。

ただ、その中であったのが、高校生が多かったんですが、また小・中学校の中でも、調査のやり方だと思ってしまうんですけども、お手伝いの範囲内に当たるであろうというような回答の生徒も見られたということです。ただ、その中に深刻な方もいらっしゃるって、要は、食事を作ったり、また兄弟の面倒をずっとみないといかんとか、多くの兄弟をその子が見ないといけないような状況、深刻に当たる事例もあったようにお聞きしておりますので、県もその辺はしっかりと注視して対応を、今後とも、引き続きとって

いただければと思います。

県議会としても、本定例会に県のケアラー条例を議員提案として提出して、今後、そういった問題に対してしっかりと取り組む姿勢を見せておりますので、どうか県も引き続き、そういったことで取組をよろしく願います。

以上です。

【下条委員長】 ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案外の質問をさせていただきます。

先ほど外間委員からもありました水中遺跡、鷹島神崎遺跡について、まず質問させていただきます。

これまで、委員会ですっと取り上げさせていただいておりますけれども、いよいよ今週末にいかりが引き揚げられます。七百数十年前であろうとされるいかりが引き揚げられるというのは、これはもうどういうことになるんだろうかと、想像すると鳥肌が立つというか、全国的にも関心度はすごく高いのではないかと考えております。

このいかり引き揚げは、松浦市においてはクラウドファンディングでされていましたが、まず、引き揚げについての財源はどれくらいかかるのか。そして、その中で県の支援はあるのかを、まず確認させてください。

【日高学芸文化課長】 今週末に予定されておりますいかりの引き揚げでございますけれども、この引き揚げにかかります総事業費は1,651万6,000円と伺っております。その2分の1が国庫負担で825万8,000円、現時点で県の補助予定額は99万円でございます。委員ご指摘のとおり、松浦市の負担は残りの726万8,000円でございますけれども、市はクラウドファンディングで1,150万円ほどを集めているという状況でござ

います。

【宮本委員】国と県と市という形で支援をするという状況を確認させていただきました。約1,650万円程度かかるということであります。

これは、先ほど外間委員の質問の時にも、今週末引き揚げて、その後、一般公開と言われていましたが、スケジュールを詳しく再度教えていただければと思います。

【日高学芸文化課長】引き揚げにつきましては、今週の土曜日、日曜日の10月1日、2日でございます。それから、水槽等につけます脱塩処理とかをいたします。10月8日から水槽につけた状態になりますけれども、一般公開が松浦市の埋蔵文化財センターの方で行われると聞いております。

【宮本委員】10月8日から一般公開ということで、これらの周知は松浦市もされるでしょうけれども、何らかの形で県の方も一緒になって、一般公開するんですよみたいな周知徹底とかされるのかどうか。そして、いつまでという期限があるんですか。常時そこに置いておけば見られるという状況なのか、詳しく教えてください。

【日高学芸文化課長】引き揚げの周知につきましては、松浦市が主体となって頑張られると思います。

一般公開の終期につきましては、10月8日からということ、今のところ終期についてはお聞きしておりません。

【宮本委員】一般公開、周知もぜひしていただければと思うんです。今後、松浦市と協議していただければと思いますし、予想では周知すると相当数の方が見に来られると思うんですよ。なので、こういった宝が、宝がという言い方はあれかもしれませんが、当時、文永の役、弘安の役で沈没したいかりが引き揚げられたという

のは、これは全国的にありませんので、もっと力を入れるべきじゃないかと思うんですけれどもね。周知の方法にしる、公開の方法にしる、全国発信してもいいぐらいのスケールの事業であると私は思いますので、ただ単に一般公開ですよではなくて、松浦市と協議して、一般公開に向けて、もっと大々的にやって、地域の活性化、そしてまた、水中考古学という観点からも強化していただきたいと思いますが、いかがですか。

【日高学芸文化課長】周知につきましては、子どものホームページとか、松浦市と役割分担を果たしながら、どのようにやっていくか、また考えていきたいと思っております。

【宮本委員】ぜひとも力を入れていただきたいと思います。

先ほど、外間委員がおっしゃったとおり、本当は委員会で視察に行くべきところがコロナで行けなかったということがあります。むしろ、この一般公開に合わせて行ってもいいのかなという気もしますが、それだけ関心度も高い事業だろうと思います。県の方も、先ほどの答弁でもあったとおり、来年の2月にはアルカスSASEBOでというお話もあっておりますので、これを機に、これが成功すれば1号船、2号船の引き揚げにもつながっていきますので、何とか成功裏におさめるためにも、市と共有しながらしっかり取り組んでいただきたいということを再度要望させていただきます。よろしく願いいたします。

それともう一点、これも毎議会で取り上げていますけれども、夜間中学についてお聞きいたします。夜間中学、シンポジウムがありました。まず、これについての県の感想、どれくらい来られているのかも、わかればお知らせいただけ

ればと思います。

【田川高校教育課長】今ご質問いただきました夜間中学のシンポジウムにつきましては、7月16日に佐世保会場で、翌日の17日に長崎会場で実施いたしました。

参加者数につきましては、長崎会場がオンラインも含めまして55名、そして、佐世保会場が同じくオンライン参加も含めまして52名ということでございました。

内容といたしましては、基調講演やパネルディスカッションを行いまして、各会場には外国籍の方に日本語指導をしていただいている方、さらには不登校支援をしていただいているNPO法人の方々など、様々な方々にご来場いただきました。また、宮本委員にも来ていただきまして本当にありがとうございました。

感想といたしましては、夜間中学に対する幅広い質問やご要望をいただきまして、県教委としましても、夜間中学の設置の必要性について改めて実感した次第でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。参加いたしましたけれども、非常によかったなと思います。改めて、教育の現場だけでなく、日本語教育の方、ボランティアの方、NPO法人の方、基調講演もあったりして、幅が広がったとは私自身も思います。

参加者については55名、52名ですので、もっともって県民の方に知っていただきたいという気持ちもありますが、引き続き対応をお願いしたいと思います。

今、日本語教育、そして不登校児童生徒の対応、これは特例校ということにはなりませんけれども、そういった観点からも夜間中学というのは脚光を浴びてきているんじゃないかと思うので、やはり設置に向けた努力というのは引

き続きしていただきたいと思いますが、今後のスケジュールはどのように考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。

【田川高校教育課長】現在、佐世保市の方が夜間中学の設置の可否も含めて研究をされていらっしゃると思います。今し方、不登校の特例校のお話がありましたけれども、佐世保市の方では義務教育を修了されていない、いわゆる高齢の方々のみならず、不登校や病気などの理由によりまして、十分教育を受けられないまま中学校を卒業された方の学び直しの機会としての不登校特例校の設置の可否も含めてご検討をされていらっしゃると思います。

このように幅の広い層を対象とした学びの支援システムというのは、全国的に非常に珍しいございまして、佐世保市が考えられているような切れ目のない包括的な支援づくりを、県としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。一般質問でも、市立で設置という答弁もいただいたところではあります。中学という観点からすると、やはり市町単位の方がいいのではないかとこの県の判断、これも一定理解するところでもありますし、先ほどおっしゃったとおり特例校についても、今、香川だったですか、そちらで一校、特例校の申請を受けてスタートされているという状況もあるので、非常に学び直しの機会としては、先ほどご答弁いただいたとおり、切れ目のない対応が可能になるというふうに思っていますので、佐世保市においては、たしかニーズ調査でも非常に多かった。上位3位のところには入っていたと思いますし、外国籍の方も、国際都市と私は思っているので、多いと考えていますので、非常に設置場所としては十分だろうと

いうふうに考えております。

引き続き、県の方も、市と協議を重ねていただきたいと思います。そういう協議の場合、例えば市教委と県教委の協議の場合、財源も踏まえてどういった形ですか、そもそも夜間中学とはこういったものですよという協議の場合を増やしていただきたいと思っておりますが、その点についてはいかがですか。

【田川高校教育課長】今現在、佐世保市の方では設置の可否を含めて検討・研究されていらっしゃる状況でございます。

私たちもその立場を尊重しながら、県でできることは何なのかということで、丁寧に情報交換をやりながら、現在進めているところでございます。引き続き、佐世保市とは、そうした佐世保市の意向も踏まえつつ、設置に向けた協議の場を定期的に設けながら進めてまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。定期的に意見交換をして、問題点があればすぐ対応する、また引き出す、そういったことをご対応いただければと思います。よろしく願いいたします。

最後に一点、一般質問でも、これは様々議論がありましたけれども、教員採用についてお尋ねをいたします。

教員のなり手不足ということで、いろいろ議論がなされておまして、やっぱりそうなんだろうなという現状も踏まえて質問いたしますが、まず、次年度の採用試験について、新しい教員の採用試験の人数と、倍率とかもわかれば教えていただければと思います。

【初村高校教育課人事管理監】次年度につきましては、採用予定人数503名を予定しております。志願者1,062名ということで、倍率としては

2.1倍という結果でありました。

【宮本委員】2.1倍、これは年々、教員の方の職場の環境とかがクローズアップされてきて、どういった状況になっているかというのをわかる範囲で教えていただければと思います。過去10年間、長崎県において教員採用試験がどのような倍率で推移してきているのか、わかれば教えていただければと思います。

【初村高校教育課人事管理監】今年度が2.1倍ですけれども、5年前でいきますと3.3倍、10年前でいきますと9.1倍、そういう状況です。

退職者に左右されていまして、退職者が多くなればなるほど採用予定の数が多くなってきますので、その分、志願者の数は一定程度確保されているんですが、倍率としては下がってくる、そういう状況にあります。

【宮本委員】10年前だから2012年ですね。9.1倍、やはり高いですね。よく聞くのが、長崎県の教職員の試験は難しかとやもんねと友達からよく聞いて、長崎県の中で教員になる人はエリートだと聞いていた時期があったんですね。多分それがこういう時期だったんだろうなと。それからすれば2.1倍なので門は開いている。しかし、退職者ということですね。この倍率が9.1倍、3.3倍、2.1倍になった要因は、退職した方が多いということもありましようけれども、そのほかにどのように分析されているのかも、わかれば教えていただけますか。

【初村高校教育課人事管理監】11年前までですけれども、採用予定数が大体150名前後で推移をしてきておりました。その後、10年前から200名、その次の年が300名、その次の年から350名前後、400名とずっときていまして、来年度503名の採用予定と。そういう流れで採用予定数が非常に増えてきたということですが、志

願者は毎年毎年少しずつ減ってきておりまして、その影響で競争率がどんどん低くなってきたと、そういうふうに分析をしております。

【宮本委員】そもそも、志願者が少ないという状況ということですよ。

そのほかにもいろんな要因があるんだろうとは思いますが、しっかりまた分析をしていただければと思います。

一点、教員採用試験の要件でご相談いただいたことがあって、新規卒業者、大学4年生の卒業者と臨時で働いている先生方との教員採用試験における要件がちょっと違っているという状況をご相談いただいて、大学4年生、新卒の方々に對する要件の方が結構優遇されている。臨時採用で働いている先生がチャレンジする採用試験とは、なかなか差があるんですというお話も聞きました。この要件について、県教委で何か認識、把握されている課題があれば、私が今言ったようなことも踏まえて、あれば教えていただきたい、その対応策、これは県で変えられるものかどうかわかりませんが、それがあれば教えてください。

【谷口義務教育課人事管理監】委員がお話いただいたのは、恐らくは大学の推薦制度と臨採の方の採用に少し条件に差があるのではないかとということかとは思いますが、公立学校教員の採用につきましては、地公法第13条、平等取扱いの原則が適用され、教員の任命権者である教育委員会が選考により行うこととされております。

採用試験の目的は、受験者が標準的な職務に係る標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを正確に判断することであるため、臨時的任用教職員の勤務実績により、一次試験において判定される職務能力及び適性を有していること

が実証されれば免除可能ということになります。

ただし、地公法の第22条には、臨時的任用は正式採用に際し、いかなる優先権をも与えるものではないという条文があり、臨時的任用教職員の採用選考に当たっては、優先権を与えることがないように十分留意することなど、公平性・公正性・透明性の確保について、教員採用等の改善の通知が文科省から発出されているところであります。

そこで、本県におきましては、各学校から提出のある調書等をもとに、3か年度以上の臨任の経験があり、優秀と認められる者には一次試験の一部、教職一般教養試験を免除しているというところになります。

大学推薦特別採用選考につきましては、大学卒業生の人材確保の手段として、特に小学校や中学校の技能教科の志願者減少が顕著であるため、昨年度から取り入れた制度であります。

要件としては、学業成績が優秀であり、教師として優れた実践力を発揮できると学長または学部長が推薦する者を対象としているところであります。

この推薦につきましては、大学での成績の提出を求めており、これで能力等が実証され、さらに、学長等の推薦であることから、一次試験の全てを免除し、特に優秀な人材の獲得に功を奏しているものと考えているところであります。そのあたりで少し、一次試験の対応が違っていることになっておりますが、今、委員おっしゃったように、今年度から、新たな人事評価制度が学校で始まっております。この評価は、任用等の人事管理の基礎として活用することとなっておりますので、臨任者の一次試験全ての免除につきましては、この評価を勤務実績を実証するものとして活用できないか、現在検討をして

いるところであります。

【宮本委員】ありがとうございました。引き続き、対応をよろしくお願いします。

【下条委員長】まだ、質疑の途中ですけれども、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

-----  
午前 11時55分 休憩

-----  
午後 1時28分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開します。

それでは、引き続き、議案外所管事務一般の質問を行います。

質問はございませんか。

【饗庭委員】では、質問をさせていただきたいと思えます。

教職員の懲戒処分についてお聞きしたいと思います。

一般質問の中でも質問させていただき、体罰の根絶をぜひということをお願いしたところでございますけれども、昨日、諫早の中学校の教諭が停職1か月の処分ということで発表がありました。この方が、ずっと体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修を受講中であつたと。受講しているにもかかわらず、こういう結果になり、こういう方に対して今後どのように対応していくのか、対策をとって二度と起こらないようにと思うんですけれども、そのあたりを教えてください。

【谷口義務教育課人事管理監】この教諭については、委員おっしゃるように体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修というのを本年度受講中であります。

この研修の内容としましては、まずは勤務校

における研修、校長による面談、また対象教員からのレポートの提出等を年間複数回実施をするということ、そして、県教委及び市町教委が必要に応じて指導主事等を派遣し、個別に指導支援を行っていく、併せてアンガーマネジメント研修というものを全体研修として行う、そのようなものを一年間通してやっていくというふうにしておりました。

しかしながら、その受講中の、約3か月ほどたったあたりで再び体罰を犯してしまったということで、この受講研修内容につきましては、個別に、どうしてこの体罰に至ったのかと検証をした上で、より効果的な研修内容を考えていく必要があると考えているところであります。

【饗庭委員】なかなか研修効果も得られてないのではないかと思うのと、この方が停職1か月なので、1か月後にはまた教員として戻られると。そうした場合に、今されている部活動の指導をどうされるのか。授業中もということですので、授業に対してどのような形で、この方を指導する立場で、どういうふうな形で子どもたちに向き合うのかということを教えてください。

【下条委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時32分 休憩

-----  
午後 1時33分 再開  
-----

【下条委員長】再開いたします。

【谷口義務教育課人事管理監】この者については、体罰を受けた被害生徒は3年生であるわけですが、その授業からは今年度から外れております。さらには、部活動についても、前年度まではバレーボール部だったわけですが、その顧問を外れて、ほかの部を担当していくというところであります。

【饗庭委員】前、事件があってそう変えているけれども、今度そういうことが起こったので、この1か月後復帰されるわけですから、その時にどんな対応をするのかということをお伺いしたいんですけれど。

【谷口義務教育課人事管理監】今後、一月停職の後、復帰ということになるわけですが、その学校の中での担当につきましては、本人がどのくらい改善しているのか、その状況を踏まえて、校長と市教委と相談した上で担当については検討していくということになります。現在の段階では、どのような形で復帰をするかというのは決まっております。

【饗庭委員】前も注意したけれども、また起こったというところでは、子どもさんもこの先生が来ると非常に怖いというイメージもあるんじゃないかと思うんですね。その場合にこれからということなんですが、この先生、まだお若いので、一方ではこの先生の未来ももちろん考えていただかないといけないと思うんですね。そうした場合に、どうした方が一番、子どもさんにとっても本人にとってもいいのかということろは考えていただいた方がいいかと思うんですが、やはりこの方は、対応策としては医療機関にかかるとか、カウンセリングを受けるとかということも必要ではないかと思うんですけれども、そのあたりは県としてどのようにお考えでしょうか。

【谷口義務教育課人事管理監】確かに本人の特性的なものとして、実際に繰り返し体罰を行っているわけですから、カウンセリング等の医療的なアプローチというものも当然ながら改善のプログラムの中には入れていく必要があるんじゃないかと、そのことも市の教育委員会とも話はしているところであります。

【饗庭委員】では、最後に教育長に、体罰がなかなか防げない、前回もいろいろお伺いしましたけれども、やはりこういうことがあってはならないと。停職期間が1か月でいいのかどうかというのもありますけれども、それも含めて教育長のご意見をお伺いします。

【中崎教育長】また、今回体罰ということを発表させてもらったわけでございますけれども、まず、その体罰といった起こった事柄に対しては断じて許すことができないものだと思っております。

ただ、我々、処分検討委員会というものがございまして、そこで県教委の幹部職員がいろいろと今回の案件について議論する協議会があります。処分内容をどうするかということを決めるんですけれども、ただ、今回、こういった案件も踏まえて、処分を決めるのも大事なんですけれども、なぜこういった体罰に至るような背景があったのか、あるいは本人を取り巻く環境はどうであったのか、若い職員に対してどういった指導をしてきたのか。処分するだけじゃなくて、そういった事柄をきちんと原因を究明しながら、あるいは、今後、本人を、若い職員をどう育てていくか、そういったことが全般的なまた再発防止策につながるのではないかと考えております。しっかりこの事柄も受け止めながら、今後、このような案件が起きないように、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひ、子どもたちのケアもしながら、この方の未来も守っていただきたいというふうに思います。

本当に今後も再発防止に、もっともっと違う角度からも力を入れていただければと思います。

次に、通学路における交通安全の確保に向け

た取組状況についてお伺いしたいと思います。

今回、点検されて、必要なところは522か所ということで、ほとんどが実施済みということになっておりますけれども、具体的にはどのようなところが安全確保できてなくて、それをどうというふうに改善したのか教えてください。

【大川児童生徒支援課長】安全点検で合同点検が実施されておりますが、特に、見通しのよい道路とか、あるいは幹線道路の抜け道になっている道路、車の速度が上がりやすい箇所、あるいは大型車の侵入が多い箇所、それから過去に事故までは至らないにしても、ヒヤリ・ハット事例があった箇所、あと、保護者や見守り活動を朝の登下校でやっておられますけれども、そういった地域の住民の方等から改善の要請があった箇所を、警察、それから道路管理者、学校と一緒に回って合同点検をし、改善をしているところです。

学校としては、868か所の必要箇所のうち522か所の改善をしておりますが、特に、大きな部分としては通学路を変更したり、ボランティア等による見守り活動を強化したり、あるいは子どもたち、児童生徒に対する安全教育を改めて図って周知徹底を図るといった取組を行っております。

【饗庭委員】その中には、通学路として歩道が整備されてなくて危険な箇所があったり、横断歩道が適切な場所というか、ちょっと見えないところがあったりとかという話も聞かれますけれども、そのあたりはもうちゃんと変更されているのか、教えてください。

【大川児童生徒支援課長】横断歩道の設置であったり、あるいは信号機の設置、ガードレールの設置というのは、学校だけでできるものではないです。警察、道路管理者と連携してい

く部分でありますので、それはそれでまた担当部署でしっかり改善を図っていただきますが、基本的には学校でできる範囲の中で、今申しましたように通学路を変更するとか、見守り活動を強化することで、一定安全は確保されているというふうに理解をしております。

【饗庭委員】ぜひ今後も安全を確認しながら、なぜか子どもたちの列に車が突っ込んでいくみたいな事件が結構あっておりますので、そういうことがないようにお願いしたいと思います。

もう一点、障害者雇用についてお伺いしたいと思います。

県の教育委員会で障害者雇用率が法定雇用率を下回っているということで、ここ何年間ずっと下回っているような気がするんですけども、ここ何年間の推移と、その要因としてはどんなことが考えられるのか、教えてください。

【桑宮総務課長】現在、障害者雇用率、毎年6月1日現在の数値を把握して公表しているところですが、本年の6月現在の数値が2.10%、それから令和3年が2.12%、その前の令和2年が2.07%ということで、2.1%前後で推移をしている状況であります。

なかなか今まで障害者雇用率の目標値自体を達成したことはございません。

【饗庭委員】その要因もお伺いしたいんですが、お願いします。

【桑宮総務課長】その大きな要因としては、やはり職員数の約9割を教員が占めておりますが、その教員の採用がなかなか進まないということがあります。

県としましては、これまでも採用試験の年齢制限を引き上げたり、受験時には障害特性に応じて配慮をするという受験しやすい環境づくりというのをやってきたんですが、教員が免許職



でありまして、国の調査によれば、障害を有する学生の教員免許の取得者というのが、年間、全国でも毎年数十名程度しかいないということもお聞きしております。そういった中で、各県、障害者雇用を進める中で長崎県を選んでいただけるとい方がまだ少ないという状況でありますので、引き続き、できるだけ多くの方に受験していただけるような取組というのを進めていく必要があると考えております。

【饗庭委員】ぜひ、県としても法定雇用率に達するようにしていただきたいと思うんですね。

その中でもう一点だけ、会計年度任用職員の雇用というのがあるんですけども、この部分に関しては何%とか、個別に出ているところがありますでしょうか。

【桑宮総務課長】障害者雇用率自体は、トータルで数字を出しておりますので、パーセンテージ等の数値はございませんが、会計年度任用職員については、各学校の業務補助ですとか、あるいは本庁及び特別支援学校にワークサポートオフィス、ワークサポートグループという知的障害者の方を対象にしたオフィスを設置しまして、その中で知的障害のある方の雇用及び訓練をやっているところです。

人数で申し上げますと、現在、障害者を雇用している実数が160名なんですけれども、そのうち47名が会計年度任用職員となっております。

【饗庭委員】この会計年度任用職員を増やしていただいてもいいかと思えますし、障害のある方が働きやすいところで、ぜひ県の中でもいろんな形で働ける場所をつくっていただければというふうに思います。

以上で終わります。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

【松本委員】教職員不祥事に関連して、また質問いたします。

昨年度から本年度にかけて、不祥事の中でも教員・講師の逮捕案件が複数回上がっています。それが1回ではなくて、再逮捕とか、再々逮捕とかですね。まず、その状況についてお尋ねいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】まず、令和3年度の逮捕件数についてですが、令和3年度は0件でございました。

令和4年度の逮捕件数は、教員が3名、6件ございます。

【松本委員】説明資料にも書いてありますが、中学生に対して買春をしたということ、これが佐世保で令和3年10月、令和3年7月と9月に2件、諫早で3件、令和4年8月に長崎で民家に侵入、また追加で今日出ているのに、その方がまた7月に16歳にわいせつ行為をしたということで逮捕されているわけです。

やはり体罰はもちろんあってはならないんですけども、中学校の教員が中学生を買春したと。そしたら、生徒にしてみたら、自分が教わっている先生が自分と同じ年頃の子を買春して逮捕されたというのは、かなりの衝撃になると思うし、やはり思春期の子どもたちにとって、親以外で一番関わりがあるのは教員だと思うんですね。

今、なり手不足が深刻化する中で、教員を見て教員になりたいと思う方もいる中で、このような逮捕案件はニュースにも出ますから、大変大きな影響がありますし、当然保護者の方にとっても衝撃になります。社会に与える影響というのが大変大きいと思うので、もちろんその方はもう逮捕されたので、しっかりと対応、懲戒免職にもなっていますが、その後のことですね、

やはりその方の担当していた生徒や保護者に対してのフォローというのをしっかりしていかないと、その方々のこれからの人生にも影響してくると思うんですが、そちらの対応はどのようにされているのか、お尋ねします。

【谷口義務教育課人事管理監】逮捕事案が発生した場合は、子どもたちへの影響、または保護者への影響、多大なものがあることが想定されますので、迅速に対応することがまずは大切だと思っております。

そこで、学校及び市町の教育委員会が行うものとしましては、まずは事案発生後の保護者会を開催する。全校集会等で児童生徒向けに事案についての発達段階に応じた説明を行っていく。民生委員、主任指導員、育成協等関係者への説明。そして、児童生徒へのアンケートの実施や、またはスクールカウンセラー等による個別の相談を実施して心のケアを図っていく。主にこのようなものをやっていきます。

県としましては、当然その者が欠員ということになりますので、速やかな人的な措置を行っていくということでございます。

【松本委員】やはりそこに対しては、特に心理的な面も大きいと思いますので、スクールカウンセラーもそうですし、保護者の皆様に対しての説明ですね、そこもしっかりやっていただきたいと思います。

関連してですけれども、もう一つ衝撃だったのが、今度は高校生の方が盗撮で逮捕されたという案件もまた出ています。この状況についてお尋ねをいたします。

【大川児童生徒支援課長】報道でもありましたとおり、県内男子高校生が、令和4年7月に教室でスマホを用いまして盗撮等を行った疑いで、9月20日に県迷惑行為等防止条例違反で逮捕さ

れるという事案が発生いたしました。

県教育委員会としては、学校が安心・安全でなければならない中で本事案が発生したことを大変重く受け止め、まずは本課から職員を1名派遣いたしまして、被害生徒のプライバシー保護、そして心のケアを最優先に考えながら、学校が被害生徒及びその保護者に寄り添って対応できますよう支援してまいりました。

また、当該学年の生徒につきましては、翌々日、9月22日に学年集会を開きまして、状況の説明、それからいろんな留意事項等の説明を行っております。

また、連休明けの9月26日に保護者会を開催いたしまして、校長から事案等の説明を行いまして、理解を求めたところでございます。

現在も、警察と連携しながら支援を行ってまいっております。

【松本委員】今回、この件が大きいのは、結局、高校は、学校によっても違いますが、スマートフォンを持ち込んでいい学校もあります。ということは、その高校生はスマートフォンで教室にそれを仕込んで盗撮したということですが、また、そういうことが実際に起こった場合、今後もこういうことがあり得るんじゃないかという、やっぱり不信感というか、心配の声というのが上がってきているんですね。ですから、スマートフォンに関しての扱い方というのももちろん必要になってくると思いますし、今後、また類似したような行為が行われないように、こちらに関しても再発防止というか、そういうものをしっかりしていくべきだと思うんですが、スマートフォンの取扱い方も含めて、どのようにお考えでしょうか。

【大川児童生徒支援課長】現在、県立学校においては、スマートフォンの取扱いについては、

原則持ち込み禁止としておりますが、それぞれ家庭の事情に応じて、学校と保護者、本人とが協議しまして必要に応じて認めているという形になっております。

今後、再発防止については、警察、特にスクールサポーター、あるいは所管の警察の生活安全課と連携しながら、特にスマホを利用した悪意のある行為、あるいは軽はずみな行為そのものが重大な犯罪につながるんだということを子どもたちに十分に認識させるということが、まず必要かと思っております。自らの行動に責任を持った規範意識の一層の向上を図る指導を、まずは徹底してまいりたいと。

併せて、スマホ使用に係る写真、あるいは動画の取扱いについては、再三注意をしているところですが、再度注意喚起を図りまして、情報モラルの教育を一層徹底してまいりたいと。

明日、秋の校長会、公立・私立の校長先生が集まる校長会がございます。10月17日には、教頭・副校長会がございますので、公私問わず、改めてこの2点をしっかり、校長、管理職の方に伝えて指導してまいりたいと考えております。

【松本委員】この盗撮案件の発見は、よく聞くと動画投稿サイトに出ていたことがきっかけだと。つまり誰でも軽はずみに、動画はもちろん投稿できますし、そのモラルの感覚というものがしっかり伝わっていないといけないと思うし、タブレットを支給されているわけだから、実際に授業中にスマホを使う必要性もないと思うんですね。下校する時に返してもらえばいいということですね。その辺の扱い方も、また改めて周知していただきたいと思えます。

次に、先ほどの陳情のところでも質問いたしましたが、西彼杵高校の件ですが、西彼杵高校以外で、県内で再編整備のための協議会を設置し

ている高校は実際にあるのか、お尋ねいたします。

【竹之内県立学校改革推進室長】現在、第三期長崎県立高等学校改革基本方針に基づきまして、募集定員に対しまして著しく入学者が少なくなっているなど、状況を総合的に判断した学校につきまして置いている協議会でございますけれども、午前中の西彼杵高校に加えまして、宇久高校、豊玉高校、上対馬高校、この4校に現在活性化協議会を設置し、その協議を重ねて施行しているという状況でございます。

【松本委員】先ほどの答弁の中に第三期ということで、今、4校ですね、西彼杵高校、宇久高校、上対馬高校、豊玉高校ということでした。

確認ですが、第二期ですね、10年区切りということですが、第二期で実際に統廃合があった学校があるのか、お尋ねをいたします。

【竹之内県立学校改革推進室長】今の第三期の前の第二期の改革基本方針の計画期間が平成23年から令和2年までとなりますが、この10年間は統廃合を行っておりません。第二期の方針では、小規模校をできるだけ維持するという形で行いました。ですので、生徒の減少に対しましては、全日制高校で45学級の減を行って対応したということになります。

【松本委員】西彼杵以外の宇久高校、上対馬高校、豊玉高校は、もう離島の学校になっております。本県は、離島・半島を抱える地理的な要因もあると思いますが、原則として統廃合とあるが、やはり特例措置などをして何とか残す方法というの、特に、離島では学校がなくなると、その島から全員が出ていってしまうと思うんですが、そういった措置は考えていないんでしょうか。

【竹之内県立学校改革推進室長】第三期の基本

方針の中で、いわゆる県立高校全日制の適正な学級規模というのを1学年3～8学級というふうに定めております。ただし、いわゆる1学級下回る、または1学級上回る学校については弾力的に取扱うというふうにもしておりますので、2～9学級というのが適正な規模としております。

ただ、地域性に鑑みまして、1学年1学級の学校も配置を可とする特例措置もございます。例えば、キャンパス校といったような制度を用いまして、いわゆる島地区において、島内の近隣の高校を本校として、教育水準を維持するために教員の乗り入れの授業等といったものが可能なものにつきましてはキャンパス校とし、1学年1学級というのを認めております。

その中で、キャンパス校につきましては、募集定員40人でございますが、20人以上が望ましい人数というふうにしております。

あと、一島一高校でございますが、宇久高校、奈留高校、北松西高校につきましては、募集定員40人でございますが、10人以上が望ましい人数ということにしまして、これも特例的に一学年一学級を認めるという形にいたしております。

【松本委員】今、答弁がありましたとおり、もう40人を切れば全てぱっさりということではなくて、離島に関してはやはりキャンパス校や一島一校という制度を特例措置として認めているということでしたので、そちらに関しては配慮をしていただいて、やはりそうしなければ、余計島から人が、若者が出ていってしまうということになってしまうので、財政的には大変だと思いますが、何とか維持していただきたいと思っております。

陳情の時から話になるんですけども、いづれにしても、県内全体的に、特に普通高校の定員割れというのが続いています。もちろん私

立高校も頑張っているんですけども、やはり公立だからこそできることというのは、私は中・高連携だと思うんですね。公立だからこそ、やっぱり市教委と県教委がしっかり連携して、例えばオープンスクールだけではなくて、部活であったりふるさと教育であったり、やはり地元の高校には地元の先輩が行っているわけだから、やはり中1、中2とか、そういう時期で連携したふるさと教育だったり、地域のことを一緒に共通で学ぶことはできると思うんですね。部活なんかは、特に同じ種目もあるわけですから、そういった形で関わりを持っていただくことで、地元の高校に対しての愛着を持っていただく。どうしてもいい設備とか、スクールバスがあるとか、そういう物理的なものを挙げられてしまうと、なかなか私立と比べてしまえば難しいところがあるかもしれません。ただ、地域は地域なりのやり方というのがあると思うんですね。そこは、教育長もずっと地域を回られて、さっきの島原の話もいい事例だと思うので、そういうところを地道に、一緒になってやっていこうという意識が必要だと思うんですが、次長は高校教育課長もされていて、いろいろ現場もわかると思うので、どのように思われますか、お尋ねします。

【狩野教育次長】私も3～4年前まで島原半島の南端の高校の校長をしておりました。足しげく中学校を回って学校のPRをしてまいりましたし、市教委の方にも足を運びました。その時感じたのが、高校というのは県立、小・中学校は市町立なので、そこは壁があるなというのをとても感じておりました。

そういった中で、4月、先ほど、委員からもありましたけれども、中崎教育長が就任されて、精力的に市町を回られて、首長さんとか、それ

それぞれの教育長さんと意見交換をされています。その中で、首長さんが口々におっしゃるのは、県立というのは敷居が高いと、壁を感じていたということをおっしゃっていましたので、まず、その行政的なアプローチ、地ならしといいますが、それは市町と県の垣根をなくす、バリアフリーでいくということを、まず教育長が確認をされております。

そういった流れの中で、西海市が市内の中学2年生、3年生とその保護者を対象にアンケートをとられました。私どもも拝見したんですけれども、中学2年生、3年生の回答で、実は3校高校があるんですけれども、ほとんど知らないという回答が意外に多かったというのでびっくりしました。高校の校長は、まちを回りながらPRをしているつもりなんでしょうけれども、なかなかそれが響いていないというのを私も実感したところです。

私の経験からも、いかに見える化する形で中学生に訴えかけていくかというのも大事でしょうし、おっしゃったとおり、これは地域性もあるでしょうけれども、部活動であるとか、学びの部分の協働ですね、それも非常に重要かなと思っています。

今、県教委の中ではふるさと教育の中・高をいかにつないでいくかというのを非常に課題認識を持っていますので、そういったところから中・高の連携というのを進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】制度的には、確かに決まっています。40人という枠もありますし、もちろん人口減少というのも大きな課題にはなります。

ただ、そういった厳しい環境の中でも、しっかりやれることはあると思いますので、今後もぜひ、市教委とも連携して取り組んでいただき

たいと思います。

以上です。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】3点ぐらいお尋ねします。

まず、先ほどの饗庭委員の関連なんですけれども、通学路における合同点検の結果ですね。これは、前もらった資料によりますと、県内で通学路の対策が必要な箇所数が、先ほどありましたように868か所、そのうち学校、教育委員会関連が522か所ということで、そのうち510か所は対策済みということなんですけれども、その510か所のうち、一番多い対策種別の実施数というのが、安全教育で466か所というふうになっているんですけれども、先ほど安全教育の中身についての説明がなかったかなと思われましたので、510件中466件が安全教育ということになっていますので、具体的にこういった内容なのか、少し教えていただけますか。

【大川児童生徒支援課長】一番多いのは、地元の所管の警察署の交通課のおまわりさん、あるいは交通指導員の方を招いての児童生徒向けの講話、あるいは実際の横断歩道の渡り方とか、そういったことの実演を踏まえた子ども向けの研修会みたいなことをやっているというのが一番多うございます。

【坂本(浩)委員】それは、それぞれ個別の学校で、例えば体育館に子どもたちを集めてやったりと、そんな感じなんですか。

【大川児童生徒支援課長】今、委員おっしゃったとおり、基本的には学校単位で行われているという形になっております。

【坂本(浩)委員】わかりました。

これが510か所中466か所ということですから、そういうところは、先ほどあったように、例えば通学路の変更だとか、あるいは道路管理

者、警察と連携した補修だとか、そういうのは必要なくて、どういった対策が必要だというふうになったのか、そこら辺はどうなのでしょうが。

【大川児童生徒支援課長】先ほども申しましたように、合同点検の観点というのがございまして、一つは見通しのよい道路とか、幹線道路の抜け道になっているような道路、車がやっぱりスピードを出してきますので、そういった箇所、例えば歩道の拡張工事をするとか、必要に応じて横断歩道の設置をするとか、そういった対策が行われますが、この辺については学校でできることではございませんので、警察や道路管理者の担当箇所ということで、それぞれ対策を考えていただいているという形になります。

それから、過去、事故が起こらなくても、ヒヤリ・ハット事案については、子どもに実際にこういった事例があったということを、安全教育の中で先生方の方から話をしてしっかり伝えていただくということをやっております。

あと、保護者、それから地域の方の見守り活動で、いろんな改善要請があった時には、その都度、学校の方でそれを集約して子どもたちに危険な箇所をしっかりと知らせると、登下校の通行の仕方をしっかりと教え込むということをやっております。

ただ、令和4年度以降実施予定のところ、その他の7件、未実施のところがございますが、これは例えば民家のブロック塀の補修が必要であったり、あるいは集団登校時の待機場所の変更が必要であったりということで、その場合は、特に私有地であったりするケースが多々ございますので、地主さんとの交渉をなさったりして、未定箇所がその他7か所として計上されております。

【坂本(浩)委員】わかりました。この安全教育をしている部分というのが、対策の圧倒的多数と、数字上はそうなっているんですけども、そういうところはなかなか、例えば見通しが悪いところをよくするというのは物理的に無理だとか、あるいは学校周辺では、時折、朝の時間帯ですか、通学の時間帯に、いわゆる一方通行にしたりとか、それも、しかし、その交通事情の中で厳しいという、物理的に厳しいところについて、子どもさんたち、ないしは保護者の皆さんを含めて安全教育を徹底するという対策をとっているという理解でいいんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

次に、これは一般質問との関連なんですけれども、学校給食です。

今回、私どもの同僚の堤委員が、公会計化について質問をいたしました。一定の県内の状況と、それから教育長の答弁があったわけですけども、学校給食については、基本は県立学校以外については各市町の教育委員会が責任を持って対応しているということだろうと思うんです。ただ、そうはいつでも、いわゆる県教委、あるいは各市町の教育委員会として、学校給食の位置づけです。これは単に子どもたちのお昼ご飯ということだけじゃなくて、いわゆる教育の一環といいますか、そういう位置づけがあるんだろうというふうに思います。

そういう意味での公会計化というのは必要だというふうに思いますし、県教委としても各市町の教育委員会に、これは国が示したガイドラインに基づいて導入を図るように引き続き働きかけていきたいと、そういう答弁だったろうと思うんですけども、率直に言って、働きかけを続けているけれども、まだ7市が準備・検討しているということなんですけれども、なかなかそこ

に至らない経過というんですか、そこら辺を率直にどういうふうに捉えられているのか、そこら辺の認識を聞かせていただければと思うんですが。

【松山体育保健課長】学校給食の公会計化でございますけれども、なかなか進まない要因としては、やはり新たなシステムを構築しないといけないと。今までほとんどの学校というのが、給食費については私費会計という形で取り扱ってきております。国の方も先生方の働き方改革、また、会計の透明性という観点から公会計化を進めているわけですけれども、これを外に出していく、また、公会計化していくということに当たっては、やはり新たなシステムを構築していくということが大きな課題ということで、なかなか進まないところがあるように感じております。

【坂本(浩)委員】わかりました。ぜひそこら辺は市町とも連携をしていただいて、できるだけそういった障害を取り除いて環境整備に向けてご努力をいただきたいと思います。

この学校給食の無償化ですけれども、今、県内で全額無償ないしは一部無償というのかな、これは把握されていますよね。

【松山体育保健課長】令和3年度の状況でございますけれども、部分的に無償化というところがございます。例えば、3人目以降を全額補助という形をとっているところもございますし、2人目から半額、または一食当たり幾らか負担をするというようなところが、全部合わせまして5市町ございます。

【坂本(浩)委員】そうですね。私が調べたのは、2子以降の2分の1補助、無償が1市1町で、3子以降無償というのが1市1町というふうなことを把握していたんですが、5市町あるという

ことですね。

多分、これ、いわゆる無償、一部無償含めて、割合的には2割ぐらいということになっていると思いますが、これは各市町の財政といいますか、そこら辺がネックになってなかなか進まないという理解でよろしいんでしょうか。

【松山体育保健課長】まず、学校給食につきましては、学校給食法の中で、設置者は、調理業務に当たる人件費でありますとか、あと設備でありますとか、そういったところを負担し、実際に給食の食材にかかる部分は保護者の負担ということで整理をされておりますので、最終的にそこを無償化するかどうかということにつきましては、やはり市町の判断によることだと思っております。

【坂本(浩)委員】全国的には、私の調べでは、今年の4月1日現在で1,741市町村がありますけれども、この中で無償ないしは一部無償というのが597あります。率にして34.3%ということになっています。こういう数字というのは把握されていますか。

【松山体育保健課長】新聞報道等々で把握しております。

【坂本(浩)委員】わかりました。九州各県でいっても、長崎県内の無償化、一部含めて無償化というのは、大分に次いで下から2番目じゃないかというふうに思いますけれども、九州で言うと沖縄県とか、お隣の佐賀県だとか、あるいは鹿児島県というのが半数ないしは半数以上ということになっています。そういう他県とか、あるいは市町の全国的な数字、こういうのを見て、例えば長崎県教委としてどういった認識を持たれているのか。あくまでも、先ほどあった学校給食法ですか、それが原則ですよというふうになるのか。あるいはしたいんですけれども、

財政的になかなかですねということになるのか、そこら辺の認識を教えてください。

【松山体育保健課長】やはり学校給食につきましては学校給食法で定めている内容が基本になるかというふうに思っております。

仮にですけれども、令和3年度時点で全部を無償化する場合には、約46億円のお金がかかるというふうになってまいりますので、やはり財政的なものを考えますと、なかなか厳しいのではないかと考えております。

【坂本(浩)委員】学校の予算ですね、これは大もとの的には国になるかと思えます。例えば高校の無償化だとか、そういうのは国の方で制度を決めて、順次進んできたなというふうに思っています。

冒頭申し上げましたように、学校給食についてもそうした教育の一環という位置づけであれば、やはり将来的には無償化という方向になっていくべきじゃないかと私は思っています。

今でももちろん各市町で、例えば非課税世帯だとか、低所得世帯への補助とか、そういうのはあっておりますけれども、結構、一旦払った上で教育支援を受けるということになっているみたいですので、そういう意味でいくと、先ほどの公会計化も無償化ということになってくると必要ないシステム、あるいは作業じゃないかと思えますので、私としては、ぜひ前向きに、この学校給食の無償化についても、今、財政上の金額を出されましたので、多分なったらこういうふうにかかるとか、いろいろ対応は考えられているんだろうと思えますけれども、ぜひ前向きな取組をお願いしたいと思います。

以上です。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【久保田委員】お疲れさまです。これまで、一

般質問において、教員のなり手不足だとか、教員の魅力発信ということで質問させていただいたんですが、議場でのやり取りはどうしても抽象的になってしまうものですから、具体的に知りたいと思うので2点お伺いしたいんです。

小学校教員の倍率が低いということですが、広い意味で言うと公務員になるわけで、例えば県の職員とか、長崎市の職員とか、警察とか、消防とか、ちょっと私が調べたら4倍から5倍の倍率があって、小学校の教員だけ1.2倍とか、極端に少ないんですが、その低い理由を長時間労働ということによく言われるんですが、本当は別にまた理由があるんじゃないかと私は思うんですね。長時間労働がもちろん主な理由かもしれませんが、それ以外に何か理由があるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの分析をどのようにされているのかお尋ねします。

【谷口義務教育課人事管理監】確かにほかの公務員の場合は4倍から5倍あるということですが、小学校においては特に1.3倍と、とても低い倍率になっております。

理由としましては、教職のブラックというイメージ、これが広がり、他業種に流れているというのは確かにあると思います。

それ以外に大量退職に伴って大量の採用をしておりますので、それだけ人が要ることになります。労働人口が減少している中で、教職を選んでくれる方はおられるんですけれども、それでも足りないという状況が現状ではないかと思っております。

【久保田委員】わかりました。

例えばこういうことはないですか。PTAとか親御さんとのやり取りで、結構それで疲れてしまうとか、あるいは指導方法でちょっと間違っただけで、すぐSNS等で発信されてしまう



という、昔、我々が小さい時はそういうことはなかったんですけれども、今はちょっとしたことで、すぐSNSで発信されたり、PTAとのやり取りが面倒だとか、そういうことも倍率低下の要因ではないのか、どのように受け止めておられるのか、お尋ねします。

【谷口義務教育課人事管理監】多様化の時代ですから、いろいろなものの考え方をされる保護者の方、当然おられます。そういったところで直接保護者から教員に相談をする件数というのでも確かに増えているのかなと思っています。その対応で苦慮して、確かにお休みになるという先生方もおられるわけですけれども、そういったところが教職のブラックというイメージにもつながっているのかなと思いますが、それほど多くはないというふうには捉えております。

【久保田委員】わかりました。確かにブラックという表現が最近多いので、どっちかということが大変だということだと思うんですが、それ以上に教員の魅力というものはあると思うんですね。私の知人でも子どもの成長を見るのが好きだとか、部活動を教えるのが好きだとか、そうやって教員の魅力というものの発信がちょっと足りないんじゃないかなと。大変なんだけれども、こういうやりがいがあるんですよというような魅力の発信の方法というのを真剣に、今も取り組んでおられると思うんですが、どういうふうな取組を今後行おうと思っているのかお尋ねをいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】先ほどのお話に戻らせてもらいますと、倍率の低さから確かに教職を志望している者が減っているのが原因ではないかとおっしゃるのもわかるんですが、しかしながら、採用試験というのは、倍率が低いとしても採用のレベルに達していない者は合格

できませんし、現在、就職市場はどの業種も人手不足で売り手市場ですので、そのような中で教員を志望するということは、学校教育に対して高い志を持っている方が受験をしてくださっていると思っております。

県教委としては、このような時代に教員としての資質・能力の向上を期待できる者を採用しておりますので、あとは新たな教員となった方をどのように育てていくか、研修をしっかりと積んでいくことが大切であると思っております。

そういった新たに教員になった方々に対してのフォローアップ、そういったものもしっかりとアピールしながら、また教職の魅力、頑張る先生であるとか、特色のある教育をやっている学校であるとか、そういったものに光を当てて、SNS等を活用しながら、戦略的に魅力を発信していければと思っているところでございます。

【久保田委員】私が聞いたかったのは、後半の魅力発信の答弁いただいたところで、手法とすれば、例えばYouTubeとか、そういうことでよろしいんですか。できるだけ限られた予算の中で魅力を発信しないといけないので、あまりにも多額の予算はかけられないと思うのですが、どういう手法を考えておられるのか、お尋ねします。

【加藤義務教育課長】若い世代に働きかけていくには、YouTubeはじめSNSというのは大変有効な方法だと思っております。

それをいかに、その内容を工夫しながら提供していくか、若い世代にとってYouTubeも含めてSNSの活用というのは有効なものだというふうに考えておりますので、その内容を検討しながら、積極的な魅力の発信というのを進めていきたいというふうに思っております。

【久保田委員】最後の質問にしたいと思います

けれども、YouTube等で発信するということが、  
なんですが、実際の教員の方に出てもらうとか、  
そういうことは考えていますか。

【加藤義務教育課長】実際にそのようなことも  
含めながら、私どもといたしましては、子ども  
たちの声なども拾いながら、様々な工夫をして  
いきたいというふうに思っております。

【久保田委員】ありがとうございます。

ぜひいろんな工夫と知恵を教育委員会の皆さん  
で出し合っていていただいて、何とか、さっき倍  
率ではないと、質が問題だというのはもちろん  
私もわかっているんですけども、どうしても  
そういう悪いイメージだけが先行していくのも  
私も残念であるので、いいイメージを売って  
いただくようお願いして終わります。

【下条委員長】一旦休憩いたします。

-----  
午後 2時24分 休憩

-----  
午後 2時24分 再開  
-----

【下条委員長】再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、  
それでは、教育委員会関係の審査結果について  
整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時25分 休憩

-----  
午後 2時25分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして教育委員会関係の審査を終  
了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10  
時から委員会を再開し、福祉保健部関係の審査  
を行います。

教育委員会の理事者の皆様におかれましては、  
大変お疲れさまでした。

-----  
午後 2時26分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月29日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時 2分  
於 委員会室 2

感染症対策室企画監 (宿泊自宅療養・検疫体制担当)	本土 靖 君
感染症対策室企画監 (ワクチン接種担当)	林田 直浩 君
医療人材対策室長	峰松 妙佳 君
薬務行政室長	斉宮 広知 君
国保・健康増進課長	川内野寿美子君
国保・健康増進課医療監 (健康づくり担当)	宗 陽子 君
長寿社会課長	尾崎 正英 君
長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)	山口 香織 君
障害福祉課長	吉田 稔 君
原爆被爆者援護課長	犬塚 尚志 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	下条 博文 君
副委員長（副会長）	山口 経正 君
委 員	外間 雅広 君
"	前田 哲也 君
"	松本 洋介 君
"	坂本 浩 君
"	大場 博文 君
"	宮本 法広 君
"	饗庭 敦子 君
"	久保田将誠 君
"	鵜瀬 和博 君

-----	
こども政策局長	田中紀久美 君
こども未来課長	徳永 憲達 君
こども未来課企画監	村崎 佳代 君
こども家庭課長	平川 顕作 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	寺原 朋裕 君
福祉保健部次長	石田 智久 君
福祉保健部次長	中尾美恵子 君
福祉保健課長	安藝雄一郎 君
福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当)	猿渡 圭子 君
監査指導課長	松尾 実 君
医療政策課長	加藤 一征 君
感染症対策室長	長谷川麻衣子君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【下条委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【下条分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案の説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

初めに、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 福祉保健部の3ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、福祉保健部合計で178億4,222万3,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で194億1,008万7,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、3ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

（保健・医療提供体制の確保、強化等について）

新型コロナウイルス感染症の流行の長期化を踏まえ、引き続き医療提供体制の確保を進めるために、県内8医療圏においてPCR検査等の検体採取をドライブスルー方式で実施する「地域外来・検査センター」の設置・運営や、検査体制のさらなる強化を進めるため、発熱患者等の診察・検査を行う医療機関の設備整備等に要する経費として、3億4,062万7,000円の増、医師が入院の必要がないと判断した軽症者や無症状の方が療養するための宿泊療養施設の確保に要する経費として、39億2,275万5,000円の増、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制の強化のため、重点医療機関等における感染症患者専用病床の確保に要する経費として、127億5,204万7,000円の増、高齢者施設等において、感染症患者が集団発生した場合の施設への医療支援チームの派遣に要する経費として、4,266万円の増、新型コロナウイルス感染症に係る適切な対処方法や受診案内など相談体制の強化充実を図るため、相談窓口業務の外部委託に要する経費として、1億4,971万3,000円の増などを計上しております。

（ワクチン接種体制の確保について）

新型コロナウイルスワクチンについて、市町で対応が困難な専門的相談体制の整備に要する経費として、3,499万1,000円の増を計上いたしております。

このほか、5ページ上段、新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業について、同ページ下段、介護事業者への支援について、及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、6ページ、債務負担行為についての内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】次に、こども政策局長より、予算議案の説明を求めます。

【田中こども政策局長】こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の3ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

歳入予算、歳出予算ともに1,587万1,000円の増となっております。

各科目につきましては、記載のとおりであります。

歳出予算の内容につきましては、児童虐待防止・支援体制強化事業について、市町の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、双方の機能を一体的に有する施設への整備費用の補助に要する経費として、1,587万1,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明

を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、予算決算委員会文教厚生分科会説明資料、横長の資料の11ページ、宿泊療養施設確保事業費39億円について、質問いたします。

まず、宿泊療養施設の、現在、本県における設置状況について、何施設、何部屋あるのか、お尋ねします。

【本土感染症対策室企画監】 現在、宿泊療養施設につきましては、県内全域で16施設で、臨時の医療施設の病床部分を除いて、900室確保いたしております。

【松本委員】 900室確保されているということで、それでは、これまでの中で最大時、一番利用者が多かったとき何部屋必要とされたのかということと、現在の利用状況、ピーク時と現在の利用状況についてお尋ねします。

【本土感染症対策室企画監】 今回の第7波で最大になったんですけれども、最大入所者数が、8月13日に県下全域で380人、使用率42.2%となっております。

現在の状況でございますが、9月27日現在、19時時点でございますが、57人、使用率としては6.3%という状況でございます。

【松本委員】 一時期、やはり宿泊療養施設に入れないという相談もあったりしたんですけれども、今の質疑の中では、既にもう900室あって、ピーク時でも380人利用ということで、現在はもう57人、6.3%ということで落ち着いていると思うんですが、今回、39億円の国からの予算

といえども、大きな金額なんですけど、今後の事業の見通しはどうなっているのか、お尋ねします。

【本土感染症対策室企画監】 今後、第7波を超えるような感染等も考えられますので、現在の宿泊施設の方を維持していくというところが一つございます。

それで、予算的なことでございますけれども、今回の補正予算につきましては、当初予算の方では、国の事業継続が9月末までということに当初なっておりましたので、当初予算の方では、とりあえず9月末まで、半年分の予算を計上させていただいていたところでございます。

今回は3月末まで、今後のこともありますので、3月末までということで半年分の予算を計上させていただいたところでございます。

【松本委員】 つまり1年間分ではなくて、今月末の、9月末までの半年分の予算を前回計上して、今回の補正分は来月10月から来年3月までの分の39億円であって、新たに部屋数を増やすということではないということですね。理解いたしました。

備えあればということで、900確保していれば、今までの過去のピーク時も380ですので、十分に対応し得ると思いますし、来年3月までということですから、しっかり確保していただきたいと思います。

続きまして、こども政策局の横長資料の15ページの、先ほど説明がありました児童虐待防止・支援強化事業ということで、児童虐待に関して今回確認したいのは、地域において子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築というふうに記載がございます。この一元的なマネジメントというのは何の目的でしているのか、お尋ねを

いたします。

【平川こども家庭課長】子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、こちらの一元的なマネジメント体制の構築を目指したもので、今回、補正予算を計上しておりますが、もともと子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援の提供を目的として、母子保健法で規定をされていたものであります。

また、一方、子ども家庭総合支援拠点は、児童福祉法に規定された全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象として、その福祉に関し必要な支援を行うもので、各市町の方にそれぞれ設置をされているものであります。

これを一元化することにより、妊娠初期からリスクのある家庭の、お母さん、子どもさんを把握し、継続的に支援をしていく。それが一体化されることで組織が一つになるため、その支援に関してマネジメントができるようになります。

具体的には、サポートプランみたいなものをつくり、支援をしていくということを想定しております。

【松本委員】今の答弁によると、縦割りといいますが、児童福祉と母子保健とそれぞれで行っていたものを一元化することによって、子育てだけではなく、妊娠から児童虐待に対する対応ができるということですね。わかりました。

効果は非常に大きいと思いますし、産後うつなどの問題も出ております。特に児童虐待に関しては、やっぱり潜在的なものが多い中で、特にコロナで孤立する方が増えている状況の中で、妊娠・出産時期からになると、やはり産婦人科等の理解・協力が必要、役所だけでは立ち入れないところもありますから、そういった連携も

必要だと思うんですが、そちらに対してはどのようにお考えでしょうか。

【平川こども家庭課長】委員ご指摘のとおり、産科医療機関との連携というのは不可欠であるというふうに思っております。現在、妊娠期から、児童虐待予防のための取組といたしまして、産科医療機関が持っている妊娠初期から産後1か月程度までの母子の情報について、市町の保健福祉部門と共有をいたしまして、必要な支援につなぐシステム、「児童虐待ゼロプロジェクト」に取り組んでいるところであります。

また、精神的に大変不安定な状況にある妊産婦に関しましては、精神科医の支援も受けられるような地域におけるネットワークの構築にも努めているところであります。

【松本委員】前も質問したんですけれど、やはりコロナで里帰りができないために、出産の不安を抱える妊婦さんのお話を伺うことがありました。産後うつのお話もそうですが、やはりそういったときに産婦人科と連携して、行政も各市町で取り組んでいることですので、しっかりと連携できる体制をこの予算でやっていただきたいと思います。

以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はございませんか。休憩いたします。

-----  
午前10時11分 休憩

-----  
午前10時12分 再開  
-----

【下条分科会長】分科会を再開いたします。

新型コロナウイルス感染症対策について、補足説明資料がございますけれども、医療政策課の皆さんから、先にご説明をいただきたいと思っております。

説明を求めます。

【長谷川感染症対策室長】新型コロナウイルス感染症の対策について、補足説明の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

1の相談体制につきましては、「受診・相談センター」において、県内全域を対象に土日・祝日を含む24時間体制で相談を受け付けているところであります。

表にお示ししていますように、今年の8月の対応件数は、1日平均約363件と過去最高となりました。また、新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の限定に伴い、一般的な健康相談の対応を強化するため、9月19日からは5回線を加え、従来からの診療・検査医療機関を案内する10回線と合わせ、15回線に対応しております。

2ページをご覧ください。

2の診療・検査体制につきましては、発熱患者等の診療・検査を行う地域の医療機関を診療・検査医療機関として指定をしております。9月14日時点では、590施設の指定をしているところです。

診療・検査医療機関検索MAPにつきましては、発熱患者等が、円滑、迅速に受診できるように、診療、検査を行う医療機関についてマッピングを行い、専用のWebサイトにより公開をしております。

令和4年7月20日から公開をしております、アクセス数は、9月12日時点では約22万9,000回、1日当たり約4,200回となっております。

一日当たりの検査可能件数については、3ページをご覧ください。

8月末現在で、1日約5,700件の検査を実施できる体制を整備しております。9月補正予算を計上しております、今後、約8,000件まで拡充する予定としております。

の地域外来・検査センターにつきましては、

ドライブスルー方式等で検体採取及び検査を集中して実施する拠点として、長崎、佐世保・県北、県央の3医療圏で稼働中であり、その他の医療圏では、診療・検査医療機関での検査に移行し、対応しております。

4ページ目をご覧ください。

の長崎県抗原定性検査キット配布センターにつきましては、診療・検査医療機関等の外来医療の逼迫した状況の対策として、発熱等の有症状者に対し、自宅等で検査ができるよう、抗原定性検査キットの配布をすることとし、配布受け付けを行うセンターを9月2日より開設をしております。

令和4年9月25日時点では、1万1,825キットを配布しているところです。

の長崎県陽性者判断センターにつきましては、配布した検査キットや薬局等で行われている無料検査などで陽性となった方が、症状が軽く重症化リスクがない場合には、医療機関を受診しなくても速やかに療養を開始できるよう、陽性判断を行うセンターとしまして、同じく9月2日から開設をしております。

令和4年9月26日時点では、陽性判定数は、延べ2,320人となっております。

の休日等外来診療医療機関支援事業につきましては、休日の外来診療の逼迫を緩和するため、県の要請により土日・祝日等の休診日において、発熱外来診療を行う医療機関等に対しまして協力金を交付し、対応医療機関の増加を図るものであります。

対象日は、令和4年9月13日から年度末までの68日間、県内30か所を想定しております。

3、医療提供体制についてです。

5ページをご覧ください。

(1)の自宅・宿泊療養施設での療養体制の強



化についてですが、自宅療養者に対しましては、サポート医による24時間体制での対応や、パルスオキシメーターの貸与による健康観察などを行っているところであります。

自宅・宿泊施設での療養者に対しましては、治療薬の投与体制を構築するとともに、酸素投与体制の強化としまして、酸素濃縮器を配置し、宿泊施設等への貸し出しも可能となっております。

健康観察センターの機能拡充についてです。

県の健康観察センターにおいては、県立保健所の担う健康観察の一部を担うとともに、健康観察対象外の重症化リスクの低い自宅療養者からの健康状態の相談対応や、必要な支援につなげる相談窓口機能を担っております。健康観察の重点化や発生届の限定化などの体制の移行に伴いまして、記載のとおり機能拡充を行っているところであります。

6ページをご覧ください。

宿泊療養施設に関しましては、全ての医療圏において宿泊療養施設を確保しておりまして、16施設、920室となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

(2)の確保病床での確実な受入れの促進につきましては、入院を必要とする場合の病床の確保状況につきましては、緊急時の最大確保病床として、現時点では721床を確保しているところであります。

8ページ目をご覧ください。

(3)の感染ピーク時の医療体制としまして、病床が逼迫する緊急時には、長崎と佐世保地区の宿泊の療養施設内に、県が臨時の医療施設を設置するとともに、長崎CovMATとして登録いただいた医師、看護師による医療人材の応援体制を構築しております。

臨時の医療施設の開所状況としまして、第7波の感染拡大の状況を踏まえまして、長崎地区の臨時の診療所を8月3日から9月末までの予定で開所しております。有床の診療所として、入院ベッド10床で対応しているところであります。

また、佐世保地区においても、8月23日から9月25日までは毎日開所、また、26日から10月10日までは、水・土日・祝日の午後のみに対応ということで予定をしております。こちらは無床の日帰り入院としまして、点滴等の処置ベッド4床で対応しているところであります。

(4)の感染拡大に対応した保健所体制の強化につきましては、感染拡大の段階に応じて、他部署からの応援職員を確保するなど、保健所体制の強化を行うための計画を策定しまして、全庁的な応援体制を構築するとともに、保健所業務の効率化を推進しております。

続きまして、高齢者施設等への医療支援体制の強化につきましては、高齢者施設内で療養する場合の医療提供については、配置医師やかかりつけ医等での対応が難しい場合の対応として、県医師会や各郡市医師会のご協力のもと、61医療機関と往診・派遣などの協力体制を整備いたしました。

9ページをご覧ください。

後遺症にかかる診療体制につきましては、かかりつけ医や最寄りの医療機関を一次医療機関と位置づけるとともに、より専門性の高い診療が必要となる場合に備えまして、各医療圏に二次医療の外来医療機関を設置したほか、長崎大学病院に、三次医療機関として役割を担っていただくなど、この体制整備を図っております。

4、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

9ページ目をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、9月11日時点の接種状況を記載しております。

まず、(1)の初回接種につきましては、2回までの接種を終えられた方の割合は、全人口に対して81.3%。65歳以上の高齢者に対しては94.3%、また5歳から11歳の小児については20.3%の接種率となっております。

(2)の追加接種、3回目につきましては、全人口に対して68.6%、高齢者に対しては90.8%の接種率となっております。

追加接種4回目につきましては、現時点での接種対象者は、資料のとおりとなっております。

接種率につきましては、全人口に対する接種率は27.8%、接種対象となっている60歳以上では61.4%となっております。

県新型コロナワクチン接種センターでございますが、これまでの実績については、資料に記載のとおりとなっております。

なお、9月下旬から接種が開始されましたオミクロン株対応ワクチンの接種を促進するため、11月をめぐりに県の接種センターを設置する方向で、現在調整を行っているところです。

接種促進に向けた取組としましては、高齢者施設等に対して早期接種を働きかけるほか、テレビCMやイベント会場等において啓発動画の放映など、呼びかけなどを行っております。

オミクロン株ワクチンに係るスケジュールにつきましては、9月19日の週から市町へワクチン配送が始まっているところであり、ワクチン到着後、市町において、まずは4回目の未接種者を対象として順次接種が開始されております。

また、10月半ば以降、12歳以上で初回接種から5か月経過した方に接種対象者が拡大される見込みとなっております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策についての説明を終わります。

よろしくご審議をお願いします。

【下条分科会長】 ありがとうございました。

引き続き、予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございました。今の説明を含めて、理解が少し進んだかなと思いますけど、2~3点、お伺いします。

一つは、生活困窮者自立支援金の支給事業ということで、補正予算が890万円ほどついておりますけれども、これについては、もともと当初予算で今年の4月から、これは4月から6月までだったですかね、3か月分だったかな。その後の9月末までの分というふうな理解でよかったですかね。そこら辺を、中身を教えてください。申請期間の延長に伴う増額となっているんですけど。

【猿渡福祉保健課企画監】 自立支援金の予算についてですが、当初予算は、委員ご指摘のとおり、支給期間が令和4年6月末までということで計上させていただいております。

その後、申請期間が段階的に延長されまして、4月26日の時点で8月末まで。現在は、12月末まで延長されておりますが、今回の補正予算につきましては、9月末までの申請期間に対応する予算として計上させていただいております。

【坂本(浩)委員】 申請期間が9月末まで延長ということなんですけれども、支給期間が3か月というようなことで、実質的には、支給期間が3か月ということになると、12月ぐらいまでの予算措置ということになるわけですね、国が延長したということに伴ってですね。確認させてください。

【猿渡福祉保健課企画監】 今回の補正予算につ

きましては、申請期間が9月末までの時点、支給期間が12月末の必要となる予算を計上しております。

【坂本(浩)委員】これまでの実績というんですかね、もともと当初予算で1,800万円ぐらいを計上していて、今回、890万円ということですから、今の延長に伴う単純なプラスではないんじゃないかなというふうな気がしたものですから、これまでの実績というんですかね、今年度の、わかりますか。

【猿渡福祉保健課企画監】県が所管します小値賀町を除く7町分の予算を計上しておりますが、7町の今年度の実績でございますが、決定が42件、予算にして1,074万円が8月末時点の実績となっております。

【坂本(浩)委員】 そうしたら、これは当初予算の範囲の中できちんと支給できているというふうな理解でいいですね。それを、さらに国が延長したということに伴って補正をつけたというふうな理解でいいですね。はい、了解しました。

それから、先ほど感染症対策の説明がありました。これはちょっとわかりにくいというのが、地域外来・検査センターとか、受診・相談センターだとか、今回、先議で陽性者判断センターとかしました。ちょっと意識してなかったんですが、当初予算には健康観察センターというのが措置をされていて、拡充をする。今回、陽性者判断センター、見直しに伴って拡充をするというふうなことなんですけれども、地域外来・検査センターについては、恐らくこれは上期の部分、それに今回は、いわゆる下半期の部分ということで予算措置を結構されていると思うんですよね。この地域外来・検査センターについては、上期で約2,900万円、下期が2,200万円ということで、1年のうちの上期、下期かなという

ふうに理解できるんですけども、受診・相談センターですけれども、これが上期は3,300万円に、それにあと、長崎と佐世保、中核市への補助ということで2,300万円、合計5,600万円ぐらい当初予算でしているんですけども、これが今回の補正では、1億2,700万円と長崎と佐世保、中核市への補助ということで、これは変わらない、2,300万円ということなんですけど、この額がかなり大きいなというふうなことを思ったものですから、下期というと大体10月からの予算措置ということになりますよね。あえて同じ額じゃなくて、多分、単純計算でいくと4倍ぐらいかなというふうに思うんですけども、そこら辺の理由といたしますか、この受診・相談センターというのが、特別、下期についてはこういうふうにやっていくというのがあれば、教えてもらいたいんですけど。先ほどの説明では、そこまでなかったかなと思ったものですから。

【本土感染症対策室企画監】相談窓口設置事業で、この受診・相談センターというのを設置いたしておりますが、ここは専門性の高い看護職員により電話対応を行っているというセンターでございます。

当初予算で5,600万円ほど、9月までということで予算を組んでおりますが、本年度に入りまして、第6波・7波で相談件数が結構増えてきております。それで、当初3回線でやっておりましたが、9月までの当初予算の中で動ける範囲で回線数を増やしております。今、最大で15回線まで増やしておりますが、今後、その15回線が続くということで、3月末までの予算を計上させていただいているところでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。要するに、当初予算で組んでいた分ではとても足りなかったという意味で、単純に年度を2つに割った予算

措置じゃなくて、前期にそれぐらい増やしたということに対する今回の補正というふうな理解ですね。

すみません、電話回線を15回線に増やすと、こんなにお金がかかるんでしょうか。ほかにもあると思うんですけど。4倍ぐらいになっているものでね。

【本土感染症対策室企画監】回線に伴いまして看護師さんの数を増やすということになりますので、人件費がかかってくるということでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。人件費ですね、そうですね。当然回線を増やせば、窓口に当たる人を増やさないといかんということでのその分ということですね。了解をいたしました。

以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】まず確認ですけれども、横型の資料を見ていますけど、これは、じゃ、今回上がっているのは、全部半年分という理解をしていますか。

例えば宿泊療養施設39億円というのは、これは後期半年分だと思っただけけれど、12ページも13ページも、これは全て半年分という受け止め方をすればいいんですか。

【本土感染症対策室企画監】ほとんどが10月以降の半年分でございますが、一番最後に入院・外来・検査機関連備整備費というのがございませぬけれども、これは当初予算では組んでおりませぬ。（「何ページ？」と呼ぶ者あり）12ページです。

これにつきましては、感染症の検査体制の拡充ということで、診察とか検査を行う医療機関にPCR用の検査キットを整備させていただくという予算でございます。

【前田委員】そうしたら、11ページの宿泊療養施設確保事業費は、これはさっき説明があったように16か所、920部屋ということですか。16施設が今稼働しているということですが、施設ごとに支払う金額が、部屋の室料掛ける稼働日数で出していると思うんですけども、16施設それぞれ単価がかなり差があるというふうな理解をしているんですが、これについては、何か是正するというような考え方はないんですか。単価の安いところと高いところをまず教えてください。

【本土感染症対策室企画監】まず、単価が一番安いところが、県南地区の1か所です。一番高いのが、県央の約1万3,000円が1か所です。県南は4,000円です。

【前田委員】今お話しがあったように、いわゆる一般的に言われているホテルが、善意の中で手を挙げていただいて指定されているというのは理解をします。

ただ、今言ったように、非常に単価に差があるということは、私自身は少しどうなのかなという思いがあって、そこはやっぱり長崎県のルールとして、統一した単価でお願いすべきじゃないのかなというふうに思っております。

同じ業界の中からも、こういう言い方は大変失礼ですけれども、手を挙げて、プロパー並みの高い料金を取って、年間に直せば何億円という金額になるんですね。そう考えたときに、普通の旅館・ホテル業をやるよりは実入りがいいというか、安定した収入源になっているということで、非常にそこに対しての違和感も少し感じるというような声も業界から出ているんですけども、そういうことを含めてどのように考えておられるのか、ご答弁いただきたいと思っております。

【本土感染症対策室企画監】宿泊施設の借りにつきましては、やはりホテル側様の善意ということで、単価の方も交渉しながら設定させていただいているところでございます。

確かに単価に差がございますが、私どもとしては、やはり県民の皆様様の安心を確保するという意味で宿泊施設の方を確保させていただいているところでございます。

そういった単価の交渉ができるかどうかにつきましては、また、借上げをしております施設の皆様ともお話しさせていただきたいと考えております。

【前田委員】これ以上言いませんけれども、室料だけではなくて、ホテルによっては、当然不随しているレストランとかがある中で、そこも当然営業を停止するわけですから、その補償料も含めてお支払いしていると思うんですが、やっぱり私たち議会から見たときに、そこに差があまりにもあり過ぎるとするのは、少し違和感を感じますので、ぜひ、実態も確認しながら、他県の調査もさせていただいて、少しまだ長引くということであれば検討してほしいということを要望しておきたいと思えます。

その上で、直接予算には絡まないんですが、この宿泊療養施設に入られる方は、今までは保健所とかの仲介で、どこか指定されて入っていたじゃないですか。今回、全数把握をやめていく中で、無症状の方とかは病院にかからない、保健所に関わらないと思うんですけれども、そういう方はどうやって宿泊療養施設に入るんですか。

【本土感染症対策室企画監】軽症の方で医療機関で発生届が必要ない方とか、あとは、陽性判断センターの方で判定をされた方、そういった方たちにつきましては、医療機関には健康観察

センターのチラシというのをお配りしていただき、判断センターの方からはメール等で健康観察センターの案内をしています。宿泊施設の要望がある場合は、健康観察センターの方に連絡をいただくようにしております。

宿泊施設に入りたいという要望がございましたら、保健所の方につなぎまして、最終的には保健所の方で調整して入所していただくというふうな流れになっています。

【前田委員】くれぐれも自宅療養じゃなくて、希望する方は宿泊療養施設に、無症状の方でも入れていたという認識をしているんですけども、今後は病院を介さないという方も、健康観察センターで一旦受けて、そこを保健所に流して調整してもらうということで、今はもう既にスタートしていますけれども、今のところそういうトラブルというか、困ったような状況にはないという理解をさせていただいていいですか。

【本土感染症対策室企画監】今のところは、そういった苦情等の相談もございませんので、順調に進んでいるものと考えております。

【前田委員】続きまして、12ページの相談窓口設置事業費1億4,900万円ですけれども、先ほど坂本(浩)委員の方からも質問があっていましたが、この予算額というのは、何の分に対する半年分なのか、どの相談窓口のことを言っているんですか。すみません、ちょっとよくわからないので。

【本土感染症対策室企画監】この分は、先ほどの補足説明資料の1ページ目の相談体制ということで、15回線で現在対応しているというところでございます。

【前田委員】そうしたら、補足説明資料の中の説明の中で、健康観察センターの機能拡充というところも説明いただきましたけれども、この

分の予算というのはどこに上がっているんですか。

【本土感染症対策室企画監】健康観察センターにつきましては、自宅療養の支援ということで、予算的には宿泊施設確保事業費の中に宿泊施設と自宅療養の予算を組んでおりますので、その中に計上させていただいているということでございます。

【前田委員】先ほどの質問同様、私も健康観察センターが先議で上がったときに、どうして予算が上がってないのかなと思っていたんですが、当初予算で上げられていたということですので、改めて健康観察センターに絞った形での予算措置とその体制や内容等について、少しご説明をいただきたいと思います。

【下条分科会長】休憩します。

-----  
午前10時45分 休憩

-----  
午前10時45分 再開  
-----

【下条分科会長】分科会を再開いたします。

【前田委員】改めて、13ページのDMAT・CovMAT等派遣経費ということで4,266万円上がっていますが、これも半年分という認識をしていますけれども、前期の分の派遣の実績等について、少しご報告いただきたいと思います。

【長谷川感染症対策室長】お答えします。

DMAT・CovMATの派遣実績につきましては、R4年度になってからは、クラスター派遣として7か所、看護師延べ39名、医師11名の派遣をしております。また、臨時の医療施設につきまして看護師7名、医師124名の派遣をしております。

その他、DMATに関しましては、長崎市保健所の単位調整の支援ということで派遣をいたしまして、医師17名、看護師1名の派遣実績がご

ざいます。

【前田委員】全数把握をやめるという話の中で、当然これは高齢者施設ですから、常時数字というのは上がってくると思うんですが、今後、全数把握をやめたことによって、高齢者施設等で集団感染が気づかれにくいというような状況にはならないんですかね。ちょっとそこだけ。

【長谷川感染症対策室長】65歳の感染者にしましては、引き続き発生届の対象となっておりますので、発生について保健所の方も把握し、どこで感染が出たのかといった調査の結果、クラスターというのは把握できるものと考えております。

【前田委員】こども政策局の方で、今回予算が計上されていますけれども、市町の子育て世代包括支援センター並びに子ども家庭総合支援拠点というのは、現況、県内にはどんな配置状況になっているんですか。そこだけ教えてください。

【平川こども家庭課長】子育て世代包括支援センターにつきましては、現在、全市町、21市町に設置が済みしております。

また、子ども家庭総合支援拠点につきましては、令和5年4月までに21市町に全て設置がされる予定でございます。

【前田委員】子育て世代包括支援センターは21市町ということですが、多分、今の設置状況は、市町でかなりばらつきがあるという認識をしているんですけれども、そういうことはないんですか。

【平川こども家庭課長】体制の大小など、そういったところの違いはあるかと思いますが、その機能自体は備えたものとして21市町にあるものと理解しております。

【前田委員】ということは、今回こういった予

算も一元的なマネジメント方式ということで聞いていますけれども、県としては、今、市町との連携の中で包括支援センター、こういう児童虐待に向けてのスキームとかはしっかりとやれているという理解、それとも、市町において少し強弱があるというような理解をされているんですかね。

【平川こども家庭課長】本年の児童福祉法の改正により、今回の補正予算で上げております子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の統合を、進めていくことで、さらに虐待の早期発見・予防に努めていきたいと思っていますところでありませう。

【下条分科会長】ほかに質疑はございませうか。

【宮本委員】おはようございませう。質問をさせていただきます。

理解を深めるために質問いたします。今までの様々な質疑で大分理解はできておりますが、まず、福祉保健部から、これは教えてください。部長説明資料の4ページ、そして横長で言いますと11ページになりますが、ワクチン接種体制の確保、これの約3,500万円の増ですが、新型コロナウイルスワクチンについて、市町で対応が困難な専門的相談体制の整備に要する経費、これは予防接種費として上げられていますが、これについてもうちちょっと詳しく教えてくださいませうか。

【林田感染症対策室企画監】ワクチン接種の市町で対応が困難な専門的相談体制といたしましては、ワクチン接種後の副反応に関する相談窓口としまして、県新型コロナワクチンコールセンターというものと、小児接種に限定しました全般的な相談窓口として、検診型コロナ小児ワクチン接種相談センターというものを設置しております、これの10月から来年3月までの半

年分の経費ということでございませう。

【宮本委員】もう一回確認ですけど、これは各市町、21市町でもこの相談体制というのは整備されているという理解でよかったですよね。

【林田感染症対策室企画監】各市町におきましては、接種の窓口とか、場所とか、そういうところの相談は受け付けておりますけれども、こういう専門的な副反応に対する窓口というのは設けていないというふうに認識しております。

【宮本委員】県で設けているということですね。わかりました。

これは、そうしたら、先ほど様々議論がされている相談体制、その上の1億4,900万円の分、これとはまた別で、この分は相談体制としての分になるので別と、この1億4,900万円の分は受診・相談センターの分で、私が今質問している3,500万円の分はワクチンに対する相談体制という理解でよろしかったですか。もう一回確認をさせてください。

【林田感染症対策室企画監】今回の補正予算額3,499万1,000円につきましては、ワクチン接種に関する相談窓口ということですね。

【宮本委員】ありがとうございます。

今後また、オミクロン株に特化したワクチンが始まりまして、また、いよいよこういった形でワクチンに対する相談も増えてくるものと思いますので、体制の強化をしていただきたいと思います。これに関連して、ウイルス、ワクチンについて相談というのは結構あっているのでしょうか。どれくらいあって、主な内容がわかれば教えてくださいませうか。

【林田感染症対策室企画監】このセンターにつきましては、接種開始時点の令和3年3月15日から開設をしております、本年9月26日まで約1年半の相談実績が約1万1,008件あっておりま

す。

主な内容としましては、接種後の副反応に関するものでは、発熱があるけど大丈夫かとかそういうふうなご相談が、そのうち7,910件。そのほか、本来、市町で受けるような相談ですが、予約とか接種券の発行等に関するものが1,072件、あと、ワクチンの成分とか取扱いに関するものが119件、その他幾つかありますけれども、そういう状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

ワクチン接種後に重篤になった例というのはないという理解でよろしかったでしょうか。

【林田感染症対策室企画監】 ワクチン接種と直接の因果関係というのは評価できないというはあるんですが、接種後にお亡くなりになったということで報告されている例もございます。

【宮本委員】 それは長崎県内、もちろんそうですね。ということは、ワクチンとは因果関係がないけれども、打った後に死亡されたというのは、ちなみに何件ぐらいあるのか教えてください。

【林田感染症対策室企画監】 制度としまして、副反応じゃないかというふうに疑われるものは医療機関から国の方に報告するという流れがございまして、その報告の内容というのは県の方にバックされているというところで件数が出るんですけども、これまで副反応があったということで報告されたのが523件ございまして、うち接種後に死亡されたという件数が20件ございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。意外に多いですね。因果関係がわからないということで、ワクチンについては、接種後の副反応は、こういう言い方をするとあれですけども、つきものだなとやっぱり思いますので、しっかりと国

としても、今後、そういった因果関係は解明されるものだと思いますが、引き続き相談体制を強化していただければと思います。

それからもう一点、こども政策局、先ほどから松本委員、前田委員からもあっておりますけれども、説明資料の3ページになります。これは、一つだけ確認させていただければと思います。児童虐待防止支援体制強化事業ということで、1,587万円の内訳を具体的に教えてください。

【平川こども家庭課長】 今回の補正予算に計上しておりますのは、五島市における両機関の統合に伴う設備整備に要する経費でありまして、具体的には、相談室、物品保管庫の整備、親子交流スペースのための整備といったもので、経費が1,587万1,000円ということで計上しております。

【宮本委員】 ありがとうございます。今回、五島市ということで確認をいたしました。

児童虐待防止と支援体制強化なので、先ほどもありましたけれども、これは児相とか警察と連携するというのも大事だと思いますが、ここの連携は、今後強化されるのかを確認させていただきます。

【平川こども家庭課長】 従来から、市町の子ども家庭総合支援拠点と児童相談所や警察は、子どもの保護や、支援の面で密接な連携関係がございました。今回の統合において、この関係は当然引き継がれるものと思っております。

また、市町の機関の一体化により、リスクが高い家庭に関しては、妊娠初期から切れ目ない支援を確実に実施することが可能になり、こうした支援が行われることで重篤化するケースが減少するといった効果が期待できるものと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。先ほどか



らも様々ご説明がありましたけれども、妊娠から子育てまでの切れ目ない対応が可能になりますということで、児相、そして警察との連携の強化というのも図られるということでありますが、逆に考えれば、統合することによって複雑にならないのかなという気がするんですが。今まで専門性でしていたものが、統合することによって、一元的になるんでしょうけど、ちょっと煩雑になったりとか、例えば人員の配置の問題であったりとか、そういったものが出てくる可能性があるんじゃないかと思いますが、それについて、県としてどう考えていらっしゃるか、見解があれば教えてください。

【平川子ども家庭課長】まず人員に関しましては、それぞれの機関に配置されていた職員が一つの組織になりますが、煩雑になるといった問題は生じないと思っております。

【下条分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで10分ほど休憩をとります。

11時10分から再開いたします。

-----  
午前10時59分 休憩

-----  
午前11時10分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項の説明も併せて求めます。

それでは、こども政策局長より総括説明を求めます。

【田中こども政策局長】予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案を除く、こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料のこども政策局の3ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第92号議案「長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例」の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第92号議案「長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例」につきましても、民法の成年年齢が引き下げられたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（子どもの医療費について）

子どもの医療費助成制度は、全国全ての自治体において、子育て支援施策の一つとして実施されております。

本県においては、就学前までの子どもに対して、市町が助成する費用の2分の1を県が補助する乳幼児医療費助成制度があり、小中学生に対しては、全ての市町において市町単独での医療費助成制度が行われているところであります。

県といたしましては、特に、子育て世代が安

心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりや経済的支援に係る思い切った施策に、県全体で取り組んでまいりたいと考えており、全ての子どもたちが安心して医療を受けることができるよう本県独自の医療費助成制度の創設について市町との協議を進めているところであります。（長崎県婚活サポートセンターの取組について）

長崎県婚活サポートセンターについては、先般、愛称を「あいたか」に決定したところですが、愛称決定に合わせ、ロゴデザインについても新たに作成いたしました。

新たなロゴデザインでは、カラフルなピースで表した様々な人たちが、センターで出会う様子をハート形で表現しており、愛称と併せて、より一層長崎県婚活サポートセンターに親しみを持っていただければと考えております。

また、婚活アドバイザーについて、7月から毎週土曜日にセンターへ配置し、会員からのお引き合わせ時の会話や、交際中のお悩みなどへのアドバイスを行っており、既に多くの会員の皆様にご利用いただいているところであります。

さらに、センターにおいては、より多くの結婚を希望する独身の方々にご利用いただくため、7月末からデータマッチングシステム「お見合いシステム」の新規会員の登録料を半額とするキャンペーンを行っております。

このような取組を通じて、「長崎県婚活サポートセンター」をより身近に感じていただきますとともに、出会いの機会の提供を通して、今後とも結婚を希望される方々を支援してまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）のこども政策局の3ページをお開きください。

（児童相談所における児童虐待相談対応件数に

ついて）

去る9月9日に、令和3年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数が、対前年度比1.3%増の20万7,659件と過去最多を更新したことが公表されました。

本県の令和3年度の児童虐待相談対応件数は974件で、近年、1,000件前後で推移しております。

相談内容別では、身体的虐待やネグレクトなどの件数が減少している中、心理的虐待は前年度と同数の585件で、全体の約60%を占め、その割合は増加しています。これは、身体的虐待として通告された児童への虐待を目撃したきょうだいや面前DVについて、心理的虐待が行われたものとして対応することが定着してきたことも要因の一つであると考えられます。

県といたしましては、引き続き地域の関係機関が連携して、児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援に努めてまいります。

続きまして、当初版の文教厚生委員会関係議案説明資料に戻っていただき、4ページをお開きください。

（保育の仕事合同面談会について）

去る6月25日に佐世保市、7月10日に長崎市において、保育士養成校の学生や潜在保育士を対象とした「保育の仕事合同面談会」を開催いたしました。

この事業は、保育士養成校の学生等と県内保育施設との面談の機会を設け、県内保育施設への就職を促進するため、平成28年度から実施しております。

面談会には、県内の保育所・認定こども園・幼稚園から121施設が参加し、保育士養成校の

学生等259人が来場しました。

参加した学生からは、「就職を希望している園はもとより、他の園の保育方針や職場の雰囲気、園の特徴などを直接聞くことができ、とても参考になった」、施設側からも、「コロナ禍で採用活動に制約がある中、採用につながる面談ができ、大変有意義だった」との意見が寄せられております。

今後とも、新卒者の県内定着に向けて、各種施策に取り組んでまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】次に、福祉保健部長より所管事項説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】今回、予算議案を除く福祉保健部関係の議案はございませんので、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

まず、文教厚生委員会関係議案説明資料の（追加1）の3ページをお開きください。

（新型コロナウイルス感染症対策について）

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、主流となっているB A.5への置き換わり等により、7月下旬からは感染が急激に拡大し、去る8月19日には、これまでで最多となる4,610人の新たな感染者を確認するなど第7波における感染拡大が続いてきたところであります。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料の3ページをお開きください。

このような中、検査体制につきましては、抗原定性検査キットの不足や診療能力を超える受診申込みなど診療・検査医療機関の逼迫した状況を改善するため、国から無償譲渡された抗原定性検査キットを、診療・検査医療機関や自己

検査を希望する有症状者に対し配布するとともに、自己検査や無料検査等により陽性が判明した方のうち重症化リスクが低い方は、医療機関を受診することなく療養開始ができるよう「長崎県陽性者判断センター」を開設いたしました。

続きまして、再度、文教厚生委員会関係議案説明資料の（追加1）の3ページをお開きください。

また、多くの医療機関が休診する日曜・休日等において、救急病院の機能を兼ね備える重点医療機関等に発熱患者等が集中しないよう、休診日に外来診療を実施する医療機関に対して協力金を交付することにより対応する医療機関を増やし、日曜・祝日等における外来診療の体制強化を図ることとしております。

去る8月24日に、発熱外来や保健所業務が相当逼迫した地域においては、緊急避難措置として、自治体の判断で発生届の範囲を限定することを可能とするなど、発熱外来や保健所の負担軽減に係る方針が国から示され、9月26日からは全国一律で発生届の範囲が限定されました。本県においては、全国に先駆け、9月9日から発生届を重症化リスクのある方に限定するなど、診療・検査医療機関等の負担軽減を図ったところであります。

入院医療提供体制につきましては、保健・医療提供体制確保計画に基づき、最大570床の入院病床を721床まで拡充するとともに、感染まん延期には入院病床を補完する施設として、長崎と佐世保地区の宿泊療養施設内の臨時的診療所を再開し、経口ウイルス薬による治療や脱水改善のため点滴等を行っております。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料に戻っていただきまして、4ページをお開きください。

また、自宅療養者に対しては、保健所等が実施する健康観察の対象者を重症化リスクが高い高齢者等に重点化するとともに、パルスオキシメーターの配布や自宅療養サポート医を活用し、症状が悪化された方を確実に医療につなげております。

保健所体制については、疫学調査の重点化や業務の外部委託等を行っておりますが、発生届の見直し等による保健所業務の負担軽減とともに、国の動きも踏まえながら、これまで以上に感染者への迅速な対応ができるよう、今後もコロナ対策のさらなる効率化に努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、3回目接種から5か月を経過した60歳以上の方などへの4回目接種とともに、若い世代への3回目接種を勧めているところです。去る7月8日には、長崎市の道ノ尾病院に設置した県の接種センターにおいて、武田社ワクチン（ノババックス）の接種を開始し、接種できるワクチンの選択肢を拡大しております。

続きまして、再度、文教厚生委員会関係議案説明資料(追加1)の4ページをお開きください。

国において特例臨時接種の実施期間が延長されたことに加え、一部市町ではオミクロン株対応ワクチンの接種が開始されており、さらなる接種の促進に向けて市町と連携しながら接種体制の構築等を進めております。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料に戻っていただきまして、4ページをお開きください。

また、小児への接種に対して予防接種法上の努力義務が適用されたところであり、保護者の方に積極的に接種を検討いただけるよう、引き続き、新たなデータも含め、ワクチンの有効性

や安全性に関する情報を発信しているところであります。

今後とも、新型コロナウイルス感染症に対しましては、長崎大学や県医師会をはじめとする関係機関や各市町と積極的な連携を図り、検査体制・保健・医療提供体制の拡充・強化をはじめとする各種対策に取り組むとともに、ワクチン接種の積極的な推進に努めてまいります。

続きまして、5ページ下段であります。

（長崎の被爆体験者の救済について）

本年3月18日に、厚生労働省から「黒い雨」訴訟判決及び内閣総理大臣談話を踏まえた健康局長通知が発出され、4月1日から、黒い雨に遭った者に対する被爆者援護法第1条第3号の被爆者としての認定事務が進められているところです。

しかしながら、当該通知は広島で黒い雨に遭った者のみを対象としており、広島同様に被爆地である長崎は対象外となっております。

長崎においては、過去の最高裁判決との整合性や、「黒い雨」が降ったとする客観的資料がないことが課題とされていることから、これらの課題について分析・検証を行った「長崎の黒い雨等に関する専門家会議」の報告書を添えて、長崎も救済・認定の対象としていただくよう、7月5日に国に要望を行ったところです。

また、第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会について早急に結論を出していただくこと、被爆体験者精神影響等調査研究事業を充実することについても要望いたしました。

被爆体験者精神影響等調査研究事業の充実につきましては、長崎原爆の日である8月9日に岸田内閣総理大臣から、被爆体験者への医療費助成について、がんの一部を対象に加えるよう検討するとの考えが示されたところです。

今後とも、長崎市と連携の上、本県の被爆体験者に対して救済の道を開いていただくとともに、被爆者援護施策のさらなる充実・強化が図られるよう取り組んでまいります。

そのほかの所管事項につきましては、5ページ上段、医療的ケア児支援センターの設置について、同じく5ページ中段、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭についてであり、その内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第92号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望結果」について説明を

求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、令和4年6月から令和4年8月分の実績を記載しております。

直接補助金は、資料2ページから33ページに記載のとおりで、計179件、間接補助金は、該当ございませんでした。

次に、34ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、令和4年6月から令和4年8月分の実績を記載しております。資料34ページに記載のとおりで、計6件であります。

入札結果につきましては、35ページから43ページに記載をしております。

次に、44ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、西海市などから計11件であり、それに対する県の対応は、44ページから59ページに記載のとおりであります。

次に、60ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、令和4年6月から令和4年8月の実績は、長崎県福祉保健審議会など計13件となっており、その内容については、資料61ページから77ページに記載のとおりでございます。

引き続きまして、去る7月21日及び22日に実施いたしました「令和5年度政府施策に関する提案・要望について（福祉保健部関係）」の要望結果をご説明いたします。

「令和5年度政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

福祉保健部関係におきましては、「新型コロナウイルス感染症対策について」、「原爆被爆者援護対策等の充実について」の2項目の重点項目、及び「離島・へき地における医師・看護師確保の充実について」など4項目の一般項目について、寺原福祉保健部長から厚生労働省の各所管課長に対し要望書の配付・説明を行いました。

今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

【徳永こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、内示を行った補助金について記載をしております。

令和4年6月から令和4年8月分の実績につきましては、間接補助金が5件であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載させていただいております。

長崎県町村会、諫早市、大村市、長崎市など

からの要望書の8件となっており、それに対する県の対応状況につきましては、4ページから18ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、19ページをお開きください。

附属機関等会議結果については、実績が2件であり、その内容については、20ページから21ページに記載のとおりでございます。

続きまして、1枚ものの「令和5年度政府施策に関する提案・要望について（こども政策局関係）」をご覧ください。

去る7月21日及び22日に実施いたしました「令和5年度政府施策に関する提案・要望について（こども政策局関係）」の要望結果をご説明いたします。

こども政策局関係につきましては、「更なる少子化対策の充実について」、「私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について」、「私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について」など3項目の重点項目について要望を実施したところでございます。

要望実績といたしましては、要望先が内閣府、文部科学省、厚生労働省であり、当時の赤池内閣府副大臣ほか5名に対し、副知事、副議長、こども政策局長により要望を行っております。

このうち、「更なる少子化対策の充実について」は、地域少子化対策重点推進交付金の予算措置の継続、また、保育士等の処遇改善について強く要望させていただいております。

これに対しまして、「地域少子化対策重点推進交付金について、引き続きしっかり予算要求していきたい」、あるいは「保育士に関する財源確保については最大限努力をしているが、問題意識を持ってしっかり対応したい」といった回答をいただいているところでございます

以上が、こども政策局関係の要望結果ですが、

今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【下条委員長】ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、27、28、29、32、34、35、45、47です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】質問がないようですので、陳情書につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

障害福祉課長より、補足説明を求めます。

【吉田障害福祉課長】右上に、障害福祉課補足説明資料という資料をご覧ください。

本委員会に提出いたしました、第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭の基本構想（案）につきましてご説明いたします。

文教厚生委員会補足説明資料1ページをご覧ください。

第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭の基本構想（案）でございます。

基本構想とは、令和7年度に本県で国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を開催する意義、基本方針などの基本的な考え方や、開催概要、事業展開の方向性、準備計画などについて有識者会議の意見を基に作成したものでございます。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

1 基本的な考え方の(1)開催の意義について記載しております。

令和7年度は、本県にとって被爆80年、長崎県

美術館及び長崎歴史文化博物館開設20周年、長崎空港開港50周年、中華人民共和国駐長崎総領事館開設40周年という大きな節目の年を迎えることから、文化観光国際部を中心に誘致活動を行い、令和3年7月に本県での国民文化祭の開催が内定した経緯がございます。

平成29年度から国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭は一体的に開催されており、令和7年度も同時開催となります。

続きまして、資料3ページをご覧ください。

(2)基本方針として、歴史を紐解き、未来へつなぐ海外交流、文化芸術によるまちづくり、文化資源を活かした観光の推進、若者や子ども達が創り出す新しい文化とながさきの未来、文化芸術を通じた平和の継承、心のバリアフリーの推進を掲げており、これらの方針に基づいて、今後、事業の企画・検討を行うこととしております。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

2 開催概要について記載しております。

(1)正式名称は、国の開催要領によりますと第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭となっておりますが、(2)の統一名称(愛称)、(3)の大会キャッチフレーズについては、パブリシティによるPR効果や県民の機運醸成を図るため、本年度中に文化観光国際部において公募する予定としております。

(4)会期につきましては、令和7年の9月から11月の間で調整予定でございます。

(5)マスコットキャラクターは、県のマスコットキャラクターの使用を予定しております。

(6)ロゴマークは、愛称とキャッチフレーズを決定後、そのイメージに合ったロゴマークを来年度、文化観光国際部において公募する予定としております。

（7）主催者は、記載のとおりでございます。  
続きまして、資料5ページをご覧ください。

3 事業展開の方向性については、（1）で開・閉会式、（2）文化事業の全国大会（仮）、（3）地域の特色あるプログラム（仮）、（4）障害者芸術・文化祭（仮）に記載のとおりでございます。

（4）の障害者芸術・文化祭に記載のとおり、共生社会の実現に向けて、両文化祭が一体となって取り組んでいくこととしております。また、この文化祭を契機に、障害のある人の芸術文化活動の活性化を図り、障害に対する国民の理解と認識を深めることで、障害のある人の自立と社会参加につなげていきたいと考えております。

続きまして、資料6ページをご覧ください。

4 開催準備計画については、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】次に、原爆被爆者援護課長より補足説明を求めます。

【犬塚原爆被爆者援護課長】長崎の黒い雨等に関する専門家会議報告書について補足して説明いたします。

長崎の黒い雨等に関する専門家会議報告書概要、パワーポイントの資料でございますが、2ページをお開きください。

「黒い雨」訴訟・広島高裁判決についてですが、原告84名が「黒い雨」により健康被害を受けたとして、被爆者健康手帳の交付を求めたもので、原告が勝訴、広島県・市、国は上告せず、判決が確定したものであります。

資料一番下に、総理談話のポイントを記載しております。

原子爆弾による健康被害の特殊性に鑑み、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返って、上告しない。84名の原告と同じような事情にあった方々について認定し救済できるよう、早急に対応を検討するという内容となっております。

3ページをお開きください。

原告と同じような事情にあったと認められる者について、本年3月18日に国から取扱いが示されましたが、黒い雨に遭った場所、時間帯などが84名の原告と同じであることとされており、つまり原爆投下直後に広島で雨に遭った者が認定の対象であり、長崎で雨に遭った者は対象外とされています。

長崎が対象外とされた理由でございますが、理由1として、長崎においては、被爆地域として指定されていない地域にいる方は、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情にあったとは言えないとする最高裁判決が確定していること。

理由2として、長崎においては、過去の被爆体験者訴訟において、被爆地域として指定されていない地域では、原爆投下後、間もなく、雨が降ったとする客観的な記録がないとされていることが挙げられております。

4ページをお開きください。

長崎の被爆体験者訴訟の判決についてでございますが、第1陣は、平成29年、最高裁判決により、第2陣は、令和元年、最高裁不受理により、いずれも原告の敗訴が確定しています。

5ページをお開きください。

長崎の黒い雨等に関する専門家会議の検討経過でございますが、本年2月に会議を立ち上げ、長崎が認定の対象とされなかった2つの理由について、学術的・専門的な見地から検証す



ることとしました。

その検証結果でございますが、まず理由1、原告敗訴の最高裁判決が確定しているという指摘については、最高裁判決の関係部分は、原審における事実認定を是認しているに過ぎず、判例に当たらないことから、事実上の拘束力を持たないこと。また、そもそも原告が、「黒い雨に遭ったことで健康被害が生じた」と主張していないため、このことについての裁判所の判断も存在しません。

以上を踏まえ、資料一番下に記載のとおり、黒い雨訴訟を踏まえた認定基準において、長崎で黒い雨に遭った者を被爆者健康手帳交付の対象とすることは過去の被爆体験者訴訟判決と何ら矛盾するものではないと結論づけております。

6ページをお開きください。

検討結果、長崎で雨が降った客観的記録についてでございますが、専門家会議では、平成11年度に長崎市等が実施した証言調査に着目いたしました。

資料下、降雨体験の解析に記載のとおり、降雨体験が比較的多い地域を調べたところ、その体験割合には明らかな偏りが見られました。このことは実際に降雨があったことを示していると解釈されます。

7ページをお開きください。

左上の棒グラフが降雨体験の偏り、右上の地図が、それぞれの地域を示しております。

このほか過去の文献調査等の検証も踏まえ、資料一番下に記載のとおり、長崎において、被爆地域である西山地区以外で原爆投下後間もなく降雨があったことに関し、「平成11年度原子爆弾被爆未指定地域証言調査 証言集」は、客観的な記録であると結論づけています。

8ページをお開きください。

長崎が認定の対象外とされた理由に、専門家会議の報告書は反論する内容となっておりますので、国においては、報告書を精査・分析いただき、長崎で黒い雨に遭った者も被爆者として認定の対象としていただきたいと考えております。

以上、長崎の黒い雨等に関する専門家会議報告書の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】次に、国保・健康増進課医療監より発言の申し出がっておりますので、これを許可し、説明を求めます。

【宗国保・健康増進課医療監】前回6月議会におきまして、資料として提出するようご要望のありました健康長寿日本一に向けた取組について、ご説明いたします。

国保・健康増進課資料の1ページをご覧ください。

平成30年度より、健康寿命の延伸を目標として取り組んでおります。

健康から要介護、死亡に至る過程には、生活習慣が要因としてあり、長崎県では全国と比較して、野菜摂取不足・糖分摂取過多・運動不足・高い喫煙率といった課題が明らかになっており、それらを要因として、高血圧や糖尿病患者が多く、急性心筋梗塞や人工透析患者が多い状況となっております。

これらの課題を解決するための施策体系としては、特定健診や特定保健指導、重症化予防事業といった保健事業や、介護予防事業を実施する中で、野菜摂取や運動を促進するためにポピュレーションアプローチを行っております。

健康長寿日本一に向けた事業は、赤枠で囲っている部分になりますが、主にポピュレーション

ンアプローチの強化として、県民運動の普及に取り組んでおります。

2ページをご覧ください。

これまでの取組と今後の展開についてご説明いたします。

主な取組としては、県民会議の設置、ヘルシーアワードの表彰、健康経営の推進等がございます。

成果としましては、県民運動の枠組みを構築できたこと、事業所での従業員を対象とした健康づくりが推進されてきたこと、課題としては、連携がまだ不十分であることや、働き盛り世代の意識が低いことが挙げられます。

今後は、特に市町村の連携や、働き盛り世代への働きかけを強化し、ターゲット層を明確にしなが情報発信していきたいと考えております。

具体的には、キャッチフレーズに喫煙対策を追加した上で、（長崎健康革命）とリニューアルして周知・広報を行い、健康づくりアプリの導入やイベント・キャンペーンの実施、公共施設の敷地内禁煙の推進に取り組んでおります。

このような事業を通して、県民の自主的な実践や企業・団体等の主体的な健康づくりへの取組につながるよう、今後もニーズや課題を把握し、包括的な事業となるよう工夫しながら取り組んでまいります。説明は以上になります。

【下条委員長】 それでは、まず「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望結果」について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】 それでは、政策等決定過程の透明性等の確保における資料から1点だけ質問させていただきます。34ページになります。

ご説明いただいた中で、番号で言えば2にな

りますが、ながさき健康づくりアプリ導入・運営等業務委託についてです。

契約方法が、随意契約（公募型プロポーザル）となっております。これは先ほどご説明いただいた、まさしく、今から出てくる健康づくりアプリに関する非常に大事な取組事業であると思いますが、これは随意契約（公募型プロポーザル）になっていきますので、具体的に、この背景をご説明いただければと思います。

【宗国保・健康増進課医療監】 公募型プロポーザル方式につきましては、技術的に高度、または個性の重視される業務を発注するに当たると考え、こちらの方を採用いたしました。

7月4日に公募型プロポーザル方式により公告を行い、5事業所から提案をいただいております。その後、審査委員会を開催し、提案事業者からのプレゼンテーションを踏まえ、最も評価の高かった事業者を最優秀提案者に選定し、その事業者と随意契約により、8月24日に契約を締結いたしました。

こちらの健康づくりアプリにつきましては、令和5年3月初旬でのリリースを予定しております。多くの県民の皆様に登録していただけるよう、これから様々な広報媒体や、関係機関への周知等により協力をいただきながらPRをしていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。5事業所から応募があって、それから選定したということでご説明いただきました。非常に大事なアプリであります。金額は約5,000万円ですね。

もう一点確認ですけど、フェリカポケットマーケティング株式会社、ここの会社は、こういうアプリを作っていて非常に有効なんですよとか、選ばれたので、もちろんそれはそうであると思うんですが、いろんな実績があれば、わか

る範囲で教えていただければと思います。

【宗国保・健康増進課医療監】 すみません、手元実績の数がないんですけれども、こちらの審査の中では、実績の評価ポイントが大きく、フェリカポケットマーケティングは多くの自治体で、既にこういった健康づくりアプリを受託されておられまして、特に隣県の佐賀県ではかなり実績が上がっており、佐賀県民の多くの方が登録をされて実施されている状況であります。

【宮本委員】 ありがとうございます。令和5年3月から、これに向けて、一人でも多くの県民の方が導入できるように、引き続き対応していただければと思います。以上です。

【下条委員長】 ほかに質問はありませんか。  
一旦、休憩いたします。

-----  
午前 11時 48分 休憩

-----  
午前 11時 50分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、事前通告された委員の方でご質問はありませんか。

休憩いたします。

-----  
午前 11時 51分 休憩

-----  
午前 11時 51分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

【外間委員】 ワクチン接種ということで質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策として、最も効果的なワクチン接種についての取組も、今日、対策室長に本県の実績状況をご説明していただいて、一定さらに理解をしたところでありますが、繰り返してみますと、本県全県民を対象に令和3年、去年の2月22日から医療従事者の先行接種

を開始されて、2回目の接種が約107万人、これが81.3%、65歳以上が41万人の94.3%、3回目が、先般の新聞にも9月26日付で公表されておりました。先ほどの説明では68.6%ということでの3回目の接種率、4回目が、全人口36万6,790人の27.8%、60歳以上が61.4%ということで、今、第7波における8月盆のピークから減少傾向にあって、そして、いよいよ第8波も来るであろうということで、そこに向かって、新たな局面を迎えるに当たって、第8波の状況に備えるためにも、早急にワクチン接種を進めていくべきものと、私もそう思っておりますし、また、過去、第6波襲来のまん延防止の重点措置に対しては、ワクチン接種が遅れたということを反省しての今回の取組であろうと理解しております。

質問につきましては、このオミクロン株に対応したワクチンの接種の対象者、あるいはそういったスケジュールについてどのようになっているのか、まず、お尋ねをいたします。

【林田感染症対策室企画監】 オミクロン株対応ワクチンの接種状況としましては、初回接種、1回目、2回目の接種を完了した12歳以上で、前回接種から5か月を経過した方というふうになりますが、接種の順序としまして、まず、現在の4回目の接種対象者ですが、60歳以上の方、60歳未満で基礎疾患を有する方と医療従事者、高齢者施設等従事者、こういう方のうち未接種の方から開始をしまして、10月中旬以降に、それ以外の方も接種が可能ということになっております。

スケジュールとしましては、先週9月20日から接種が可能となったところで、県が把握しているところでは、県内で最も早いところは9月24日に西海市で接種を開始されたと同っております。そのほか、事前に市町へお聞きしたと

ころでは、今月中に接種を開始する予定のところ  
が7市町、それ以外のところでも10月から順  
次、接種が開始されると伺っているところで  
ございます。

【外間委員】 ありがとうございます。

あとですね、これまでのワクチンとこれから  
のオミクロン株に対応していくワクチンの効果  
とか、副反応についてどんな違いがあるのかを  
お尋ねいたします。

【林田感染症対策室企画監】 今回、接種が始ま  
りましたオミクロン株対応ワクチンというのは、  
オミクロン株のB A.1と、従来株にそれぞれ対  
応した成分を含む二価ワクチンということにな  
っておりまして、効果としましては、国により  
ますと、オミクロン株に対して従来型ワクチン  
を上回る重症化予防効果とともに、持続期間が  
短い可能性があるものの、感染予防効果や発症  
予防効果が期待できるとされているところで  
ございます。

また、B A.1のオミクロン株に対する中和抗  
体の量を従来型ワクチンと比較したデータとい  
うものも公表されておりまして、ファイザー製  
のワクチンが1.56倍、モデルナ社が1.76倍あ  
ったとされております。

安全性としましては、ファイザー、モデルナ、  
いずれのワクチンも、接種後に生じる接種部位  
の痛みであるとか疲労、筋肉痛などの症状は、  
従来型のワクチンと同程度で、ほとんどの場合、  
軽度もしくは中等度ということであったとされ  
ておりまして、現時点で安全性に重大な懸念は  
認められないということが確認されているとこ  
ろでございます。

【外間委員】 ありがとうございます。

もう一点、本県として、このオミクロン対応  
ワクチンの接種を今後どう進めていかれるのか、

お聞かせください。

【林田感染症対策室企画監】 オミクロン株対応  
ワクチンにつきましては、10月中旬以降、接種  
対象者が拡大され、接種希望者が急増するとい  
うことが予想されますので、希望される方が早  
期に接種できるように、市町に対しまして接種  
券の早期発送でありますとか、接種体制の構築  
をお願いしているところでございます。

また、今回の接種開始を契機としまして、接  
種が伸び悩んでおります若者の3回目の接種に  
もつなげていくために、ワクチンの有効性等に  
ついて周知をしまして、引き続き接種を呼びか  
けていきたいと思っております。

さらには、市町での接種に加えまして、県に  
おいても11月を目途に県接種センターを設置  
する方向で、現在、調整を行っているところで  
ありまして、これによって接種の加速化を図り  
たいと考えております。

【外間委員】 ありがとうございます。

あと、私がちょっと気になることがあるので  
すが、この2年半の間でワクチンが起こった反  
面、インフルエンザが過去2年間、私たちがこ  
うやってマスクをしたり、手指消毒をしたり、予  
防に徹底した関係だったのでしょうか、インフ  
ルエンザというものがあまり表に出てこなかつ  
たわけですが、ただ、今年のオーストラリアの  
状況でインフルエンザが出たということになり  
ますと、当然、日本にも今年の冬、インフル  
エンザが発生する可能性が高いのではないかと  
思うわけですし、そうなってくると医療逼迫は、  
これはもう明らかになりますし、そうならな  
いためには、インフルエンザワクチンも多くの方  
に接種していただかなければいけないのでは  
ないかと思うので、インフルエンザワクチンの  
状況、本県において十分な量は確保されておられ

るんですか、お尋ねします。

【斉宮薬務行政室長】インフルエンザワクチンの供給量につきましては、今月16日に厚生労働省より通知が発出されておまして、今シーズンのインフルエンザワクチンの供給量は、これまで記録がある中で過去最大の約3,521万本、成人換算で7,042万分本の出荷量となる見込みであるとされております。

また、製造メーカーからの出荷も既に始まっております。今後の供給量も、これまで以上の本数が見込まれ、既に県におきましても、医薬品卸売業者を通じ、各医療機関への納品が随時進んでおります。必要十分な量が確保できていると考えております。

【外間委員】ありがとうございました。インフルエンザワクチンの接種促進に向けて、県としてどのように取り組まれるのか、最後の質問です。お願いします。

【長谷川感染症対策室長】今季の冬においては、コロナとインフルエンザの同時流行によって、多数の発熱患者が発生することも懸念されているところです。インフルエンザワクチンの促進につきましては、例年どおり、接種の勧奨を強く進めてまいりたいと考えております。

また、コロナとインフルエンザのワクチンの同時接種が可能であるということが国からも示されておりますので、希望される方がコロナ接種が受けられるように、同時接種が対応可能な医療機関のリスト化を市町にご協力をいただき、それを公表するという市町に働きかけてまいりたいと考えております。

【下条委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査

を行います。

-----  
午後 零時 1分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

引き続き議案外所管事務一般の質問を行いますが、感染症対策室企画監より、答弁の修正及び説明の申し出がっておりますので、これを許可し、修正及び説明を求めます。

【本土感染症対策室企画監】まず初めに、午前中の坂本（浩）委員の受診・相談センターに関するご質問の中の説明に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

午前中の説明で、今回の補正で15回線分を計上しているということでご答弁を申し上げましたけれども、現在、受診・相談センター15回線を設置しておりますが、今回9月補正には、年度末までの10回線分の予算を計上させていただいております。

これは、急遽、9月から全数把握の見直しを行ったことに伴い、回線数を5回線増やして対応をしておりますが、この分は計上をしておりません。

今後、感染状況により相談件数も変動し、回線数の増減もございますので、その状況を踏まえ、必要があれば受診・相談センターにかかる予算を、再度、計上してまいりたいと考えております。

先ほどの受診・相談センターに係る説明につきまして、お詫びし、訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

【坂本(浩)委員】今、それは10回線で対応しているというふうなことですな。

【本土感染症対策室企画監】現在は、15回線で対応させていただいております。

【坂本(浩)委員】 そうしたら、今15回線で、今回の補正では、10月からになりますかね。これについては10回線で、あと、今後の感染状況を見ながら5回線、また増やすかもしれないですけども、そういうことですかね。回線アップの流れというか、数では。

【本土感染症対策室企画監】 相談件数が減ってきますと、回線数も減らしていくということになりますので、今15回線でありますけれども、10回線、8回線といったことも考えられますので、その状況を見ながら、予算が不足する場合は、また11月、2月等で補正をさせていただければと考えております。

【下条委員長】 では、引き続き説明をしてください。

【本土感染症対策室企画監】 それでは、健康観察センターについて説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料をご覧くださいよろしいでしょうか。

健康観察センターの契約状況でございますが、令和3年度の3月17日に1回、契約をさせていただいております。令和4年度4月1日、今年度、新たに再度契約をしております。

相手方は、株式会社日本旅行長崎支店様でございます。委託料で、単価契約となっております。

単価につきましては、業務責任者につきましては1万8,400円、それから架電の事務員につきましては1万6,800円、看護師につきましては3万8,400円と設定し、一日当たりの単価で積算をしております。上半期の見込みでございますが、7,800万円を見込んでおります。

業務内容としましては、新型コロナウイルス感染症のうち自宅で療養することになった患者に対しまして、保健所で実施する健康観察の支

援を行うことにより、自宅療養者の療養環境を確保するとともに、保健所の業務負担軽減を図るということを目的として、外部委託したということでございます。

この経緯につきましては、1月以降感染が急拡大し、保健所の健康観察業務に当たるために確保していた予算の人員費、これは会計年度の看護師の人員費であったり、派遣にかかる看護師の確保経費を活用して、年度末に外部委託を行ったものでございます。

予算上想定していた直接雇用とした場合、感染急拡大への影響が極めて困難であったことから、迅速な対応かつ安定的な運用を期待できる外部委託という方法に急遽、切替えを行ったところでございます。

今年度予算につきましても、人員費、役務費で計上してございましたけれども、効果的な外部委託により実施することを継続いたしまして、上半期は同予算を活用いたしております。

今回、下半期分につきましては、下記の記載のとおり、改めて委託料を計上させていただいております。

健康観察センターの役割の推移でございますが、令和4年3月17日以降、健康観察対象者のうち重症者リスクが極めて高い方、これは一人暮らしの方であったり、介護が必要な方などは保健所が直接行い、そのほかの方に関しましては、外部委託しております健康観察センターで行うこととしております。

その後、令和4年7月28日以降、重症者リスクが低い方については、健康観察を行わないこととし、症状悪化等の際に、センターの方に連絡をいただくことにしております。重症者リスクが高い方の健康観察につきましては、この委託による健康観察を継続させていただいております。

ます。

令和4年9月7日以降でございますが、重症化リスクが低い方、医療機関の受診で発生届の対象外の方、陽性者判断センターでの判定を受けて登録をされた方につきましては、症状悪化等の際に、健康観察センターに連絡をいただくということにしております。こちらの方も、重症化リスクが高い方の健康観察は、委託を継続しているところでございます。

説明は以上でございます。

【下条委員長】 それでは、引き続き議案外所管事務一般の質問を行います。

質問はございませんか。

【鵜瀬委員】 それでは改めまして、皆さん、こんにちは。私は4月の県議補選で壱岐地区から選出されております鵜瀬和博と言います。今回、文教厚生委員会初めての質問になりますので、どうぞよろしくお愿いしたいと思います。

それでは、福祉保健部から2件、そしてこども政策局から1件、合計3点についてお尋ねをいたします。

まず、福祉保健部の方からお尋ねをいたします。

地方自治体の第一の使命は、県民・市民の生命と安全を守ることだと思っております。そのため、医療体制の確立は重要と考えております。これまでコロナ感染者に対しまして、各医師会の医療・福祉関係者をはじめ福祉保健部職員の皆様には、昼夜を問わず、献身的にご対応いただいていることに対し、敬意と感謝を申し上げます。

さて、私が住んでいる離島地域においては、これまで企業団病院等公立病院を中心に、診療機能が少しずつ充実はなされておりますが、診療科目等医師・看護師数においては、本土に比

べ慢性的な人材不足が続いております。

まず、1点目、離島振興法第10条では、医師の確保等、そして同じく第10条の2では、介護サービスの確保等について配慮し、都道府県においては、そのための事業を実施しなければならないと規定をされております。

離島医療を確保するために、医師や看護師、また介護士、福祉士など、医療関係者資格者の人材育成に向けた制度や取組についてどのようになっているのか、離島における現状と課題についてお尋ねをいたします。

【峰松医療人材対策室長】 まず、医療人材対策室で所管しております中で、医師と看護師について回答させていただきたいと思っております。

医師につきましては、委員ご指摘のとおり、本土と比較いたしまして、地域偏在という課題を抱えております。

本県は、医師多数県ということで、内総数を増やすことは難しいんですけども、地域偏在を解消していくための施策を進めております。

また、特に県の方では、県内の離島・へき地で勤務する医師の養成を昭和45年から開始しており、地域医療を志す学生を対象に、現在は地域枠制度を活用し、入学した医学生の方に一定期間、県内の離島・へき地で勤務いただくことを要件として、返還免除とする医学修学資金を貸与しており、その学生が勤務される時には、離島・へき地で勤務をいただいております。

また、学生時代から、その方々のキャリア形成に配慮しながら、県としても支援をしているところでございます。

併せまして、看護職員につきましてはですけども、離島の高校の卒業生につきましては、毎年、約1割前後の方が看護系学校へ進学しております。

この方々の傾向といたしましては、卒業後、すぐに離島に戻るということではなくて、都会の大きな急性期等の病院で、一定期間勤務された後に、Uターン等で離島の医療機関に従事されるパターンが多いと聞いております。

特に、県といたしましては、県内に定着する看護職員の確保を、施策としておりまして、県内の医療機関に勤務していただく方々に対する修学資金の貸与や、離島の病院へ就業後に、スキルアップのための研修支援を行うなど、定着を図るような事業を実施するとともに、合同就職説明会を開催しておりますので、離島の病院の方が求人を行う際にお声がけをして、看護職員の確保を支援している状況でございます。

【尾崎長寿社会課長】私の方からは、介護士・介護福祉士に関する介護人材の確保の現状と課題について、お答えをさせていただきたいと思っております。

離島地域におきましては、本土地域に比べまして介護従事者の有効求人倍率が高いなど、介護人材が不足している状況が顕著でございます。また、高齢化が本土地区よりも進行しておりまして、介護サービス需要が高まる中、離島地区における介護人材の確保が喫緊の課題だと考えておるところでございます。

介護人材の確保策といたしましては、介護福祉士を目指す学生に対する貸付金制度があります。介護福祉士を養成する学校の学費など、2年間の場合168万円を貸与するものでございまして、通常は、県内の介護施設に5年間勤務で全額免除となる貸付制度でございますが、離島地域の場合、特例として3年間勤務で全額免除となるよう短縮しているところでございます。

また、研修を受ける機会が少ない離島の市町におきまして、介護職として働く上で必要とな

る知識・技術を習得する介護職員初任者研修の経費を補助する事業を行っているところでございます。

このほか、県内の各地域での介護人材確保策を推進するため、県内8つの圏域において、市や町、あるいは看護事業所、ハローワークや学校などの関係者で構成する協議会を設置し、協議会が実施いたします人材確保の取組を支援しております。

五島・壱岐・対馬・上五島それぞれの離島圏域にもこの協議会を設置しており、こういった取組を支援しているところでございます。

圏域協議会への補助金につきましては、1圏域当たり約200万円を確保しているところでございまして、それぞれの圏域で様々な介護人材確保対策を行っており、例えば本土の介護福祉士養成校の学生と教員を招待する、しまの介護施設等見学ツアーの実施など地域の介護事業所と連携した取組を、それぞれの地域において行っているところでございます。

今後とも、離島の各市町と連携しながら、離島地域の介護人材確保に努めていきたいと考えているところでございます。

【鵜瀬委員】どうもありがとうございました。医師・看護師、並びに介護職員の確保については十分理解しました。

併せて、医療技術者の放射線技師とか作業療法士、理学療法士等も、離島・僻地においては不足しているとよくお聞きをします。

この資金貸与制度についても、たしか県の方にあつたかと思うんですけど、その確認をしたいんですが。

【加藤医療政策課長】現在の医療従事者に対する貸与制度は、先ほど申し上げましたとおり、医師・看護師のみでございまして、それ以外の



医療従事者については、現在、制度としては設けていないという状況でございます。

【鵜瀬委員】 すみません、認識不足で。

今後、お医者さん、そして看護師さんは当然のことでありますけれども、それを支えるスタッフですね。今言った放射線技師とか作業療法士、理学療法士の支援も含めて一体的に、離島地域並びに僻地の医療体制の確立のために、ぜひご検討いただきたい。特に、お医者さんと看護師さんはあるということですので、今後、そのほかの医療技術者についても十分検討いただくということをお願いしたいと思います。

今回のこういった制度については、そのPRも併せてお願いをしたいと。もちろんそういう道に進む方は、そういう制度があるというのはご存じかもしれませんが、やはり離島の地域で使命を持って働いていただくというのは、小学校とか中学校、高校からそういった情操教育が必要かと思うんですね。

例えば、Dr.コトーとかドクターXとかテレビでありましたね。あのとき、その後の影響というのは、医師を目指す方が増えたというふうにお聞きをしております。だからそういった小学校や中学校に憧れを持つような職業でもありますし、ぜひ今後、高校生だけ、大学生だけではなくて十分そういった情操教育も、各課連携をお願いしたいと思います。

この件に関しましては、以上、ぜひ前向きにご検討いただければと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それで、2点目なんですけど、これも離島医療関係で大変お世話になっているところなんですけど、長崎医療センターへ離島地域から緊急搬送されたときの家族の宿泊施設として、しまの救急ファミリーハウスを病院に隣接されてありま

して、多くの方が利用され、経済的で隣接地であるため、大変助かっているという声をお聞きます。この施設の利用料並びに使用方法と、今回、コロナ禍における現状と今後の課題についてお尋ねをいたします。

また、これまで、コロナ前あたりには宿泊希望者が多い場合は利用できない方もいたとお聞きをしております。そのような場合は、例えば県が提携をしているような格安に泊まれるような民間の宿泊施設等のご紹介とかはされているのかどうか、併せてお尋ねをしたいと思います。

【加藤医療政策課長】今ご紹介がありましたしまのファミリーハウスでございますけれども、ご紹介いただきましたとおり、離島からの救急患者に同行されるご家族の宿泊施設ということで、昭和48年に設置をしております。現在、8部屋を運営しております、利用状況でございますけれども、コロナ禍以前の令和元年度までは、1日平均6人前後ございました。ただ、ここ2年半余りなんですけれども、コロナに伴います面会制限というのがございまして、面会ができないという状況で、実は1日平均1人から2人というような状況になっております。

コロナが落ち着きましたら、当然この利用者も増えてくるだろうと思っております、入れない方に対するあっせんとかという状況につきましては、最近は行っておりませんで、そういった状況になったときにつきましては、やはり地元の自治体も含めて、対策について協議しないといけないかなというふうに考えております。

課題としましては、現在の建物が建築後24年経過しておりますので、施設の維持・修理・管理を適切に行いながら、また、より多くの皆様に安心してご利用いただけますように整えていきたいと考えております。

【鵜瀬委員】 ご答弁ありがとうございました。

先ほどから言うように、しまの救急ファミリーハウスがあるおかげで、本当に離島から救急搬送されたご家族にとっては大変助かっているというお話をお聞きします。

築後24年ということで、今後、その運営についてはまだお聞きするというような状況でもないかと思えますけれども、大村市ですかね、大村市と協議しながら、そういう救急搬送で来たときに、ファミリーハウスが満室になった場合に受入れの対応ができるような方法についても、ぜひ協議をいただきたいと思えます。

【加藤医療政策課長】 私が先ほど自治体との協議と言いましたのは、想定しているのがしまの自治体ですね。しまの方を大村に送りますので、しまの方の自治体と連携しながら、どういった対応策ができるのかというのを検討しないといけないかなと考えているところでございます。

【鵜瀬委員】 失礼しました。受入れる方の自治体ではなくて、緊急搬送で運ばれている方の自治体、いわば離島、壱岐・対馬・五島ですね。受入れる側も、併せて協議をさせていただきたいと思えます。受入れる大村の方も、そこに来ればそれだけお金が落ちるわけですから、どういう支援ができるかという形もあるかと思うんですけど、今後、離島と受入地域と併せて、ご協議をお願いしたいと思えます。即答じゃなくて結構ですので、今後いろんな形で、離島の方々に寄り添うような形でご対応いただきたいということをお願いしておきます。よろしいでしょうか。

【加藤医療政策課長】 現状においては、一応あふれるような状況ではございませんけれども、そういった状況を想定して、現在のしまの自治体の方の支援制度がどういうものなのか、そう

いったものも含めて対策について協議をしていくということは大事ななと思っております。

【鵜瀬委員】 先ほどからお話があるように、今、離島医療地域においては人材不足ということで、どうしても第三次医療圏においては、長崎医療センターの方にヘリコプターで運ぶような状況になっておりますので、その受入れも含めて、ぜひ離島に寄り添うような対応をしていただくことを期待いたして、この質問を終わります。

それでは、3点目、今度はこども政策局についてお尋ねをいたします。

先ほど委員会の資料によりますと、児童相談所への令和3年度の児童虐待等相談対応件数においては974件で、ほぼ1,000前後で推移をしているというお話でありました。

内容別では、身体的虐待、そしてネグレクトなどは減少しているけれども、心理的虐待は6割を占め、その割合は増加をしていると報告がありました。

近年、子どもの家庭を取り巻く環境というのは、複雑化、多様化をしておりますけれども、今言われました心理的虐待及びネグレクトの定義はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

令和3年度、全国の見相が対応した虐待件数は20万7,659件と、統計を取り始めて31年連続で最多を更新していると新聞報道がありました。

近年、様々な虐待による幼い子どもの死亡事件等多発する状況に鑑み、国は、見相で家族訪問する児童福祉士を毎年505人拡充する計画となっているようでございます。児童福祉士の設置及び人材育成に伴う経済的な研修強化と警察・弁護士など関係機関との連携、情報の共有など迅速な対応が重要と考えております。悲しい事件が発生しないためにも、今後の対応につ

いてどのようにしているのか、お尋ねをいたします。

【平川こども家庭課長】まず、虐待の定義であります。ネグレクトに関しましては、子どもの健康・安全への配慮を怠っている場合などがネグレクトとなります。

また、心理的虐待につきましては、子どもに対する言葉による脅かしでありますとか、脅迫、また子どもを無視したり拒否的な態度をとるといったことが、定義として定められております。

また、こうしたネグレクト、心理的虐待を減らす対策ですが、ご承知のとおり児童虐待と申しますのは、その虐待に至る背景、保護者の性格や経済状況、また夫婦関係、近隣との関係、子ども自身の性格、こういったものが複雑に絡み合っていて、そのリスクが高まっているため、それを直ちに少なくするという方法はなかなか難しいものがありますが、私どもとしましては、まずはその発生の予防、早期発見・早期対応、また虐待が発生した場合の保護・支援、この3つの柱で取り組んでおります。

発生予防対策としましては、産科医療機関と行政が連携して、妊娠・出産期に養育支援が必要な家庭を早期に発見する児童虐待ゼロプロジェクトを実施しております。また、広報啓発につきましても、毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に啓発活動を実施しております。

早期発見・早期対応に関しましては、児童相談所の児童福祉司等の増員、24時間365日、いつでも相談対応に応じられる体制等を取っているところであります。

保護・支援対策に関しましては、精神科医等による保護者へのカウンセリングでありますとか、また市町の職員の方々に対する研修での資質の向上、こういったものに取り組んでいると

ころであります。

【鵜瀬委員】ありがとうございました。全国的な事例からすると、そういった案件があった時に、すぐ対応しなかった。あのときしておけばよかった。ということが多々あっているようでございますので、長崎県においては、市町と情報共有しながら、点ではなくて面的な、やっぱり横のつながりを持って、警察、弁護士、そしてお医者さんと児童福祉司、協力をして早期発見・早期解決、そしてゼロプロジェクトに向けて、ぜひ頑張っていたいただきたいということをお願いだけして終わります。

ありがとうございました。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】お疲れさまです。20分で終わりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず最初に、健康観察センターの運営についてというところですが、先ほどご説明をいただいたので、その中で健康観察センターがあるかと思うんですけれども、このセンターを設置したというのに関しての周知に関する県の考えをお伺いします。

【本土感染症対策室企画監】健康観察センターの周知でございますが、健康観察センターでは、陽性の判定を受けた自宅療養者だけを対象としております。

陽性者には、医療機関を受診された方には医療機関からチラシを、それから陽性者判断センターで判定された方につきましては、ショートメールで健康観察センターの連絡先をお伝えしているという状況でございます。

このことにつきましては、広く周知してしまうと陽性者以外からも様々な相談が、このセン

ターの方に寄せられるということも想定されますので、限られた体制の中で、自宅療養者の方の健康観察や体調不良時の連絡対応に支障を来さないよう、こういった対応とさせていただいております。

【饗庭委員】理解しました。自宅療養者については周知は十分だったということによろしいんですかね。（発言する者あり）はい。

そして、もう一点、このセンターの中で食料品セットの配布というのがあるかと思うんですけれども、感染が拡大したときには、何か届かなかったというようなお声もお聞きしたんですけれども、そのときの届かない状況と、その対応をどのようにされたのかお伺いします。

【長谷川感染症対策室長】第7波における食料の配布状況について、届かなかった時期があったのではないかということに関しましてご説明申し上げます。

感染が急拡大する時期において、食料品のセットの調達が間に合わなかった場合がございます。

状況としましては、第7波で感染が急拡大した7月以降では、8月に1日間の配送の延期が1回、2日間の配送延期が1回、5日間の配送の休止というのがあっております。

なぜこのようなことが起きたかというところですが、食料品のセットが、発注から納品まで2週間程度かかるということもあって、前もって十分な数量を準備する必要がございましたが、想定以上の感染者の急増により不足する事態となりました。

配送できなかった方への対応については、保健所の方で、その方の生活支援について必要なことは支援をいただいていると認識しております。

【饗庭委員】配送できなかった方には、保健所が対応して配送できたということでもいいんですか。何日かたって、随分よくなってからしか来なかったみたいなこともあったんですけれども、そのあたりはいかがですか。

【長谷川感染症対策室長】配送の遅延があった方につきまして、どのくらいの遅延だったかとか、そういった実情について、現時点で把握しておりません。

【饗庭委員】実態を把握していただいて、今、7波は落ち着いていますけれども、また8波が来るかもしれないので、次に生かしていただければと思います。

次に、発熱外来保健所逼迫ということで、医療崩壊までなると、この7波で非常に緊急な場合に診てもらえないんじゃないかという県民の皆様のかなりの不安があったかと思うんですけれども、県知事の記者発表によりますと、その中でも行動制限はしませんよというような情報と、そして同時期に、泉川先生の話によると、もう医療崩壊しているから出ないでくれまではおっしゃらなかったと思うんですけれども、そういうのがあって、県民の皆さんとしてはどんな行動をしたらいいんだろかというようなお話をいただいたところなんですけれども、同じ協議をした中での発表だと思うんですね。有識者会議とかもされておられると思うんですが、そのあたりは、県としてどのように考えておられるのかお伺いします。

【長谷川感染症対策室長】お答えします。

医療崩壊については、定義が明確なものがない状況でありまして、県としましては、医療崩壊の状況というのは、対応できる医療資源を上回る医療需要が発生して、緊急性のある医療対応ができない状況になることと捉えております。

第7波においては、医療崩壊までには至っていないと考えております。

しかしながら、第7波による感染者の急増により救急外来や、一部の発熱外来への受診希望者の集中のために受診の希望者が受診できないといったケースの発生であったり、医療従事者の感染や濃厚接触者の療養欠勤による対応人員の不足、また予定外来や入院の先延ばしといった医療提供の制限が生じるなど、一部の医療機関において大変逼迫した状況であったと認識しております。

有識者の泉川先生からも、医療崩壊という言葉があったところですが、医療機関においては、通常の医療対応ができなくなっている状況であることから、医療分野の有識者として、感染拡大のリスクについて、さらなる強い注意喚起を促すために、そのような医療崩壊と表現されたと認識しております。

【饗庭委員】県としましては、県民の皆さんが不安にならないような報道の仕方が必要ではないかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【長谷川感染症対策室長】県内のコロナ対応への医療状況であったり、そういったことをわかりやすく情報発信をすること、また、どうやって受診をするのが望ましいかといった、そういったこともわかりやすくお伝えするような広報活動が必要と考えております。そのような対応について努めてきたところです。

【饗庭委員】有識者会議、いろんな会議をされてからの発表かと思うので、その辺は不安をおおっているわけではないと思うんですけれども、何か不安に落ちていくみたいなことにならないようにしていただければと思います。

では、続いて第7波の対策についてですけれ

ども、一般質問で知事に十分だったのかとも聞かせていただきましたが、これまで第1波から第6波までいろんな対策を取ってこられたと思うんですね。それを生かして第7波へということで、第1波から第6波でいろんな経験をしたのが、第7波にどのように生かされたのかお伺いします。

【長谷川感染症対策室長】お答えします。

第7波においては、オミクロン株の中でのB A.5株への置き換わりが進むことで、相当数の感染者の発生、また入院患者の発生ということが想定されました。そのため、7月15日には県の対応方針として、感染症以外の患者も含めて重症化リスクが高く、入院等による医療提供が真に必要な方への対応として、効率的な病床、また外来医療に取り組むこととし、県内の医療提供体制を確保して、県民の安全・安心の暮らしを実現するという方針を打ち出しております。

この大きな方針のもと、第6波までの経験に基づきまして、入院医療機関のさらなる拡充、より多くの医療機関に受け入れていただくように病床の確保を依頼するという方針、また発熱外来の外来診療の拡充、そして、それらの資源を効率的に活用するという方針、また関係機関、関係者の負担軽減を図っていくということの方針として取り組んでまいりました。

【饗庭委員】ご説明いただいたんですけれども、何が第7波に生かされたのかというのを端的にお願いします。

【長谷川感染症対策室長】第6波までの経験を第7波に生かした点としましては、オミクロン株の毒性がわかってきたというところで、60歳未満の方の重症化率は低いということであったり、より限りある資源を有効に、効率よく活用

して、医療が必要な方に届けられるということ、まず体制整備の上での方針とすることが重要ということ、第6波の経験を踏まえて、そのような方針を打ち出したところ、

【饗庭委員】 ちょっと何かあまり、ごめんなさい、理解できないところであるんですけども、じゃ、部長にお伺いしたいと思います。

どんなところが生かして、今後、第8波にどんなふうになるのかお伺いします。

【寺原福祉保健部長】 第1波までと第5波まで、それから第6波になってからというのは大きく変わったというふうに思っています。

今、長谷川感染症対策室長から話がありまして、第6波からオミクロン株になったということで、デルタ株と比べて重症化リスクが大きく下がったということがございます。

60歳未満で見ると、通常の季節性インフルエンザと同じ重症化リスク、本県でいえば、さらにオミクロン株は低い重症化リスクです、65歳で言えば、オミクロン株はインフルエンザよりも3倍ほど重症化リスクが高いという状況になっております。そのため、重症化リスクが高い方に対して重点的な対応を取ること、そういった形にシフトしたということが大きな違いでございます。

あと、もう一点は、知事が医師の免許を持っているということもありまして、直接、医療機関に視察に参りましたし、現場の意見を聞いた上で、8月中旬だったと思いますが、記者会見の中で直接、医療機関の皆さまに対して、さらなる協力をお願いしたということでありまして、これは他県ではなかなかやっていないことでございますので、そこが大きな本県としての特徴かなと捉えております。

【饗庭委員】 今後も早め早めに準備して、第8

波に備えていただければと思います。

次に、後遺症についてお伺いしたいと思います。

県内のコロナウイルスによる後遺症の実態をどれほど把握されているのか、お伺いします。

【長谷川感染症対策室長】 お答えします。

県内の後遺症の方の実態につきましては、今年8月に診療・検査医療機関に対してアンケート調査を実施しております。その結果では、約3割の145の医療機関から回答がいただいているところ、

その結果、後遺症の方は61名という回答をいただいております。うち3名が、精査目的等により二次の医療機関に紹介をしているという状況でございます。

【饗庭委員】 その中で、後遺症が何かあるみたいだけど、どこにかかったらいいかわからないというような声もいただくんですけども、外来に、後遺症外来という名称は別としても、後遺症を診ているというふうに標榜を今後されて、そこがどこですよというのがお知らせできるようになるのか、教えてください。

【長谷川感染症対策室長】 新型コロナウイルス感染症の後遺症は、軽度の症状から長期サポートが必要となる症状まで様々ありますので、まずはかかりつけ医や身近な医療機関で受診していただいて、経過観察も必要に応じて行い、そして症状等の経過によって、必要に応じて専門医に紹介できる体制が必要と考えております。

そのために、後遺症専門外来というような専門外来は特に設置せず、かかりつけ医等の主治医が必要時に、症状に応じた外来に適切に紹介できるように体制を確保すると考えておりました。後遺症外来といったような名称での周知ということには考えておりません。

【饗庭委員】名称はなくてもかかりつけ医にかかって、専門外来にということですかね。なかなか実態、それは後遺症かどうか本人もわからないということもあるので、今後、もっとわかりやすくなるといいかと思えます。

次に、長崎の被爆体験者救済についてというところで、午前中にいろんな流れも説明をいただいたところですが、この被爆体験者の方は、ぜひ被爆者として認めてほしいということでございまして、今のところ、がんの一部を対象に加えるというのは十分承知をしておりますが、長崎県としては、今後、体験者が被爆者と認めてほしいと言われているところをどのようにして対応していくのか、お伺いします。

【犬塚原爆被爆者援護課長】今後の対応の方法ということでございます。

被爆体験者の皆様が、被爆者として認めてほしいということで非常に切に希望されているということは、もう間違いないことですが、今までの、昭和55年の基本懇であったり、科学的な根拠がないと、被爆地域の拡大ということがなかなか難しいというところが実情でございます。

その中で、饗庭委員からお話ございましたが、スケジュールをどういうふう考えていますかというところの中で、8月9日の長崎原爆の日の岸田首相からは、黒い雨についても、あるいは被爆者として認めるということについても言及はございませんでした。

一方、がんについて一部認めるという話があり、そのことにつきましては、12月の下旬までに、国、厚労省は専門家の方々と検討を進めていくと。

このがんというのは、今まで被爆体験者の支援事業で全く対象とされてこなかったところで

ございますので、それが認められたということは大変ありがたいことであると、そういうところでは思っております。

私どもといたしましては、この12月というのが一つのめどかと思っておりますので、より多くの被爆体験者の方々が救われるように、より多くのがんが支給の対象となるように、国には働きかけをしていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ被爆体験者の思いを伝えていただきたいと思います。

次に、こども政策局の方に通園バスについてお伺いしたいと思います。

とても悲しい事故が起こって、その後、国から緊急点検をするように出ていたかと思うんですけれども、県としてはどこまで進んでいるのかお伺いします。

【徳永こども未来課長】今回のバスの件であります。事故そのものについては、今回、静岡県で起こった分に加え、昨年度、福岡県の中間市で1年前に同じような事故が起こっているところであります。

そういった中で、県といたしましては、昨年度、事件があった直後に緊急の実態調査をいたしました。その後、県の監査項目に通園バスの安全点検が入っていませんでしたので、監査の確認事項として付け加えて、監査の中でも確認をして、指導していくという形を取っております。

そういった中で、今年度、また新たに静岡でこういった事故があり、その直後に国の方から一斉緊急点検ということで、全施設に対してバスの所有の有無から、子どもの出欠確認の方法、それからバスの乗降時の確認をどうやっているか等、かなり多数の項目にわたって、確認するようになっており、今、その結果の取りまとめ

の最中であります。

【饗庭委員】防止法として、今、国の方でもいろいろ考えられていて、センサーをつけるとか何かされておられるようですけれども、それまでも、今後も事故が起こらないとも限らないので、私としてはバスに施錠しないといいのではないかと思うんですけれども、そのあたりの県の考えをお伺いします。

【徳永こども未来課長】まず、喫緊の点検といたしましては、国からの指示で、バスを所有している施設が大体180から200施設あると思いますが、その全施設に対して実地点検を行う旨の通知が来ており、年内に全施設の点検をすることとしております。

ただ、この種別が幼稚園、保育園、認定こども園、認可外の保育施設もあり、多岐にわたっております。所管する部局も、こども政策局、福祉保健部の監査指導課、それから中核市である長崎市、佐世保市は自ら監査などもしております。その他、保育所を所管している各市町とも話をする必要があり、10月に国から点検時の留意事項が示されることになっておりますので、それに基づいてやっていきたいと思っています。

委員のご指摘のあった機器に関してですが、これに関しては、今、国において機器の設置を義務化するという方向で検討がなされており、それに対する補助の内容などはまだ示されておりませんが、そういった国の方針が示されておりますので、それに沿って必要な対策を実施していきたいと考えているところであります。

【饗庭委員】ぜひ防止していただきたいと思えます。これで終わります。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【宮本委員】それでは、議案外の質問をさせていただきます。

まず、福祉保健部の方からさせていただきますが、今回の平成30年3月に策定された第7次長崎県医療計画と、あと現場からいただいた声をもとに質問をさせていただきます。地域医療についてということであるんですが、地域医療構想について、幾つか確認を踏まえて質問させていただきます。

まず、地域医療構想における県の役割を確認させていただければと思います。

【加藤医療政策課長】まず、地域医療構想でございますけれども、地域医療構想といたしますが、2025年におけます病床の必要量を医療機能別に推計をいたしまして、医療機関の機能分化、連携を進めながら効率的な医療提供体制を構築しようとするものが地域医療構想ですけれども、県の役割ということでございますけれども、地域ごとに医療資源が異なっておりますので、それぞれの地域の実情に応じた医療提供体制を構築するために、医療関係者等からなります協議の場ということで、各医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設置いたしております。その構想会議での議論が進むように、県といたしましては必要なデータの提供等を行っているというような状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございました。県の立場、役割を確認させていただきました。

先ほどおっしゃったとおり、医療圏ごとの資源、またデータもいろいろ取りまとめて提供するというので、今、長崎に8医療圏あって、そのうちの特に佐世保・県北医療圏についてですけれども、特に佐世保・県北医療圏における周産期医療について、県の方の認識を確認したいと思えます。

今、佐世保・県北医療圏の周産期医療が逼迫していると、厳しい状況にあるということ。こ



の第7次長崎県医療計画の中においては、県の考え方、考察としても、分娩を担う医師が10年後は激減するであろうという予想がされているんですね。これは平成30年の3月。だから、それ以前にも、県としてはそれを認識しているということがあります。

今回、これが現実のものとなってきていて、佐世保においては、前は分娩を担う医療機関が10施設あったんですが、今は5しか、もうなくなっています。そのうち2つは病院、1つは総合医療センターなので、ここはもう緊急性を伴うものしか扱っていませんので、そう考えるならば、非常に少なくなってきたという現状で、まさにこの医療計画に書いてあるものが、今現実になってきている。

ここにおいて、これを、私の考えは、各医療圏の担当者に任せきりになっているのではないかということ。もっと言えば、地域医療構想の中で県が担う役割を發揮して、もっとイニシアチブをとっていくべきではないか、もっともっと寄り添って、せっかくこうやって第7次の医療計画の中に落とし込んでいたのであれば、もっと早くに手を差し伸べて対策を練るべきではないかというふうに思うんですが、まず、この佐世保・県北医療圏における周産期医療の体制について、県の認識、今後こういった形でこれに寄り添って対応していくのか、そこを教えてくださいなと思います。

【加藤医療政策課長】先ほど委員がご指摘ございましたとおり、分娩施設が減少してきているという状況がございます。人口減少に伴いまして、分娩数そのものも減少しているという状況がございます。

そういった状況を踏まえまして、県といたしましては関係者との協議を、今、実は進めてい

るところです。県の医師会、それと地元の開業医、地元の医師会、医師の派遣元である長崎大学病院、それと佐世保市総合医療センターですね、中核の病院、そういった方のご意見をお聞きして意見交換をしております。

今の状況でございますけれども、一応分娩施設数は減少しているんですけれども、何とか今の状態で持ちこたえられるというような状況で、近々に体制を変更しないといけないという状況ではないというふうに認識しております。

したがって、現在の医療提供体制をできる限りの長く保つということに、まずは全力を挙げるということで、関係者で今一致をしているというようなことでございます。

ただ、将来の人口減少を踏まえたときに、今のままでいいのかというのがございますので、それについては、引き続き、今の段階から検討していきましょうということで、検討を進めているということでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。温度差があると思います。現場と県と、非常に温度差があると思います。

どういうんですかね、現場は、これは本当に喫緊の課題で、出生率も県北は高いところがあるんですね。都市部に比べて出生率が高いところもある。佐賀の方に分娩に行ったりしているところもやっぱりあるという中で、先ほど言ったとおり、個人病院では3施設しか分娩を担うところがないんですよ。年間に生まれる数も2,000人程度、それを個人の分娩の施設、3施設で、病院を合わせて5施設で賄えるかということ、非常に難しい問題があると思います。私はそこに違和感を感じるんです。

先日、佐世保市議会においても、この議論がなされて、佐世保市としては、助産所を設置と

ということが出てきています。これは公明党の佐藤文子市議が質問して、市も前向きに捉えて、助産所というところをつくって、ここを一つのサテライト拠点にしていくという考えも示しました。これについて、県としてはどう考えているのか、教えてください。

【加藤医療政策課長】将来の周産期医療体制を確保するための一つの方策として、助産所というのがあるかと思えます。

今、関係者の方と協議をしている中では、やはり集約化、バースセンター化をしてオープンシステム、地域の開業医の方が通常の健診を診て、産むときはその大きな病院で産むような形をつくるバースセンター化が一つの案。もう一つが、こういった形で助産所の活用で、院内助産師。将来的には、どちらの方向にいくかというのも含めて検討しなければいけないだろうということで話をしているということでございます。

【宮本委員】どういう言い方が適当なのか、ちょっとあれですけど、もっともっと寄り添っていただければと思えますし、積極的に関わっていただきたい。今でも関わっているのかもしれませんが、なかなかそれが現場の温度差があるというところは、私を感じたところなので、やはりどうしても減っていく現状、今から分娩を担う病院が増えるかという、なかなか難しいので、一つの案としてこういったものが出てきているということがあるので、それについて積極的に可能性を秘めて、県としても議論の場を重ねていただきたいと思いますし、こういった施設をつくる際、例えば県として何か支援の場があるのか、そういった支援のメニューがあるのかということも併せて確認をさせていただきます。

【加藤医療政策課長】今の周産期医療体制については、非常に重要な課題と県も認識しておりまして、県主導でそういった協議の場というのを、今もつくっておりますし、今後もしていこうと考えております。

そういった中で、将来の展望に向けて県として支援制度が必要であれば、それも予算として組み込んでいこうと考えているところでございます。

【宮本委員】ぜひぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

周産期医療、これは産み育てるという、午前中も審議がありましたけど、やはり安心してその場で生活していくには、周産期医療は出発点なので、避けて通れないところ、もっともっと充実していくべきところであろうと思えますし、今の知事もそういったお考えで、来年度に向けての重要テーマとしても子育て支援というのは掲げられているものと思えますので、どうか県としても、地域医療調整会議についてもそうですし、もっともっと寄り添って協議の場を増やしていただければというふうに思います。

併せて、周産期医療について、今、県内では2つの総合周産期母子センターというのがあります。しかし、これが県南と県央にあるということ。長崎の地の利から言えば、縦に長いので、総合周産期母子センターというのが県北にあっていいのではないかというふうに考えるところです。今は長崎総合医療センターと長崎大学病院が総合周産期母子センターになっていますが、例えば、これを県北にもう一つという考えもあっていいんじゃないかと思えます。要は、コロナ感染症が蔓延して、感染症対策についても非常に大事な視点かなと思うんですが、北と南に、もしくは北と中央に総合の周産期母子セン

ターがあってもいいんじゃないかと思うんですが、これについては、県の考え方はいかがでしょうか。お聞かせいただければと思います。

【加藤医療政策課長】総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターなんですけれども、連携のネットワークの中で、今構築をしているというような状況でございまして、実は、限られた資源をいかに有効に活用するかという視点に立っております。

産科医師、小児科医師も含めてなんですけれども、その医師の養成についても全力を挙げてやっていくということになりますけれども、現状の医療資源をいかに有効に活用するかということになりましたら、やはり離島からの搬送を受け持っております長崎医療センターと、医療人材を育成する長崎大学病院、この2つの病院が核になるということにならざるを得ないというふうに思っております。当然、地域に、佐世保・県北にも必要ということで、佐世保の総合医療センターの方にもきちんと機能強化のための支援等はさせていただいているんですけれども、そういった連携ネットワークの中で、いかに効率よくやるかという視点に立っております。現状においては、今の体制をいかにして長く守るかということに全力を挙げて取り組みたいというふうに考えているところでございます。

【宮本委員】了解いたしました。様々な要因があるというのを、一応確認させていただきましたので、その連携体制を強化していただければと思います。

もう一点、佐世保・県北医療圏においては、もっと上の方、北の方、松浦においても、非常に個人病院が偏位しているという状態です。ベッド数の問題もあるんですが、3年前、JCHO

が移転してきて、松浦中部に来ました。ここが核になるんじゃないかと考えているんですが、松浦の医療体制について、入院病床数の変化について、県としての捉え方をお聞かせいただければと思います。

【加藤医療政策課長】松浦中央病院ができたことによりまして、救急医療体制が拡充をされました。それまでは松浦市内から佐世保方面への急患の方が多かったんですけれども、今は、松浦中央病院ができたことによって、そこで一定診ていただけるということで、住民にとっても非常に利便性といいますか、助かっているという認識をしております。

【宮本委員】ありがとうございます。この問題も、引き続き県としても対応していただきたいと思っております。

この地域医療について、部長にお聞かせいただければと思いますが、8医療圏あって、いろんなところで県の体制とか県の姿勢というのを聞くにつれて、私としてもそうじゃないだろうということもありませんながら、一応お話を聞いたりします。もっともっと積極的に関わってほしいという地域の医療圏の方々のお声を聞いて、周産期医療を中心として、ほかの医療圏についても、県としても積極的に関わっていくべきではないかと思いますが、この医療圏の体制について、部長のお考えがあれば、お聞かせください。

【寺原福祉保健部長】まず、先ほど医療政策課長からも話がありましたとおり、医師全体の数は、本県は全国平均と比べても大きく多い状況ですが、偏在がかなり激しいというのが特徴でございます。一つは、離島に医師が少ないということ。もう一つは、委員がおっしゃるように、県北の医師が、医療圏として見れば佐世保・県北ですので、決して少ないわけじゃありません

が、佐世保の県北地域について言えば、離島以上に少ないというような課題でございます。

特に産婦人科については、大変重要で重い課題だと考えております。現場のご意見を、先生方のご意見を聞きますと、多くが、今のところは問題ないので、しっかり現在の体制を継続してほしいという意見がございますが、我々行政としては、中長期的な視点も踏まえて、早期に調査と協議の方を進めたいということで、今動いているという状況でございます。

ただ、難しいのは、地域医療構想等踏まえまして、各診療科ごとの問題ですので、医師の派遣先、派遣元や派遣の受入れ等の調整というのが、なかなか行政が行うのが難しいということがございますので、どの医師をどういうふうにかけていくのかということが急務になりますから、そこはしっかりと現場の医師や医療体制、あとは、当然ながらお産の状況等を踏まえながら対応していきたいと思っております。

もう一つは、1年半後に医師の働き方改革が始まりますから、その調整も踏まえてしっかりと前向きに進めていきたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。この医療計画とかを見ていると、県としていろいろ詳細に分析もされていらっしゃるの、これをしっかりと基として今後の対策を、再度構築していただきたいということを要望させていただきます。

あと、子ども政策局に1点だけ。先ほど饗庭委員からもありましたけれども、通園バスについて、重複するかもしれませんが、私の観点から確認させてください。

先ほどあったとおり、福岡、そして静岡でもあってはならない事故が起きたということで、先ほど課長からも、今、一斉点検中ですという

ことがありましたが、昨年、福岡の分を受けてちょっと言われていたのが、昨年も調査したということと言われていましたかね。その状況について、もう一度詳しく、わかれば教えていただければと思います。

【徳永こども未来課長】昨年度の点検結果については、まず、バス施設の有無等、運行管理をどのようにやっているか等の調査、それから、マニュアル等を整備しているかというようなことの調査をさせていただいています。

昨年度は、保育園、幼稚園、認定こども園、約600施設に調査を行いまして、約180施設、3割に当たるところがバスを運行・所有しているというデータがあります。

マニュアルについては、全体の約70%の施設がマニュアルや、確認するための様式などを定めている状況でありました。

【宮本委員】ありがとうございます。今後、県として、県のマニュアルというのは、先ほど言われていましたかね、今後つくる方向性でしょうか。それを教えてください。

【徳永こども未来課長】先ほど饗庭委員のご質問にもお答えした、国の方で10月中に総合的な対策の取りまとめが行われる予定になっております。その中で、統一マニュアルの策定についても、国の方で今検討されておりますので、国の動向を見ながら、しっかり施設の方に周知を図っていきたく考えているところであります。

【宮本委員】ありがとうございます。

最後一点だけ、非常に大事な視点だと思うんですが、ヒヤリ・ハット、これが大事につながると思うんですが、今回も調査に入っているかどうかですけど、ヒヤリ・ハットの有無、調査の有無もお聞かせください。

【徳永こども未来課長】いわゆるヒヤリ・ハッ

ト、要するに、事故には至らなかったけれども、その直前までというような、実際見落とししかけていたみたいなの、そういった経験の有無について、昨年度の調査では、項目に入れてなかったのですが、今回の国の一斉点検の調査項目には、そのヒヤリ・ハットの経験があるかということについても、調査項目に入っております。

現時点では、調査途中でありまして、この場で正確な数字はお答えはできませんが、少なくとも、全くないということではないということだけはお答えさせていただきたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。このヒヤリ・ハットが大事につながる場所なので、よくよく精査していただければと思います。

以上です。

【下条委員長】ここで、一旦休憩をいたします。

14時50分から再開いたします。

-----  
午後 2時40分 休憩

-----  
午後 2時50分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【大場委員】それでは、数点お聞きをしたいと思います。まず初めに、長崎県陽性者判断センターについてです。

第7波の急激な拡大によって、いろいろ医療であるとか、その逼迫が懸念されたときに、一部、そういった判断を各自で行っていただきたいというふうに、ある意味、負担軽減を考えての設置だったと思うんですが、今、開設しておりますけれども、今の運用状況についてはどのようになっていますでしょうか。

【本土感染症対策室企画監】発熱外来の負担軽減のために、検査キットの結果を確認して、陽性者と判断をする長崎県陽性者判断センターを

9月2日から開設をいたしております。

県から配送されてきた検査キットでございますとか、自ら購入された医療用の検査キット、あるいはPCR等の無料検査、こちらの方の検査で陽性となった方で症状が軽い方で、自ら判断し、自宅で速やかな療養開始を希望される方に、この判断センターの方に連絡をいただく。それには検査結果と本人確認の写真等を添付して、Webで申し込みをいただくというような状況になります。

申し込みの対象者でございますけれども、長期滞在者を含む県内在住者の方、小学4年生以上65歳未満の方、基礎疾患等の危険因子のない方、事前に解熱剤等のお薬が確保されている方、あと、スマホ・パソコン等でWebの申し込みが可能な方ということになっております。

受付時間でございますが、9時から18時となっております。

センターの体制でございますけれども、13人体制となっておりますが、管理を行う方が3名、オペレータが8名、あと、入力作業に2名ということで13名確保しております。

委託先はJTBでございます。

その後の健康観察につきましても、療養中の体調変化でございますとか、宿泊療養施設への入所希望、あるいはパルスオキシメーターの貸与希望、それから、食料品の支援等の相談、これらの連絡先として健康観察センターをメールで陽性者の方へお知らせするというような状況でございます。

【大場委員】よくわかりました。

その中で、開設後の、要は活用というか、一般の方の利用状況については、どのような状況になっていますでしょうか。

【本土感染症対策室企画監】9月28日までで

2,391件の判定をしております。

【大場委員】 約2,400名の方が利用されているということで、県としてもそれはある程度想定されていた人数であるのかということ、もう一つ、先ほど言いましたように、医療機関の業務の軽減、また、ましてや、私は県もだと思っんですね。県の保健所を含めて、要はそこが本体になるわけですから、あらゆる対策を打っていくところが疲弊してはもうどうしようもないというのがあるので、ある意味こういった設置というのはどんどん活用して、そちらの方に少しでも促していく形に持っていけないと思っっているんですが、ひいては、それが続いて健康観察センターの方に業務委託を含めて、要は自分たちが、今度は県としてしっかりとその対策にはまれる状況をつくり出すための一つのツールであると私は理解しているんですけども、そういった流れについて、まずは入り口であるセンターの状況を確認させていただきました。

今後の流れとして、7波の方が少し下火になりつつある状況の中で第8波が来たときに、またこのような急激な伸びをして、病院や医療の方が逼迫しないこと、県が何よりもその対策をしっかり打てること、そういった流れの対策として、今後、これをもっと活用する方法で、県としても図っていただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

【本土感染症対策室企画監】 発生届の限定というのも9月9日から、本県では実施をしております。その関係で、医療機関からの発生届の件数とかも減っておりますし、それによって医療機関は8割ぐらい負担軽減にはなっているというふうに考えております。

また、保健所の方も、こういったことによりまして、健康観察の限定、重症化リスクのある

方に限定をして対応しているということもございますので、保健所の負担の軽減にもつながっているのではというふうに考えています。

今後こういった体制を維持しながら、より健康観察とか、そういった感染者の方に対する保健所の対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

【大場委員】 ぜひお願いしたいと思います。

現状では、一部ネット環境が整っていないとできないところもありますけれども、ただ、そこをもう少し考えていただいて、より活用しやすい方法をぜひご検討いただければというふうに思います。

次に、コロナワクチンの接種についてですけど、これは午前中、外間委員の方から質問がありましたので、大まか質問がタブってありましたので、そちらの方はもう割愛をさせていただきます。

次に、こども政策局の子ども医療費についてです。

本会議において大石知事の方より、検討状況について話がありました。より広く取り組んでいきたい旨の趣旨発言がありますけれども、現状の検討状況についてはどのようになっていますでしょうか。

【平川こども家庭課長】 新たな子どもの医療費助成制度の創設につきましては、令和5年度からの実施に向けまして、厳しい財政状況の中ではありますが、どのような形で実現していくかということ、現在、市町と協議を進めているところでございます。

【大場委員】 現在検討中ということで、市町の意見というのは、やはり現場で直接当たるのは各自治体になりますので、その辺はしっかりと意見を交わして、いい仕組みづくりに努めてい

ただきたいと思います。

県民にとっては、高校生まで非常にいい制度だと思えます。ただ、現状で各自治体、現在県としてどのように考えているのか。今、2つの方法でやられる自治体が、償還方式と現物支給方式で、もう既に各自治体は走り出しているところもありますので、要は、そういったところの整合性であるとか、そういった問題点も今後出てくるかと思えますので、やはりこういった子どもに関することというのは、県がやること、市がやること、当然ありますけれども、それはお互いに協力してやって初めて成果が出るものだというふうに思えますので、その辺は、まず各自治体と意見をしっかりと交わして、いい制度になるようにしていただきたいと思えますが、いかがですか。

【平川子ども家庭課長】委員からご指摘いただきましたように、市町のご意見、ご要望もしっかりお伺いしながら、市町と連携いたしまして、18歳までの全ての子どもたちが安心して医療を受けることができるような仕組みづくりに向けて、議論を進めてまいりたいと考えております。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【前田委員】健康観察センターについて質問するつもりでしたけど、資料をもらったので大体わかりましたが、1点だけ。

今の大場委員の方から、陽性者の判断センターは、質疑も出ていましたけれども、結局、感染したら、保健所から発生届は出す分と、この陽性者判断センターで陽性だと認識される分で、全ての感染者がここで把握されるということで理解していいんですか。

今、全数把握してなくても、陽性者数の全体の数は出ているじゃないですか。あれはどうか

って出しているんですかね。基礎的なことで、すみません。

【長谷川感染症対策室長】日々の新規感染者の数をどのように把握しているかというところでお答えしたいと思います。

大きく2つございまして、1つは、医療機関の方で年代別の診断した感染者数を集計してご報告をいただいております。この中には、内数として、発生届の対象になっている方も含めての集計になっております。

そして、医療による診断を経ない陽性の方については、陽性者判断センターでの判断になりますので、陽性者判断センターで陽性と判断された方についても同様に集計をしまして、合わせて日々の新規感染者数ということでご報告をしております。

【前田委員】医療機関で年代別でやって、発生届を必要としない感染者はどうなるんですか。

【長谷川感染症対策室長】医療機関からご報告いただく集計をする数には、発生届の対象の方と発生届の対象外の人も含めての集計の数になっております。

【前田委員】集計の数ということよりも、さっき大場委員に言われた中で、陽性者判断センターの中で入力作業があると言ったじゃないですか。ちょっとよくわからないのは、結局、軽症とか無症状とか感染者がおられて、ここで言う医療機関も発生届が出されない人は、数はわかるけれども、どこ市の誰というのは当然わからないわけですよね。それって、じゃ、行政としては陽性者判断センターでも引っかからないでしょうし、どうやって把握するんですか。言っている意味はわかりますか。

【長谷川感染症対策室長】現在の報告の方法では、市町別の新規感染者数の発生については把

握できない仕組みとなっております。

【前田委員】何を言いたいかというと、結局、感染の状況が変わってくる中で、感染が蔓延してくると、感染者に対して行動制限を課すわけじゃないですか。それは、今の話でいくと、多分、自主性に任せられるということになってしまって、公的に行動制限がかからないんじゃないかと思っているんですね。そうなったときに、感染症法の中でも、感染を防止するための協力が求められる中で、そういう形に対してどうやって行政がアプローチするのかというのが、私はよくわからないんですね。部長は頷かれているから、多分、わかっていると思うので。

そういう方に対して県独自の仕組みが必要じゃないかと思っていて、例えばこれ、そのためのということじゃないでしょうけれども、三重県は発生届の対象から外れた感染者の氏名と生年月日、居住市町名の3項目のみを簡単に把握する独自のシステムを整備ということで、これは病状が急変して救急搬送する場合に、スムーズに病院に運べるようにということでネットには載っていましたが、その手前の中で、やっぱりそこを把握する必要性があると思うんですけれども、言っている意味がもしおわかりになるんだったら、部長の方で少し答弁いただきたいと思います。

【寺原福祉保健部長】まず、今回の発生届の見直しをするに当たって、県の考え方というのを知事の方からも記者会見でお示しさせていただいています。

今回のオミクロン株においては、世代時間といいまして、感染した方が次の方に感染させるまでの時間が2日間ということで、デルタ株の5日間よりもかなり短いというのが特徴でございます。そのため、感染を抑えようとしても、

濃厚接触者に伝えたときには、既に2次感染、3次感染、4次感染が起きている状況ということで、これは国の専門会議でも示されているところでございます。

そのため、疫学調査というのは限界があるということで、個別の感染状況に合わせた感染予防対策ではなく、感染しているかもしれない方、あるいはそうではない方を含め、基本的な感染防止対策、マスクをつける等がとにかく大切であると、そういった基本的な考え方をお示しさせていただきました。

その上で、今回の見直しに伴って、重症化リスクがある方に関しては市町別にデータが出ますが、それ以外は出ないという形になりますので、これは全市町に対して、市町連携会議の場で、そういった形になりますということを事前にご説明してご理解をいただいたという中で、今回、医療機関等の負担軽減につなげるため、また、重症化率の高い方に重点化するために、発生届の限定を全国に先駆けて行ったという状況でございます。

【前田委員】結局それは、今、オミクロン株の特性も含めたところでの行動というか判断ですので、これがまた変わっていくと、今のようなシステムをまた変更するというのも十分あり得るという理解をしいいんですかね。

【寺原福祉保健部長】現在、オミクロン株に対応した施策ですので、新たな変異株で重症化リスク等も大きく変われば、当然、対応も変わり得るものだと思います。

【前田委員】もう一度確認しますけれども、発生届の対象から外れた感染者は、行政としては把握する必要はないという理解でいいんですね。

【寺原福祉保健部長】個別の方のご住所やお名前等は把握しておりませんが、しっかりと医療



に必要なときにつなげるということは徹底をしております。そのために健康観察センターの強化をいたしまして、不安な方に対して、あるいは医療が必要な方に対しては速やかにつなげていただくような、そういった周知を徹底しているという状況でございます。

【前田委員】何回もすみません。外部委託した健康観察センターにそこを全て任せるということに対してはいかがなものかという気はしておりますけれども、そうすると、健康観察センターに症状が悪化したという連絡があったときの速やかな対応というのは、こういった対応がとられるわけですか。

【長谷川感染症対策室長】健康観察センターにおいて自宅療養者等の陽性者の方から症状等の相談があった場合には、そこに配置している看護師も含めて対応をいたします。

その際に、医療につなげる必要があれば、かかりつけ医等をご紹介したり、また、特に陽性者判断センター経由で判断された方については、医療を経てないので、オンライン診療ができる医療機関のリストを準備しておりまして、そちらの方に相談センターの方からご紹介をするという体制を確保しております。

【前田委員】健康観察センターで雇用されている看護師の方というのは、当然、病院から派遣されている方ではなくて、潜在的な看護師さんみたいな方を、委託した業者さんがお探しになって雇用されているというふうに思っています。違っていたら、修正してください。そうなったときに、そういう方々が、今おっしゃったような受診する病院であったり、もしくは入院先、または宿泊療養所施設、オンラインも含めてとおっしゃっていましたが、そこを看護師さんの中で調整するということは非常に困難

だと思っているんですけれども、健康観察センターの中で、今そういった調整ができなかったという事例はないのかということと、仮に、そういったところで、看護師さんのところで調整がきかない場合は、こういった方法というか、サポートをするようにしているんですか。

私は一定、そこまできたら、また保健所に戻すべきだと思っているんですけれども、いかがですかね。もしくは、コールセンター的なものを設けて、そこで解決するみたいな方法もあるのかと思っているんですけど。

【長谷川感染症対策室長】対応体制としましては、看護師の相談員により対応が難しい場合は、陽性者の方が居住する地域を管轄する保健所の方につなげて、保健所がその後の対応を調整するという体制になっております。

【前田委員】コロナ禍での対応なので、今、こういう対応の仕方を是としますが、さっき述べたように、他県の中では少し違った取組もやっているところもあるので、そういうのも研究しながら、また第8波に備え、また健康観察センターとかそういう委託先も、十分情報を共有しながら、改善が必要となれば努めてほしいということ要望しておきたいと思います。

定点把握について質問項目を挙げていたんですが、私はちょっと勘違いしていて、定点把握は国の指針でやるということではなくて、私は自治体がやるかやらないかという判断をするものだと思っていたので質問項目に挙げていたんですけれども、この定点把握について、今、国の動向を含めてどういう状況になっているのかということと、定点把握が仮にされるとした際の効果というか、そういう目的というか、そこをまず再確認させてください。

【長谷川感染症対策室長】定点把握の方針につ

きましては、まだ具体的なところは示されていないところですが、国からは、県内のインフルエンザ定点について、コロナ患者も診療できる診療・検査医療機関の割合などそういった確認作業の依頼が8月16日にごさいまして、報告をしたところです。県内70のインフルエンザ定点がごさいますが、そのうち診療・検査医療機関については60か所がごさいました。まだ、具体的なその後の方針は示されておきませんので、引き続き国の動向を注視してまいりたいと思っております。

定点把握に移行した場合のメリットとしては、報告する側の負担が減るといふところと、定点把握をするに当たっては、地域の感染動向を把握できる妥当な数、また箇所の選定、医療機関の選定が必要となりますが、そういった方針も、改めて国から示されるものと考えております。

【前田委員】 ありがとうございます。

医療的ケア児支援センターが8月1日から開所していますので、まだ2か月程度ですけれども、その実績と主となる相談、今どういふ相談を受けているのか、ご答弁いただきたいと思っております。

【吉田障害福祉課長】 医療的ケア児センターにつきましては、8月1日に開所いたしまして、8月末までの1か月分の相談件数でございますが、7名の方から延べ12件、ご相談を受けているところでございます。相談された方につきましては、ご家族の方であったり、医療機関とか、相談・支援事業所からの相談でございます。

内容といたしましては、退院後の生活についてであったり、保育所の入所について、また高校卒業後についてといふところでご相談をいただいているところでございます。

【前田委員】 相談している内容の中で保育所の

入所とか、先日長崎新聞に載っていましたが、預かりの部分の記事とか見させていただきました。そうする中で、県内で医療的ケア児支援センターができたといふことは非常に喜ばしく思っていますけれども、ただ、事前に医療的ケア児が県内にどれぐらいいるかといふことと、その人たちがどういふ問題といふか、心配事を含めて抱えているかといふのは、県としては重々把握しているわけですから、このセンターはセンターとして動かしながら、医療的ケア児支援に関する課題を一つずつ解決していくことが大事だと思っております、そういう意味においては、各市町との連携が必要だと思っておりますが、こういうセンターができたことも含めて、各市町と役割分担もしながら、医療的ケア児支援を具体的に見える形で進めていくことが大事だと思っております、その辺については、今、市町とどういふ協議、または来年度の事業に向けてどういふ準備をされているのか、お答えいただきたいと思っております。

【吉田障害福祉課長】 医療的ケア児支援センターを設置したところでございますが、一元的に相談を受けたり、情報を提供したりするようにしております。

ただ、このセンターを設置する前から、各市町においては、行政であったり、医療・福祉・労働関係等における協議の場といふのを設置していただいております。

今回、そういう協議の場は設置していたところでございますが、なかなか、そもそも医療的ケア児がどれぐらいいるのか、どういふ状態のお子さんがあるのかといふのが把握できていない状態で、昨年、実態調査をしたところでごさいまして、その情報について、各市町に情報提供させていただいております。

当然、実態調査の中で、今、委員おっしゃるとおり、利用したいけど受けられないサービスがある等いろいろなご意見がございました。特にレスパイト施設であったり、通園できる保育所がないなど、そういういろんな問題がございました。

我々といたしましても、そういうレスパイトできる施設を増やしていくことで、今検討を進めているところでございますが、福祉サービスがすぐに参入できるかといえば、マンパワーの問題でそう簡単にできるものではございません。まずは医療機関、小児科を有する医療機関などにレスパイト等を担っていただけないかと、そういうご相談を今後進めていかないといけないかと思っておりますし、そこはあくまで1泊2日等のレスパイトの関係ですけれども、それが難しくても、日中だけでもレスパイト等の支援ができないかというところで、例えば他県では、訪問型レスパイトということで、訪問看護ステーションが医療保険で対応している部分、それ以外の延長の部分であったり、在宅以外の部分でのレスパイト対応等している事例もございますので、そういう事例も本県で導入できないかということで、市町ともこの取組について協議をしているところでございます。

【前田委員】いみじくも答弁の中でマンパワーという話が出てきましたけれども、課題が見えている中で、マンパワーというのが大きなハードルというかそういうものがあるとするならば、例えば保育所に入園できるところが少ないというのであれば、そういう課題がわかっているのであれば、もうそこは県が主導して、医療的ケア児の保育というのはどういうものなんだということを体験させて勉強してもらおうとか、研修会をするとか、多分、今でもやっていると思

うんですけれども、そういった先行してできることがあるので、情報提供等にとどまらず、もう課題が見えているのが幾つかありますので、その中からやれること、そこにマンパワーが必要とするならば、人材育成の部分は先行してやれると思うので、ぜひその辺も鋭意取り組んでいただきたいということを要望して、この質問を終わります。

残りについては、午前中の説明とか、他の委員からの説明と重なりますので、私の質問はこれで終わります。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【坂本(浩)委員】それでは、通告していた分に基づいてさせていただきます。

まず、第6波・7波における保健所体制ですけれども、今日午前中に説明していただいた新型コロナウイルス感染症対策ということで、これの8ページのところに、感染拡大に対応して保健所体制の強化という項目があります。これは、今年の文教厚生委員になった3月定例会、それから6月定例会、それぞれ定例会でこういった資料で、その都度その都度説明をしていただいたと思うんですけれども、保健所体制の強化は2つ書いていますよね。保健所体制の強化を行うための計画を作成し、全庁的な応援体制を構築すると、それから、業務の効率化を推進していくということが2つあって、括弧して(健康観察業務について、一部を外部委託)、これは多分、健康観察センターのことだろうと思います。あとはHER-SYS等システムの一層の活用だとか、新規感染者への電話連絡をSNS送信というふうにしております。

それから、6月の定例会のときには、この項目の中にパルスオキシメーターや食料品セットの配送業務を外部委託というふうなことで、順次、

そういうふうなできるところは外部委託をして、保健所体制の本来業務といいますかね、そっちの方を重点的にというふうなことをしているんだろうと思うんですけれども、3月定例会から、最初の2つですね、計画をし、それから効率化を推進、全くこれは変わってないんですよ、言葉としては。

去年の12月8日に、これは長崎県保健・医療提供体制確保計画の概要についてというようなことで発表されています。これは国の方針に基づいて、それまでのコロナ対策について、こうした確保計画ということで改めてするというふうなことで。このときには、いわゆる第5波の状況を受けて、第6波に向けての備えというふうなことで策定をされました。そのときに、結果的には、いわゆる陽性者の数が桁違いに今年はなったんですけれども、そのときに県内の10保健所で必要な人員は約120人ということで、ピーク時であれば約530人が必要というようなことで、保健所の人員体制を含めて明記を、計画をされているんですね。

その後の年明けてからの第6波、第7波の中で、先ほど言いましたように、議会のたびにこういう資料を提出して説明していただいているんですけれども、じゃ、そのときに、先ほど言った2つが全く同じ、重なっているものですから、この第6波、第7波の中でどういうふうに、外部委託してきたのは、先ほど言ったとおりですけれども、そこら辺がどうなってきたのか、人員的にですね。そこら辺をちょっと教えていただければと思います。

【安藝福祉保健課長】保健所の人員でございますけれども、国においては、令和3年度に地方交付税措置がされたところでございまして、県においても保健所、今年度は4名増加したところ

でございます。

県全体の保健所の総数は、令和2年4月から今年4月の時点、2年間で8名増員したところでございます。

【坂本(浩)委員】今のは保健師の増員ですよね。それ以外の事務職とかを含めて、多分、それぞれ振興局からの応援だとか、あるいは市町だとか、あるいは外部の人材センターというんですかね、そういうところから応援をいただいていたんだろうというふうに思うんですけれども、そこら辺というのはその都度その都度、先ほど言いました昨年12月には、一旦そういった計画を立てて、一日最大の感染者数を予測して、こういった体制が必要だというふうなことをして、それというのは、その都度その都度変化をしているんだろうというふうに思うんですけれども、保健所体制の強化を行うための計画というのは、その都度その都度つくっているんですか。

【安藝福祉保健課長】委員おっしゃるとおり、計画においては400名程度の増員を見込んでいたところでございますけれども、結果として、第6波以降におきましては、中核市保健所を含めて330名程度の増員となったところでございます。

ただ、不足している人材については、看護師など会計年度任用職員やI H E A Tなど外部専門人材の応援、振興局からの事務職員の応援などを行って対応してきたところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。先ほどもちょっとありましたように、医療提供体制と、それから公衆衛生を担う保健所というのは、本当に車の両輪で、基幹的なところになるだろうというふうに思いますし、それから、今回、オミクロンの第7波のピークが8月19日、4,611人、それがだんだん下降してきて、昨日、感染レベルが

「2」から「2」、警戒警報2というよう  
なことで感染レベルは下がりましたけれども、  
そういう意味でいけば、少し右肩下がりになっ  
ているんじゃないかなと思いますけれども、た  
だ、今後言われているのが、この冬、インフル  
エンザと合わさったところもあるというふうに、  
先ほども委員会の中でも指摘をされたところで  
ありますし、それからまた、わからないですよ  
ね。数年後に新たな感染症といますか、そう  
いうようなのも予想がされるかもしれません。

そういう意味でいくと、今、県内、県立の保  
健所というのが8医療圏に一つずつで8保健所、  
あと中核市の長崎市、佐世保市で10保健所ある  
と思うんですけれども、多分、この10年か20年  
ぐらいの間の中で、もともと県立の保健所も13  
保健所あったのが、今、8つというふうなことで、  
いわゆる減らされてきているんです、縮小して  
きているんですよ。

それが、今回こういうことがあって、本当に  
大変な状況になっているということですから、  
そういう意味でいくと、今回の第1波から始ま  
って第7波のところのいろんな、例えばデルタ  
株だとかオミクロン株だとかいろんな状況があ  
ったと思いますけれども、少なくとも保健所体  
制をきちんと強化をしていくと。今、なかなか  
公衆衛生を担う様々な職種があって、人材も急  
には集まらないというふうな状況もあるかと思  
いますので、例えばそれを補完するような事務  
職をきちんと配置するだとか、そういったと  
ころを含めて、今後の、本来保健所が発揮する  
専門性というんですかね、そういうのを発揮で  
きるような体制をきちんとつくっていただきた  
いというふうに思っているんですけれども、そ  
こら辺についての認識というのは、いかがです  
か。

【安藝福祉保健課長】保健所の人員体制につ  
きましては、権限委譲や市町村合併が進んだこ  
とから見直しを進めてきておりまして、その  
後は、職員の業務量を確認しながら適切に配  
置をしてきたところでございますけれども、今  
回のコロナ対応のように大きな感染症など、  
非常時に備える必要もあることも重要だと考  
えております。

保健師のキャリアに応じて研修も行って  
おり、保健師のスキルアップや保健師の一定  
数の確保等も必要だと考えております。

先ほども申し上げましたように、国にお  
いては、令和3年度に保健師配置の地方交付  
税措置がなされたところでありまして、政府  
施策要望でも、交付税措置のさらなる充実を  
要望するなどしておりますので、保健師を中  
心とした人材の確保、そして育成について、  
これからも注力していきたいと考えており  
ます。

【坂本(浩)委員】 よろしくお願  
いいたします。

次に、合理的配慮の認知度の向上につ  
いてということなんですけれども、昨年度の  
県政世論調査で、いわゆる障害者に関する  
合理的配慮というのを知らないというふう  
な回答が57.8%ということが新聞で報  
道されておりました。これは、9月12日  
に開かれた「障害のある人もない人も共  
に生きる平和な長崎県づくり推進会議」で  
報告をされたということになっております  
けれども、この条例ができて随分たちます  
し、それから、障害者差別禁止法も制定さ  
れてもう数年たつんですけれども、合理的  
配慮とうのがなかなか知名度が低いのか  
なというふうに思っておりますけれども、  
それに対しての県の認識と取組というん  
ですかね、それについて教えてください。

【吉田障害福祉課長】合理的配慮の認知  
度についてでございます。

条例が制定してもう8年経過しておりまして、この間、県政世論調査等ですっと調査をしているところですが、平成27年、30年、令和3年度と大体40%前後の認知度と、低い状況でございます。

県もこの間、広報用のリーフレットの作成、また配布、市町であったり関係団体であったり、条例推進会議の中に35の団体等が入っております、そういうところを介した広報をしております。

また、12月3日から9日まで障害者週間がございまして、その期間にまた、全世帯広報誌やテレビやラジオ等を使って集中的な広報等もやっております。また、このほかに研修会等、市町の職員を対象だったり、県の職員であったり研修会等を実施しております、また県議会主導でも、11月の後半になるかと思いますが、「障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を目指す街頭キャンペーン」を実施していただいているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。それで、いろんな取組をやっているんですけど、先ほどありましたように、3回の県政世論調査の中で40%前後というふうな状況が脱し切れてないというふうなことなんですけれども、特に、今回、合理的配慮については、法律で国、自治体には義務づけられているんですけども、昨年改正されまして、いわゆる民間事業者のところでも義務づけるというふうなことになりました。

そういう意味でいきますと、本当に先に頑張らなければならない県の取組が、今問われているんじゃないかなというふうに思うんですけども、例えば、これは今年の3月ぐらいに報道されていましたが、都道府県の県立のスポーツ施設のうち、障害者に対する配慮対応に関す

る職員の研修、長崎県はゼロというふうなことになっていたみたいです。過去3年間に現場の職員に研修を行ったかどうか尋ねているんですけども、長崎県、そのほか12県がゼロだったということなんです。

そういう意味でいくと、先ほどいろんな広報媒体を使ったいろんな取組というのはされているんですけども、なかなか浸透しない中で、やっぱりそうした研修だとかをきちんとやっていかなければならないんじゃないかと思うんですけども、研修というのは、先ほどありましたかね。

【吉田障害福祉課長】研修につきましては、県職員につきましては、初任者研修のときに県職員に対して障害者差別禁止条例に関する研修をしております。

また、市町におきましても、これは市町の福祉関係部署の職員に対してですが、研修を実施しているところでございます。

県でもホームページであったり公表はしているところなんですけれども、各市町におきましても、ホームページなどを使った形での広報周知というのを、今年度、改めてお願いしているところでございます。

あと、先ほど委員がおっしゃっていましたように、事業者に対しての合理的配慮の義務化、昨年、法律の中で義務化されたところでございます。県におきましては、条例の中で既に義務化しております、ただ、一方で、推進会議の中で、私も感じているところでございますが、なかなか合理的配慮という部分での認識がまだ低いのかなと考えているところでございます。

先日の条例推進会議の中でも、改めて障害者団体と事業者、交通機関であったり、商工会であったり、そこの意見交換、その内容は障害

者団体からの要望というわけではなく、そういう民間の団体が日頃困ってらっしゃるようなことを申し出ていただいて、お互い考え合うような意見交換というのを提案させていただいて、それを今後実施していくことで、民間団体の合理的配慮の理解を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 今日、委員会の中でも説明がありましたように、3年後ですね、国民文化祭と一緒に障害者芸術・文化祭というのが、本県で開かれます。事業展開の方向性ということで、これは説明がありましたけれども、障害のある人の自立と社会参加につなげますというふうなことです。この大会のときには、ぜひ自信を持って長崎県のこの条例を生かせるのが実感できるような、そういう取組を今後お願い申し上げます。

次ですが、通園バスの安全対策ですけれども、通園バスについては、先ほどもあったとおりであります。それぞれ実態把握だとか一斉点検だとか、今からされるというふうなことなんですけれども、そういった実態把握はそれぞれ保育の現場に緊張感を与えるというふうに思いますので、それはそれでやっていただいて大いに結構なんですけれども、しかし、先ほど饗庭委員からあったように、とりあえずやるべきことがあるんじゃないかなというふうな気がするんですよ。何か機器を設置するというのは、それはまたお金も時間もかかるだろうというふうに思いますし。

それで、これは通園バスだけに限らず、例えば子どもさんたちを保育士さんが連れて散歩して、公園に置き去りにされたとかというのも報道がございました。そういう面でいくと、バスに限らず、いろんな場面場面で、切り替わる

たびに、きちんとそこで把握をするというふうなことが非常に重要だと思います。恐らくそういう認識は持たれているというふうに思いますので、とりあえずそこを、マニュアルでなっているだけじゃなくて、それぞれのところで園が、それぞれの切り替わりの場面で、例えば今日の日程がこういうふうなスケジュールになっている。そこで間違いなくチェックしたというのを、ペーパー1枚でいいと思うんですよね。そういうのをやっぱりきちんと各施設で徹底してするというのをやってもらった方がいいんじゃないかなという気がするんですけど、そこら辺いかがですか。

【徳永こども未来課長】 今回の件につきましては、どうしてもバスの事故ということで、バスの乗降の部分がクローズアップされているというところがあります。

ただ、委員の方からご指摘もありましたように、今回、2件の事故に共通している問題は、子どもの出席確認という一番基本の部分がなされてなかったということでありまして。

今回の問題は、二面性をよく考えないといけません。現状、バスの運行管理、あるいは児童の安全対策ということについては、大半の施設で日々、本当に腐心して取り組んでいただいているという現状があります。

かつ、その一方で、2年も続けてこういう痛ましい事案が発生してしまい、かつ、ヒヤリ・ハットというような、事故に至らないまでもというようなこともあると、そういう2つの事象があり、そこを両方を直視する必要があると思っています。

バスに関しては、先ほど言ったような機器の設置義務化というのも国の方で検討されておりますので、そういった部分について取り組んで

いくこと。

もう一つ、先ほど言ったようにチェックリストなど、職員の方が簡単に気をつけられるようにというような取組も当然しないといけませんし、私どもは児童の安全管理ということについては、各種研修の項目に入れております。今回の国の対策の中にも、研修という項目も一つありまして、職員の注意喚起を促すというような部分も取り込まれているところでもあります。

そういったこともありますので、今しっかりやっていたりしている施設については、引き続き今の取組を継続していただいて、取り組みが少し足りないような施設がありましたら、そこはしっかり改善していただくと。さらに、そういった中に、職員のバックアップではないですけど、機器を導入して職員の負担軽減も含めて安全管理を図っていくと、そういったことが必要ではないかと考えているところでもあります。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【饗庭委員】すみません。残した分を短く質問させていただきたいと思います。

まず最初に、子どもの医療費についてですけれども、これは先ほどご質問があって、18歳まで全ての子どもたちに助成をとということで理解したいと思います。

もう一つ、子ども医療費の中で、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりや経済的支援にかかる思い切った施策をとというふうに表現してありまして、長崎県でも、妊産婦医療費助成制度の創設をとということで、県医師会や保健協会から要望があっているかというふうに思います。また、県でもしている県は少なく、全県でしているのは4県ぐらいということですが、長崎県の考えをお伺いします。

【平川こども家庭課長】ご指摘がありました妊産婦医療費助成制度でございますけれども、こうした医療制度の創設につきましては、本県の厳しい財政状況を踏まえたと、新しい医療制度を創設するというのはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

また、こうした医療費助成制度につきましては、全国どこに住んでいても同じ条件で受けられるべきものと、そうした条件で受けられることが望ましいということから、国において手当をしていただくべきものと考えております。

ただ、安心して出産・子育てができる環境づくりというのは大変重要であるというふうに考えております。妊娠・出産期における経済的な支援といたしましては、現在、国において出産一時金の見直しの検討も行われているところでございます。

県といたしましても、妊娠・出産期における支援についてどういった支援が必要かということについては、検討してまいりたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひ、安心して妊娠・出産ができるということで、この制度だけではないですので、今言われた出産一時金とかも含めて検討していただければと思います。

次に、児童相談所についてですけれども、いろいろ考えていたんですけれども、1点だけ。第三者評価とか、第三者委員会ということに対して、県の考え方をお伺いします。

【平川こども家庭課長】児童相談所の第三者評価のことかと思っております。

こちらにつきましては、令和元年度の児童福祉法の改正がございまして、都道府県に対して児童相談所が行う相談対応でありますとか、一時保護の業務の質の評価に関する努力義務が規



定されたところであります。

児童相談所の第三者評価であります。子どもの権利擁護機関として児童相談所が機能しているかを確認するために行うものでありまして、第三者評価を通じて機能しているところや改善すべきところを確認し、児童相談所の質の確保向上を図ることを目的としております。

それから、一時保護所が児童相談所には併設されており、こちらの方の第三者評価というのもございます。こちらにつきましては、令和3年度から受検をしているという状況があります。

【饗庭委員】第三者評価もしながら、児童相談所の質を守っていただきたいというふうに思います。

次に、児童虐待防止について、いろんな具体的な対策に取り組んでおられるというふうに理解しております。その中で、子どもさんと親御さんとの意見が食い違った場合にどのような対応をされるのか、お伺いします。

【平川こども家庭課長】子どもと親の意見が食い違うような場合ということですが、特に児童虐待のケースにおいて、子どもが家に帰りたくないという場合などについてご説明いたしますが、そうした場合には、まずは保護者の方の養育態度でありますとか、家庭内の環境でありますとか、そういったことをまず整備していく、準備していくという作業が必要であります。

それと併せて、子どもさんと保護者の計画的な面会でありますとか、次の段階として外出でありますとか、外泊でありますとか、そういった段階的な取組を通じて、丁寧な支援を行うことで、親子間の関係を改善していくということを重ねて自宅に帰すというふうなこともあり得るということになります。

【饗庭委員】ぜひ、子どもさんの意見を尊重していただきたいなというふうに思うんですね。家に帰りたくないのに帰したので、最悪、事件になってしまうというようなこともあるかと思うんですけれども、長崎県内でも、意見が食い違った場合にどういう形で、今、話し合いをとおっしゃっていましたが、一旦子どもが帰りたくないと言ったら、もう一回一時預かり所で預かっていただけるということで理解しているのか、そこだけ確認させてください。

【平川こども家庭課長】子どもの意向を尊重するというのは、まず大前提であり、そうした中で一時保護でありますとか、場合によっては施設への入所措置でありますとか、そういった措置をとることになります。

【饗庭委員】ぜひ児童虐待がないようにしていただいて、子どもの命を守っていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【坂本(浩)委員】あと2つ残っていましたが、すみません。

今の児童虐待に関連して、先ほどからやり取りがなっていますので、項目に挙げていたのですけれども、大方了解いたします。

ただ、1点だけ、今年5月に児童福祉法が改正されましたよね。要するに、それに基づいて何か新たな取組というか、そういうようなことは何かあるんですか。

例えば、今、饗庭委員が言った子どもの意見というのが、要するにそれを勘案して措置を講ずるとか、多分、そこら辺とかあったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、まだ成立したばかりで、施行がいつですかね。施行がまだ先なら、今からの対応かなと思うんです

けれども、もし何か考えがあればですね。

【平川こども家庭課長】法の改正に基づく取組の中の一つとしまして、子どもの権利擁護に関する取組がございます。

私ども県におきましては、今年度から、子どもの意見を聞くための仕組みをつくろうということで、6月の補正予算の方でも予算を計上したところでありまして、県の方で子どもの意見を聞くアドボケイトを養成して、その方々を施設の方に派遣して子どもの意向を聞いていくというような取組、これを持って子どもの権利擁護を推進していくことに取り組もうとしているところであります。

【坂本(浩)委員】わかりました。6月の補正で出ていたんですね。すみません、認識が不足してまして、申し訳ありません。

それから次に、被爆体験者の救済についてのところですが、これは午前中の課長の補足説明等々でよくわかりました。特に、7月にまとめた「長崎の黒い雨等に関する専門家会議の報告書」については、この取りまとめを含めて、各専門家の皆さん、それから県の担当職員の皆さんのご努力を高く評価させていただきたいと思っております。

これに基づいて7月5日、要請を国の方、厚生労働省にしたということなんですけれども、その後、先ほどからありますように、8月9日に岸田総理が、がんの一部というふうなことで、先ほど課長は、ありがたいことだというふうなことだと思っております。もちろん、7月5日に、要請項目はたしか3項目あったと思うんですけれども、その中の一つが、今の被爆体験者の事業の充実というふうなことで、特に疾病の拡大というふうなことで出ていましたので、そういう意味でいくと、一部とはいえ、がんが入るとい

ことは大きなことだと思うんですけれども、ただ、これが7月5日の県の要望に対する回答なのか、そこら辺はどう認識されていますか。

【犬塚原爆被爆者援護課長】委員おっしゃられたように、7月5日に「長崎の黒い雨等に関する専門家会議報告書」を添えて、厚生労働副大臣へ副知事、県議会議長、長崎市長、長崎市議会議長と4名で要望に行きました。

委員おっしゃられるように、3つの点について要望したところでございます。1点目が「黒い雨」について認めていただきたいということ、2点目が、第一種健康診断特例区域の拡大について、早く結果を出していただきたいということ。そして3点目が、被爆体験者の方々の充実ということでございます。

そのことについて、8月9日長崎原爆の日、被爆者団体要望の席において、岸田総理からは回答があったんですが、「黒い雨」については、結局、従前と同じお話でございました。具体的に言いますと、2つの問題点がある、つまり、最高裁判決の整合性と「黒い雨」が降ったことの客観性がないというお話がございました。第一種健康診断特例区域の部分については、特にお話がなく、3つ目のがんのところについては、一部拡大というお話でございました。

ですので、私どもとしましては、この「黒い雨」について、7月5日に報告書を出しているにもかかわらず、国からは従前と同じ回答、つまり、2つの問題点があるということですので、しっかりと私どもの報告書を受け止めていただき、そして回答していただきたいということを申し上げる必要があるというふうに考えたところでございます。

そのため、8月24日に福祉保健部の次長、長崎市の原爆被爆対策部長により、国の原子爆弾被

爆者援護対策室長に報告書の分析を進めていただきたいと、厚生労働省へ申し入れを行ったところでございます。

さらに、9月5日に、国の原子爆弾被爆者援護対策室長が新しく代われ、就任のあいさつに来られましたので、そのときにも福祉保健部長から、「ボールは国にあり、報告書に対する回答を求める」という申し入れを行ったところでございます。

ですので、この報告書をしっかり受け止めていただいて、その上で、長崎で「黒い雨」に遭った方も認定・救済の対象としていただくために、国にはこれからも要望を続けてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。経過については了解しました。

先般、9月22日に被爆体験者の全国被爆体験者協議会等の皆さん方が厚生労働省に要請といえますか、協議に出向きました。そこに参加された方に状況を伺ったんですけれども、まあ、国の方は、県が取りまとめたこの報告書を含めて、全然検討した節がないというふうな、そういう感想をいただきましたので、ぜひ、今、課長が言われたように、7月5日に出しても全く検討しているのかどうか、本当にわからないんじゃないかと思えます。

一方で、がんの一部についてはどういうものなのかというのは、今検討中ということですよ。12月に、今、概算要求で4億円出していますが、多分、絞り込んで要求の中をつくんだらうと思えますけれども、そのやり取りもあったみたいなんですけれども、もともとこの事業に関しては、がんは絶対に含めないというふうなのが、これは国、厚生労働省の強い意向だったわけですよ。それが一転して、一部とはいえ

がんが入ったということは、非常に矛盾しているというふうなこともあるんじゃないかと思えますので、ぜひ県・市、それぞれの議会の議長ということで7月5日に出されていますので、さらに国に対して、この検討状況というのを逐一プッシュしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】それでは、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時53分 休憩

午後 3時53分 再開

【下条委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 3時54分 休憩

午後 3時55分 再開

【下条委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会文教厚生分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時56分 休憩

-----  
午後 3時57分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会の決算審査の日程につきましては、お手元に配付いたしております「審査日程案」のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時58分 休憩

-----  
午後 4時 1分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 4時 2分 閉会  
-----

# 文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和4年9月29日

文教厚生委員会委員長 下条 博文

議長 中島 義 様

記

## 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 91 号 議 案	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 92 号 議 案	長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例	原案可決
第 93 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決

計 3 件（原案可決 3 件）

委 員 長                    下条 博文

副 委 員 長                山口 経正

署 名 委 員                前田 哲也

署 名 委 員                ■庭 敦子

---

書 記                    川村 恵

書 記                    永淵 大輔

速 記                    (有)長崎速記センター